

菓猟考を巡る日本食肉文化の歴史的考察と現代の  
と畜場における食肉部位の活用・廃棄に関する実証研究

日本大学生物資源科学研究科 生物資源経済学専攻

国際経済研究室 研究生 17305502 呂 恵眞

指導教官：小泉聖一・石田正美



## 目次

### 第Ⅰ部 歴史編

序章 本研究の目的および方法論 -----	1
第一節 本研究の目的 -----	1
第二節 先行研究 -----	2
第三節 方法論 -----	2
第一章 “肉食禁止令の詔”から江戸時代末期までの歴史 -----	10
第一節 “肉食禁止令の詔”（675年）以前の食肉文化 -----	10
第二節 食肉忌避の法制化と社会への浸透 -----	11
第三節 薬猟による和漢本草学の独自の発展 -----	13
第四節 食肉と皮革の取り扱いとの関係 -----	16
第五節 食肉禁止令のなかで限定的に行われた食肉 -----	18
第六節 琉球における食肉文化 -----	19
第七節 第一章のまとめ -----	21
第二章 明治以降現代までの食肉の歴史 -----	22
第一節 精肉・食肉製品中心の消費文化への変遷 -----	22
第二節 内臓肉・動物の血液の消費動向 -----	23
第三節 現代における内臓肉と動物の血液の消費抑制要因 -----	25
第四節 第二章のまとめ -----	27

### 第Ⅱ部 実証編

第三章 現代におけると畜場における豚と牛の部位ごとの活用・廃棄状況 -----	29
第一節 調査項目 -----	29
第二節 部位別活用率からみたアンケート調査結果の概要 -----	29
第三節 と畜場別活用率からみたアンケート調査結果の概要 -----	30
第四章 2項ロジットモデルによる実証 -----	33
第一節 調査年ごと豚／牛の活用・廃棄状況 -----	33
第二節 SRM 部位の豚と牛の活用・廃棄の違い：BSE 禍の影響の可能性 -----	35
第三節 豚・牛に共通して低い活用率を示した血液と内臓部位 -----	37
第四節 と畜場ごとの違い -----	37
第五章 歴史編で明らかになった点とアンケート調査結果の照合) -----	38
第一節 2015～2020年の活用率の上昇要因：焼肉ブームなどの影響の検討 ---	38
第二節 BSE 禍の SRM 指定とその後の検査体制の緩和の影響の検討 -----	38

第三節 低活用臓器類を巡る可食部位・非可食部位の選定による影響 -----	40
第四節 血液の低活用率への「血の穢れ」意識の影響の可能性 -----	41
第五節 大都市において高い傾向を示す副生物の活用率 -----	41
第終章 結論 -----	43
謝辞 -----	45
参考文献 -----	46
補章 -----	50
1. 全国のと畜場 205 カ所のリスト（付表 1-1 ～ 付表 1-11） -----	51
2. 2015～2016 年と 2020～2021 年のアンケート調査の調査票 -----	63
3. 日本の食肉文化史についての年表 -----	75
4. 豚・牛の副食部位の活用状況に関するアンケート調査結果 （付表 4-1～付表 4-4） -----	122
5. 2 項ロジットモデルによる計算結果（付表 5-1～付表 5-6） -----	125

## 序章 本研究の目的および方法論

### 第一節. 本研究の目的

遊牧原住民の食肉文化の影響を受けた中華・朝鮮料理では「血」の一滴も余すことなく利用しているのに対し、日本の庶民的な食文化では内臓肉と動物の血液をあまり食さない伝統がある。中華圏から留学してきた筆者は、このことを不思議に思いながら、「なぜ内臓肉を無駄にしてわずか一部しか食べないのか、いつ頃から食べなくなったのか...」という様々な疑問を抱くに至った。

日本における野生鳥獣の食肉などへの利用については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」など様々な保護法律などにより制限がある。また、厚生労働省のジビエ（野生鳥獣肉）に対する危害分析重要管理点（Hazard Analysis Critical Control Point: HACCP）方式による衛生管理に関するガイドライン（2022年）によれば、野生鳥獣の食肉処理加工施設では内臓肉は全廃棄の方向にある。一方、と畜場における家畜の副生物部位の活用・廃棄の状況を調べるために、筆者は日本国内の食肉処理場における牛・豚副生物の活用・廃棄率や利用状況に関するアンケート調査などを2015～16年と2020～21年に実施した（有効回答数は2015～16年が22件、2020～21年が11件、詳細は第三章を参照されたい）<sup>1</sup>。その調査結果によると、副生物の廃棄率については、同じ部位において豚より牛の廃棄率が高い。また、「牛の副生物の廃棄率」については、牛海綿状脳症（Bovine Spongiform Encephalopathy: BSE）問題が起きたことで、特定危険部位（Specified Risk Material: SRM）のうち脳ミソの100%が廃棄されていた。同様に廃棄率が高かったのは、脊髓（2015～16年で100%、2020～21年は90%）や外鼻（同89%、同90%）などの危険部位と牛の血液（同92%、同95%）であった。精巣（同84%、同70%）、陰茎（同84%、同60%）、胆嚢（同74%、同70%）、胆汁（同74%、同60%）と危険部位以外の副生物廃棄率も高かった。「豚の副生物の廃棄率」に関しては、豚の血液が最も多く廃棄され（同92%、94%）、胆嚢・胆汁（同75%、同67%）、精巣（同70%、同67%）、陰茎（同75%、同56%）などの副生物の廃棄率も、牛同様に高かった。

一方、2017年11月～2018年1月に実施した台湾・中国のと畜場における現地聞き取り調査では、豚の廃棄部位は豚毛や胆嚢と下顎骨と肩甲骨のみであった。「肉品市場」（併設公営と畜場）や私営食肉加工社にとっては、豚の血液や内臓などは非常に重要な収入源である点が日本と大きな違いとなっていた。台湾・中国では精肉に比べ、値段のやや高い豚の肝臓・腎臓や牛のアキレス腱などは、家庭的な薬膳料理として食べられている。それに対して日本では精肉志向が強く、内臓肉の利用は、豚で可食用の肝臓と脾臓、牛で胆汁を医薬品の原料として出荷している事例があるものの、沖縄などを除き、血液や内臓の不可食部位はほとんど

---

<sup>1</sup> 活用率と廃棄率の関係は、活用率 = 100% - 廃棄率。

ど廃棄されているのが現状である。

日本と中国、台湾との間で、内臓肉および血液の利用について、なぜこうした違いが生じたのか。本稿では、その差異について、食肉ならびに内臓肉などの利用に関する歴史的推移に視点を置いた考察を第Ⅰ部の歴史編で行うとともに、前述のアンケート調査を行い、その結果を第Ⅱ部の実証編で分析することで、現代と過去の歴史の照合を行うことしたい。ただ、過去の歴史を遡るといっても、日本では長い間食肉が禁止され、明治以降の西洋化で肉を食べるようになったという単純な図式ではない。実際には、食肉忌避の文化が根強いなかでも、食肉さらには内臓および動物の血液を食べることも行われていた。しかし、そうした実態があったにもかかわらず、なぜ今日のように内臓および獣血を廃棄するようになったのか。第Ⅰ部の歴史編では、食肉が禁止される以前の時代、禁止されていた飛鳥時代から江戸時代末期までの時代を第一章で述べ、明治以降今日までの歴史を第二章で述べ、上述のいくつかの疑問に歴史的観点から明らかにしていく。第Ⅱ部の実証編では、第三章で、前述のアンケート調査結果を分析し、その結果明らかになった点を挙げる。第四章では、第三章で明らかになった点が統計的有意性をもって説明されるかどうかを検証する。そして、第五章で、第Ⅰ部の歴史編を通じて明らかになった点と、アンケート調査の分析結果とを照合し、現代と歴史の対話を試みることにしたい。終章の結論で、本稿で明らかになった点を述べ、今後の課題を提示する。

## 第二節. 先行研究

日本における食肉類の需要は経済成長とともに増加してきたが、副生物の利用はいまだに少ない。内臓肉などの畜産副生物の利用は、世界の人口増加とそれに伴う食料需要の増加、SDGs等の食品廃棄物の減少への取り組み、精肉価格の低減など様々な側面から検討する必要があり、そのための加工品開発、食材化に関する研究は比較的多くみられる(有簾ら 2021; 本田ら 1997; 宮原ら 2004)。しかしながら畜産副生物の利用に関する日本とアジア諸国との比較に関する研究は、利用率や価格比の面からみたものはあるが(成ら 1994)、宗教や食習慣など食文化の側面からの報告はほとんどない。また、と畜場に関しては、畜産副生物の処理、流通に関する研究は地域的な問題に言及したものはあるものの(伊藤ら 2001年)、日本全体のと畜場を俯瞰したものはほとんどみられず、八木(1995)や桜井ら(2001)など同和問題に関する社会的な研究が多くを占めているのが現状である。これらの点からも、歴史的観点から日本の食肉文化を論じ、かつと畜場における畜産副生物の活用・廃棄状況に焦点を当て、さらに双方を照らし合わせた試みは、本研究が初めてである。

## 第三節. 方法論

第Ⅰ部 歴史編の第一章の”肉食禁止令の詔”から江戸時代末期までの歴史と第二章の明治

時代以降から現代までの食肉の歴史については、既存の日本および中国の文献や資料を収集し、分析を行っていく。これらは二次資料ではあるが、同和問題や被差別などに焦点を当てたもの、中国の本草学に関する文献も含め、膨大な文献・資料から成る。しかしながら、描かれるストーリーは、第一節で示した「日本では畜産副産物が活用されず、なぜ廃棄されているのか」との問いに忠実に答えていくものであり、同和問題や本草学で焦点を当てた点とは異なるこれまでにない独自のものである点を強調しておきたい。こうしたストーリーを構築するなかで、どのような問いを設定したのか、以下において示すこととしたい。まず、食肉が禁止される以前の時代、禁止されていた飛鳥時代から江戸時代末期までの時代の歴史に関しては、以下の通り(1)~(6)のような問いを設定した。

- (1) 675年の「肉食禁止令の詔（みことのり）」以前において、食肉は行われていたのか、またその食肉文化はどのようなものであったのか？
- (2) 動物に触れる、動物を食する、さらにはと畜といった行為に対する「穢れ」の観念が歴史的にどのように形成され、また何が「穢れ」の観念の対象となったのか？
- (3) 薬草とともに動物の血液や臓器類をも薬とする「医食同源」の中国から伝わった「本草学」が、中国でどのように発展し、それらが日本に輸入された後、どのように発展したのか？
- (4) と畜して皮革を扱う産業がどのような必要性から起こり、生成される肉などの副生物をどのように処理していたのか？また皮革を扱う職人は、武家社会においてどのように位置づけられていたのか？
- (5) 肉食禁止令の下でも、動物を狩猟して、薬の代わりに食することを「薬猟（くすりがり）」と言うが、薬猟を含め、肉食禁止令の下での食肉はどのように行われていたのか？
- (6) 前述の通り、沖縄では、台湾や中国と同様に臓器類や血液を食する文化が存在するが、どのような歴史を経て、他の都道府県と異なる文化が形成されたのか？

明治時代に肉食禁止令が廃止されてから現代に至る時代に関しては、以下のような問いを設定した。

- (7) 明治時代に入ってから肉食禁止令の廃止から現代まで、食肉需要にどのような変化があり、どのような肉が食されていたのか？
- (8) 明治以降、内臓肉ないし副生物や血液が食されることはあったのか？
- (9) また現代において、内臓肉や副生物の食肉を抑制する要因としてどのようなものが考えられるのか？

第I部 歴史編ではこうした詳細な問いを設定することで、「日本ではなぜ内臓肉や血液の多くが活用されずに廃棄されるのか」との問いの答を模索していく。

第Ⅱ部 実証編の第三章のアンケート調査については、以下で述べる方法でアンケート調査を実施した。まず2015～2016年（以下では「～2016」を省略し、「2015年」と述べる）の調査では、図1に示すように4段階の手続きを経て実施した。

第1段階として、独立行政法人家畜改良センター（2023）の畜場リスト（139カ所）、花木工業株式会社のウェブサイトに掲載されているリスト（2019年時点で187カ所）や農林水産省のリスト（2010年時点で155カ所）などをもとに全国のと畜場205カ所のマスターファイルを作成、必要に応じて各と畜場のウェブサイトを確認し、住所やと畜頭数、組織形態（会社、組合、地方自治体など）などの情報を整理した<sup>2</sup>。

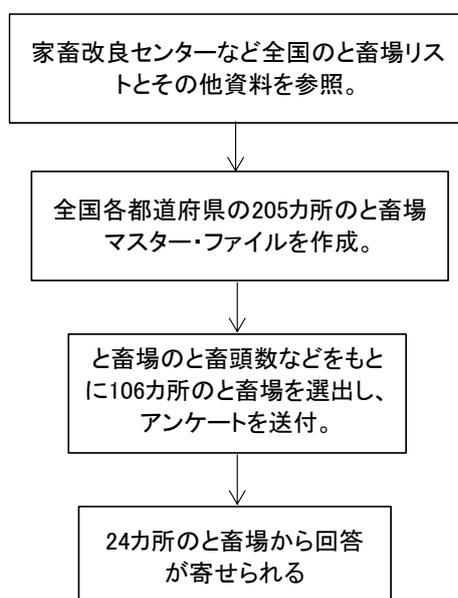


図1. 2015～16年のアンケート調査の標本収集プロセス

出所：筆者作成。

第2段階として、205カ所のと畜場のマスターファイルから、と畜頭数などをもとに106カ所のと畜場を選び、アンケートの調査票を送付した。なお、アンケート調査は、本研究の目的以外にも、1日当たりの処理頭数や家畜の血液の洗浄水や廃水などについても調査を行ったが、本研究ではこのうち豚と牛の、① 脳、② 脊髄、③ 耳介、④ 外鼻、⑤ 血液、⑥ 足、⑦ 精巣、⑧ 陰茎、⑨ 胆嚢、⑩ 胆汁の10部位の活用/廃棄に関する設問に主眼を置いた（補章2を参照）。その結果、24件の有効回答を得た。

表1は、各と畜場が属する都道府県ごとに各段階のと畜場数を示したものである。なお、回答数は25件となっているが、岩手県と三重県のと畜場はこの設問に具体的な回答をして

<sup>2</sup> 花木工業株式会社は、食肉加工機械などを製造する企業である。なお、205カ所のと畜場のリストには、補章の付表1-1～付表1-11に示されている。

表1 2015～16年アンケート調査標本収集の各段階での都道府県ごとのと畜場数（続く）

都道府県	家畜改良 センター	花木工業(株)	他資料参照	205社リスト	送付106社	回答数
北海道	10	15	1	16	7	1
青森	3	6	0	5	3	1
岩手	2	3	0	3	1	1
宮城	2	3	0	3	2	1
秋田	2	2	0	2	2	0
山形	3	4	0	4	2	0
福島	1	3	0	3	1	0
茨城	4	12	0	12	7	2
栃木	2	4	1	5	1	0
群馬	2	4	0	4	2	0
埼玉	5	7	0	7	5	1
千葉	3	5	1	6	4	2
東京	2	3	0	3	1	0
神奈川	2	2	0	2	2	1
新潟	2	3	1	4	2	1
富山	1	1	0	1	1	0
石川	1	2	0	2	1	0
福井	0	0	0	0	0	0
山梨	1	1	1	2	1	0
長野	2	4	1	5	1	0
岐阜	4	4	1	5	2	2
静岡	2	2	1	3	2	2
愛知	3	4	1	5	2	1
三重	2	2	1	3	3	1
滋賀	1	1	0	1	1	0

表1 2015～16年アンケート調査標本収集の各段階での都道府県ごとのと畜場数（続き）

都道府県	家畜改良センター	花木工業(株)	他資料参照	205社リスト	送付106社	回答数
京都	2	3	0	3	3	1
大阪	2	2	1	3	3	1
兵庫	8	8	0	8	5	1
奈良	1	1	0	1	1	1
和歌山	1	1	1	2	1	0
鳥取	1	1	0	1	1	0
島根	2	2	0	2	1	0
岡山	3	2	1	3	1	0
広島	2	2	1	3	1	0
山口	2	4	1	5	1	1
徳島	3	5	0	5	2	1
香川	2	3	0	3	2	0
愛媛	1	1	0	1	1	0
高知	2	2	0	2	1	0
福岡	4	4	3	7	3	0
佐賀	1	2	0	2	1	1
長崎	4	5	0	5	2	0
熊本	4	5	0	5	2	0
大分	1	1	1	2	1	0
宮崎	6	9	0	8	4	0
鹿児島	15	20	1	21	11	0
沖縄	6	7	0	7	2	1
合計	135	187	20	205	106	25
平均	2.9	4.0	0.4	4.4	2.3	0.5
標準偏差	2.6	3.7	0.6	3.8	2.0	0.6

出所：独立行政法人家畜改良センター、花木株式会社のウェブサイト、筆者の調査メモなどをもとに作成。

注1 花木株式会社のと畜場リストが2019時点のものであるのに対し、筆者の調査は2015～16年に実施されており、その間に一部のと畜場は閉鎖されるなど、少なからぬ変化があった。

注2 花木株式会社は一民間企業であるが、そのリストには187カ所のと畜場が収録されており、その数は農水省のと畜場リストの規模（155カ所）を凌ぐ。

いないほか、茨城 A のと畜場は業務を終了したとの回答が返送されたことから、有効回答は22件となる。有効回答率が106件のうち22件の19.8%決して高くない理由については、送付先の一般と畜場の半数以上の開設者が公営と畜場以外であり、アンケート調査に積極

的に回答をしてくれると畜場が必ずしも多くはなかった点を述べておきたい。

2020～2021年の調査（以下では「～2021」を省略し、「2020年」と述べる）は、2015年のアンケート調査で回答があったと畜場と後1カ所のと畜場を対象に、2020年11月～2021年3月に、2015年の対象部位に⑪ 頭蓋、⑫ 大・小腸、⑬ 胃、⑭ 皮膚、⑮ 脾臓、⑯ 胎盤、⑰ 副腎の7部位を加えた調査を行い、11件の有効回答を得た（表2）。

表2 2020～21年アンケート調査標本収集の各段階での都道府県ごとのと畜場数

都道府県	送付数	有効回答	都道府県	送付数	有効回答
北海道	1	1	京都	1	1
青森	0	0	大阪	1	0
岩手	1	0	兵庫	1	1
宮城	1	0	奈良	1	0
秋田	0	0	和歌山	0	0
山形	0	0	鳥取	0	0
福島	0	0	島根	0	0
茨城	1	0	岡山	0	0
栃木	0	0	広島	0	0
群馬	0	0	山口	1	1
埼玉	1	1	徳島	1	0
千葉	2	0	香川	0	0
東京	0	0	愛媛	0	0
神奈川	2	1	高知	0	0
新潟	1	1	福岡	0	0
富山	0	0	佐賀	1	0
石川	0	0	長崎	0	0
福井	0	0	熊本	0	0
山梨	0	0	大分	0	0
長野	0	0	宮崎	0	0
岐阜	2	1	鹿児島	0	0
静岡	2	2	沖縄	1	0
愛知	1	1	合計	24	11
三重	1	0	平均	0.5	0.2
滋賀	0	0	標準偏差	0.6	0.5

出所：筆者作成。

注 表1の時点と比べ、標本収集手続きを簡素化した。

本研究で扱っているアンケート調査の設問は、豚並びに牛の部位について、それぞれの部位をと畜場として活用しているか、それとも廃棄しているかを尋ねたものである。と畜場によっては、豚と牛の双方を扱っていると畜場と、豚のみ、ないしは牛のみを扱ったと畜場があった。表3は、回答のあったと畜場について、複数のと畜場から回答があった府県のと畜場を府県名にそれぞれAとBとしたうえで、豚のみ、もしくは牛のみを扱った、もしくは双方を扱ったかどうかを示している。

表3 と畜場ごとの豚と牛の取り扱い状況

	2015-16年	2020-21年
北海道	豚のみ	豚のみ
青森	豚・牛	回答なし
宮城	豚・牛	回答なし
茨城B	豚のみ	回答なし
埼玉	豚・牛	豚・牛
千葉A	豚・牛	回答なし
千葉B	豚・牛	回答なし
神奈川A	豚・牛	回答なし
神奈川B	回答なし	豚・牛
新潟	豚・牛	豚・牛
岐阜A	牛のみ	牛のみ
岐阜B	豚・牛	回答なし
静岡A	豚・牛	豚・牛
静岡B	豚・牛	豚・牛
愛知	豚・牛	豚・牛
京都	豚・牛	豚・牛
大阪	豚・牛	回答なし
兵庫	豚・牛	豚・牛
奈良	n.a.	n.a.
山口	豚・牛	牛のみ
徳島	豚・牛	回答なし
佐賀	豚・牛	回答なし
沖縄	豚・牛	回答なし

出所：筆者作成。

第Ⅱ部 実証編の第三章では、調査結果の概要をみるため、調査結果を部位ごとに活用している畜場の数を合計し、すべての畜場の回答数で除した部位別活用率と、と畜場ごとに活用部位数を合計し、2015年と2020年の調査の調査対象部位数で除したと畜場別活用率をベースに分析する。

また本調査を説明変数としてカテゴリーごとに分類すると、

- (1) 調査年に関して、2015年を0、2020～2021年を1として分けることができる。
- (2) 対象とされる標本が豚である場合を0、牛である場合を1で分けることができる。
- (3) 部位ごとにダミー変数を設け、各標本がその部位に該当する場合に1、該当しない場合に0とすることができる。
- (4) と畜場ごとにダミー変数を設け、各標本がそのと畜場に該当する場合に1、該当しない場合に0として分けることができる。

以上のような複数のダミー変数から成る説明変数に分けたうえで、該当すると畜場で食肉として活用された場合を1、廃棄された場合を0とすると、2項ロジットモデルを用いた分析が可能となる。第Ⅱ部 実証編の第四章では、調査年、豚/牛、と畜場、各部位で活用されているのか、それとも廃棄されているのかを、2項ロジットモデルを用いて統計的に検証する。

## 第一章 “肉食禁止令の詔”から江戸時代末期までの歴史

### 第一節. “肉食禁止令の詔”（675年）以前の食肉文化

五胡十六国の鮮卑時代（107年～385年）から、古代インド仏教が、中央アジア諸国を経由する際に、仏教の諸経典もチベットを経由しモンゴルの地に取り入れられ、チベットの仏教思想がモンゴル遊牧民に浸透した。特にチベットやモンゴルで盛んに研究された『撰大乘論』（400年）には、衆生が生きて、利するのであれば、畜獣を殺し食べることは「菩薩戒」を犯したことにはならず、悟りだと説いている。と畜により人々に活命を与えることは菩薩行となる。つまり、仏教が始められた頃に食肉は禁じられていない（内澤 2011、156-159; ガントヤー 2012、237-25）。

自然の大草原に住むモンゴル騎馬民族の存在は、アジアの殺生食肉思想に大きな影響を与えてきた。特に1231年からモンゴル帝国が高麗王朝に対して繰り返し戦争を行い、約100年間（1259年～）に渡り高麗を支配する間に、大量の牛を肉牛として供出するよう強要し、これにより牛肉食が高麗や中国にも伝えられた。また、『八幡愚童訓』などの史料より、蒙古弓に牛角・腱を利用するため、と牛の推進をさらに公然化するようにしていたことがわかる（佐々木 2004、354-355; 尹 2008、192-204）。そのことからモンゴルでは、と畜奉仕者は殺生戒を超えて、むしろ敬意を持って尊重されている。食肉を中心とする遊牧民はと畜するとき、動物の苦痛を減らすため、ナイフで即死させると同時に来生を祈願する懺悔祝詞までの儀礼も行い、家畜を解体することは、タブーとされず大地に「血」を一滴も溢すことはないのである。解体後に「血」を腸詰にしてソーセージを作り、内臓も無駄なく全部食べていた。こうした犠牲となった畜獣を大切に、「命をもらって分かち合いながら生きる」（内澤 2011、146）という考え方は、モンゴル民族の菩薩行的なと畜世界観である（内澤 2011、144-146）。

古代日本においては、4世紀頃『播磨国風土記』の中で、雨乞い豊作を祈願するため、神様に対する動物供犠とした神祇祭祀や、動物を殺してその「血」で稲の種を洗うと大変に早く稲の芽が出たとかという「屠る」＝「穂振る」の語源から五穀豊穰と呼ばれるようになったことから巫呪儀礼的なと畜思想を窺うことができる（中村 2011、44; 辻本 1999、152）。そして、文明が進むにつれて、国家形成に向かう支配者の狩猟活動については、例えば『日本書記』巻第十四に、允恭天皇（415年）十四年九月条の「天皇、淡路嶋に狩りしたまふ…（中略）…」に関わる史料から縄張としての猟場の「神聖性」が浮かび上がってくる。このように政治的・軍事的な目的として鹿を追い、狩ることは、王権的なと畜思想を意味することとされたわけである（山下 2005、107-111; 中澤 2008、39）。

## 第二節. 食肉忌避の法制化と社会への浸透

仏教伝来から天武天皇に始まる“肉食禁止令の詔”(675年)により、臣民が「牛馬犬猿鶏」を食することが禁止されることとなった(西本 2008、166-167)。7世紀から天平～延暦年間にかけて、唐仏教の全盛期が迎えられ、大乘仏教は、日本にも大きな影響を与えた。

他方、仏教の殺生禁止に加えて、古代神道思想と結びつけられ、奈良時代から平安時代に形成されたのが「穢れ」の観念である(佐々木 2004、37)<sup>3</sup>。元来、古代神道思想においては、「山河の荒ぶる神々」への畏怖の心情が日本人の間で形成され、「山河の荒ぶる神々」の住む自然を清浄な聖域として捉えていた。このことから、「神は穢れを嫌う」との観念が、古代神道の習俗のなかにひろく浸透していったと考えられている(村田 1986、42-43)。「神が嫌う」とされる「穢れ」の対象が何に向けられたのかに関して、各種史料における「穢れ」に関する記述をみると、そのなかで最も多いのが「死に対する穢れ」で、その根源は死に対する本能的な嫌悪にあると考えられている。他方、後述する「弘仁式」では、「死」とともに穢れの対象として挙げられているのが「産に対する穢れ」で、「死」と「産」は、人に限定したものに留まらず、動物の「死」と「産」も「穢れ」の対象とされた(井出・牛山 2016、81-83)。

「死」および「産」とともに「穢れ」の対象とされたのが「血に対する穢れ」である。元々古代日本においては「血」は「強い力」を持つものとの認識があり、前述の『播磨国風土記』のなかで、動物を殺してその「血」で稲の種を洗うと大変に早く稲の芽が出たとの話はそのことを象徴している(中村 2011、44; 辻本 1999、152)。このため、平安貴族社会において出血は穢れと見なされていない、本質的に「血」そのものが穢れとされる事例は乏しく、月事や疾病・傷害との結合で「不浄」を帯びるとの指摘はある。しかしながら、9世紀中頃から10世紀中頃の時期に、月事と比較して、「血」そのものを「穢れ」とする事例が多く、それは「血」が「死」と強烈に印象付けたためとされている(井出・牛山 2016、84)。

文武天皇により発せられた大宝律令においても、「穢悪」の文言が盛り込まれた(大本 2013、34-35 および 56-57)。また、7世紀に編纂が開始され712年に完成された『古事記』では、死穢れについて初めて触れられており、「生剥、逆剥、...馬婚、牛婚、鶏婚の罪の類を種々求ぎて、国の大祓して...」と、牛馬の皮を剥ぐことを罪としている(辻本 1999、30-32 および 199)。しかしながら、“肉食禁止令の詔”(675)を犯して、祭りになると、延暦十年(791)朝廷の「江漢神に祭る」下令で、百姓たちが牛を殺して食べたとの記録が残され

---

<sup>3</sup> 以下では、動物の「死」、もしくは「血」に対する「穢れ」の観念が、日本の食肉文化、並びに本草学にならぬ影響を及ぼしてきたことから、「穢れ」の観念が制度上ないしは貴族や武家社会、庶民の生活にどのように浸透してきたのかを既存の文献並びに研究をもとに示していく。なお、既存の文献並びに研究のなかには、「穢れ」と「部落問題」並びに「被差別」の問題と関連付けたものが少なくない。しかしながら、「部落問題」と「被差別」の問題は、本稿の目的とは関わりがないことから、必要以上の言及は控えることとしたい。

ている（宮崎 1987、19）。ところで、穢と仏教について、天平年間（729～766）『陀羅尼集經』卷第九の「烏樞沙摩解穢法印 第十七」に、「死尸、婦人の産、六畜の産（血液）を見ることが『穢』である」とある。最澄や空海は、火をもって不浄を転じて清浄となす烏樞沙摩經を扱っていた。空海が834年に新天皇（仁明天皇）の御衣に御修法（みしほ：加持祈祷）を行ったことが記された『続日本紀』（836年）では、一文字名詞の「穢」が初めて用いられ、このことは「穢」が固定概念となったことを示している（大本 2013、113-121）。

平安時代に入ると、820年に『弘仁式』、868年に『貞観式』が律令として編纂され、それらをさらに改訂した『延喜式』が927年に編纂された。「穢れに触れると触れた人も穢れる」（川元 2009、80）とされる「触穢」に関する規定が盛られている。それによると、「触穢悪事忌者、人死三十日、産七日、六畜死五日、産三日、其喫食及弔喪、問疾三日」とある。ここで示されているのは、人の死と産、六畜の死と産、その肉を食すること、喪を弔うこと、病人の見舞いに行くことが「触穢」として定められている。そして各々に忌むべき日数が定められており、『弘仁式』の段階で前述の穢れに対する忌避意識が出現している（大本 2013、75-76）。

また神祇信仰に基づく公的儀礼の概要を定めた『神祇令』（868年頃）の散齋条の細則規定では、「不得弔喪、問病、食食、亦不判刑殺、不決罰罪人、不作音楽、不預穢悪之事。致齋、唯為祀事得行、自余悉断、其致齋前後、兼為散齋」とあり、食肉（食食）の禁止が加えられた（井出・牛山 2016、81）。さらに『延喜式』では、「死、産、血」が「穢れ」としてさらに強く意識されるようになり、「穢」に関する諸規定が国家レベルで穢れに触れることを忌み、「穢忌条、弔喪条、触穢条、司穢条、失火条」が法制化された。ここで着目すべき点は、『延喜式』では、あくまで「穢」が神祇祭祀の枠内に置かれながらも、法制化することで、制度的にも明確に神祇祭祀を司る朝廷や神社の外に位置付けられる世俗社会に移されていることである（尾留川 2009、57-59；大本 2013、76）。このことから、「食肉忌避」を含む「穢」の意識が平安時代に一般的にも広まったことが示唆される。さらに天皇制国家統治としての仏教に加えて、貴族階級や一般庶民の間に獣肉食を罪悪視する思想が広がり、日本独自の畜思想観に変化していく（佐々木 2004、37）。平安時代末期には陰陽道が入り込んでいたため、凶作続きの原因は殺生横行だと考えられ、殺生食肉を否定する思想は以前よりも強くなった。

このように平安時代に入ると、「穢」の意識が貴族や神職以外の一般庶民にまで広まったが、他方で平安時代末期から鎌倉時代にかけて、貴族社会から武家社会へと移り行くなかで、尚武の文化の影響で狩猟による野生獣肉食が盛んになった。例えば、京都の六角西洞院に鹿の肉が集積され、それを宍市と呼んで大勢集まって食べたが、これを公家の日記などから抜粋した歴史書『百鍊抄』は、「洛中の不浄…（略）…」と嘆いたことが記録されている。室町時代末期には、南蛮貿易が始まり、南蛮食肉文化の導入によって、薩摩、豊後、肥前はもとより、京都でも牛肉料理が公然と現れた（宮崎 1987、19）。しかしながら、他方で室町時代以降には、女性が女性特有の出血のために、死後、血盆池（「血」の池）地獄に墮ちるこ

とを説く『血盆経』が日本に伝わり（松岡 1989、85-100）、「血」の穢れに対する社会の不浄観の意識が強まった。

江戸時代に入っても、慶長十七年（1612年）に出された農民取締法令の五箇条のひとつに「牛を殺す事御制禁也、自然殺すものにハ、一切不可売事」とあり、幕府の牛の殺生禁止令はこの時点で出されていたことがわかる。また、地方では藤堂家が伊賀国を領した当初の慶長十三年（1608年）、伊賀名張城跡を預けた梅原勝右衛門に宛てた城附法度二十一箇条中に「鹿猪牛犬、一切喰申間敷事」とあり、幕府の発布以前に鹿、猪、牛、犬の食肉を禁じていたことがわかる。このことを逆に解釈すれば、その時期に各地で動物の殺生と食肉が広く行われていたことを物語る（根崎 2005、3-4）。また、江戸時代には、徳川秀忠の時代から「武家諸法度」が発布され、諸大名の国政などが規定された。この武家諸法度も、江戸時代に入り戦乱のない太平の世を迎えるに際し、五代将軍徳川綱吉の時代に、家康政権の「弓馬之道」よりも「忠孝」と「礼儀」を大名や武士に要求するという大きな方針転換が行われた。その結果、綱吉の時代には、「死、産、血の穢れ」への恐れや生類殺生禁止の考えから、「服忌令」（1684年）と「生類憐みの令」（1685年）が発布され、20年余りにわたり食肉忌避の観念が社会に深く浸透した（辻本 1999、46-47）。服忌令は、近親者の死没に当たって喪に服する期間を定めたもので、「忌」は「死の穢れ」を忌み家から出ない期間を、「服」は外に出て事を執ってもなお忌み慎む期間をさすという。「服忌令」の採用は、朝廷や神祇関係での制度を武家社会に持ち込み、さらに民衆にまで「死の穢れ」意識を浸透させることとなった。なお、服忌令の元となる規定は、それ以前から地方においても存在し、例えば十五世紀初めの京都祇園社（現八坂神社）の「服忌令」では次のように、① 猪鹿食いたる人、50日、② 肉かもしし（カモシカ）食いたる人、5日、③ 四足の食いたる人、7日、④ 鳥食いたる人、3日と、⑤ 六畜の死穢、5日、⑥ 六畜の産穢、3日、と動物ごとに忌み慎む期間が定められていた（辻本 1999、46-47）。

### 第三節. 薬猟による和漢本草学の独自の発展

中国歴代の本草学において、漢の時代には『神農本草経』、『傷寒雑病論』、『金匱要略』、晋王朝では『肘后方』、梁王朝では『名医別録』、『神農本草経集注』、『補缺肘后方』などが本草学を進展させた。また、唐の時代には『食療本草』、『千金食治』、『千金方』、『唐本草』（新修本草の別名）、『本草拾遺』、『食医心鏡』、『日華子諸家本草』（出所不明）、北宋では『太平惠民和剂局方』、『嘉祐本草』、『本草図経』、元の時代では『湯液本草』などの書物が編纂された。さらに、明の時代には『本草蒙筌』、『本草綱目』、『食物本草』、清の時代には『本草從新』、『医林纂要』などが編纂され、それらをみると、唐の時代に既に動物組織や内臓などがホルモン製剤に使われていたことがわかる（叶苓・陳深 2004、6）。こうした動物性生薬における”動物本草”の発展に伴い、宋元時代から動物内臓を含む畜産副生物資源を最大限に活かした臨床治療が行われていたことがわかる（叶苓・陳深 2004、7）。哺乳類動物本草

の薬用部分は、具体的には内臓（肝、肺、脾、腎、胃、胆、胰）、骨、脊髄、脳、歯、舌、蹄、足、尾、唾液、皮、脂肪、乳、胎盤、辜丸、血液、毛、糞尿などまで 120 種類以上の部位が多種多様に使用されていた（叶苓・陳深 2004、9-10）。

中国最古の医薬記事としては、不老長寿における神仙道的考えが見られる『山海経』（前 5 世紀 - 3 世紀と推定）を中心とする医薬思想が東洋医学の原点である（森田 1985、425-427 および 572）。『山海経』の中で薬物となり得るものを草、木、鳥、獸、虫、魚、鉱に対する医薬思想に分類すると、以下で述べる『神農本草経』（後漢 25～220 年）の薬物分類の記述形式とまったく同じ手法であることが窺われる。『山海経』の薬効的な解説によると、例えば、柗陽の山に「鹿蜀」という動物が神獸として「陽の促進」をもたらし、この皮毛を腰に吊り下げていると子孫が繁栄するようになるとされる（森田 1985、437、492-494、544、592）。

漢方思想は『山海経』から引き継がれ、さらに莊周朝代の宮廷薬膳の「養生思想」が加えられて生まれた『神農本草経』は、中国最古の薬物学書である。正統本草における基幹本とした『神農本草経』に続いて、3～4 世紀の『名医別録』には 730 品種以上の漢方薬が記述された。そして、500 年頃、梁の陶弘景が諸伝本を校定し、由来の薬物や自注も加えて『神農本草経集注』を作成した。歴代の校定増補を経て、唐の蘇敬ら医官は『新修本草』を編纂し、本草学の定礎を築いた（黄 2003；許 1983、82-110）。これらの薬書における主な哺乳類動物生薬は、図 2 の通り約 63 種ある。

鹿角	麝香	鹿肚草	羚羊角	牛角鯨	牛胰線	熊胆	猪胆	豹骨
鹿腎	鹿脚	鹿皮	羊毛脂	牛肚	犀角	熊掌	猪腸	虎脛骨
鹿角膠	鹿茸	麋脂	羊辜丸	水牛角	犀皮	熊胆	猪脂	象皮
鹿胎	鹿骨	兔糞	羊腦	牛黄	猿鞭	鼯鼠	猪辜丸	象牙
鹿尾	鹿血	蝙蝠糞	龍骨・龍齒	牛胆	馬莖	海狗腎	猪胰線	水獺肝
鹿角霜	鹿筋	童尿	穿山甲	牛辜丸	馬寶	猪脚	猪肚	靈猫香
鹿肚石	鹿腦	紫河車	刺猬皮	黄明膠	驢-阿膠	新阿膠	猪腦	狗腎

図 2 本草医学における主な哺乳類動物生薬の分類

出所：『中薬学』『薬学論集』より筆者編集作成した。

注 1：ここで挙げた 63 種の生薬のうち、「鹿」、「人」、「羊」、「牛」、「犀」、「熊」、「豚」、「象」など複数の種にまたがる動物は、罫線でまとめている。

注 2：濃い網掛けで白抜きの生薬は、後述する東大寺正倉院に納められた「盧舎那仏に奉げる種々薬帳」（756 年）に記載された 60 種に含まれているもの、薄い網掛けがされた生薬は『養老律令』（757 年）の「鹿牧令」に記載が示されているもので、いずれもこの時代に日本でも動物生薬として用いられていたものである。

古代中国に発した医薬思想は朝鮮半島から日本に広がった。飛鳥時代からの医学は、漢方医学の継承と展開に従う一方、仏教伝来とともに仏教と融合して大いなる発展へ進んだ。そして、遣唐使などの僧侶によって隋唐医学が日本に深く浸透した。ところで、日本の「薬猟

（くすりがり）」の源流を考えると、古代中国の長江中流域で5月5日に行われた薬草を摘む民間行事と、高句麗王室が3月3日に楽浪の丘で行った鹿、猪を狩る行事があり、飛鳥時代の推古朝では、こうした源流が異なる2つの行事を併せ、壮麗な宮廷儀礼として執り行っていた（宇陀市ホームページ）。古代日本最初の薬猟の記録をみると、『日本書紀』卷第二十二推古天皇紀により、「十九年夏五月五日、薬獵於菟田野。…（中略）…是日諸臣、服色皆隨冠色各著髻花、…」といった記載がある。解説によると、「推古19年（611年）夏五月五日、菟田野（奈良県宇陀市）への薬猟で、参加者がそれぞれの色の狩衣に各位階の大小に対し冠をつけ、また、12冠位にはそれぞれ飾りを付けた、…」このように薬猟の源流とも深く係わっていたのである（木村 2002、55-85）。

また、唐制に倣って、文武天皇の時代の『大宝律令』（701年）の中に日本で最古の医事制度に当る「医疾令」が定められ、宮内省に属する典薬寮を中心とする国家医療体制が構築された。奈良時代に全盛を極めた仏教医学は、仏教精神に基づき、貧民や病人を救うために、寺院を中心として多くの救療施薬院の設置を促した（石原 1959、16-17 および 21-23）。

飛鳥時代末から奈良時代中期頃に、既述の通り『大宝律令』が実施された時代に藤原京跡出土の薬物木簡の中に、“龍骨”の文字が見られる。また、東大寺正倉院に納められた「盧舎那仏に奉げる種々薬帳」（756年）には、60種の貴重な舶来薬が記載されている。その中の動物生薬の具体的な例を挙げると、犀角器・犀角（インド産クロサイ）、新羅羊脂、麝香（鹿の雄の香のう分泌物）、猬皮（イヒ・ハリネズミ）が見られる（内藤記念くすり博物館ホームページ）。大宝律令に続く、『養老律令』（757年）のうちの「厩牧令」における馬牛匹生産体制に関して、「凡そ官の馬牛死なば、各々皮、脳、角、胆を取れ。若し牛黄を得ば、別に進れ」との記述がみられ、奈良時代の医制確立とともに、図2で網掛けがされている動物臓器などは薬物として用いられていたことが証明されている（寺木 2014、127-128）。

平安時代の延喜年間（901～923年）に入り、薬物学における唐の『新修本草』を範に取り、深根輔仁が日本現存最古の薬物書『本草和名』を編纂し、薬物として動植物・鉱物を収録した。本草学は、後世の薬物学発展に計り知れない影響を与えた（小曾戸 2014、110 および 226）。ところで、仏教の消長に伴って発展し、鎌倉武家政治（1185年～）の下での医療と医学の変遷は、典薬寮も医官を世襲した丹波康頼（『医心方』著作）などの各氏による請負体制となって医官の凋落が顕著なものとなっていき、と畜活動が閉鎖的な新仏教思想に伴い、民間医の抬頭や僧医の独壇となった。しかし、南北朝から戦国初期にかけて兵乱が続いたために、正統医学の研究はほとんど進展せず、医学全般の傾向は金創医などの実地救療形式ばかりであった。

室町時代初期、足利義満が大陸との交流を通じて中国明医学がもたらされ、医術の研究が再び盛んとなった。戦国織豊期においては明医学の導入が再び盛んとなり（石原 1959、16-17、42、53、71 および 76; 新村 2006、52 および 74）、それに日本の独自の食肉忌避論に呼応して、『関甫食物本草』、『本朝食鑑』、『大和本草』、『和漢三才』などの植物を主体とした日本的な和漢本草学が進められてきた（原田 2003、149-151）。隋唐医学を通じて平安時

代に伝えられてきた『新修本草』に続いて以来、1596年に李時珍が著わした『本草綱目』は本草学の集大成であり、日本渡来より江戸時代を通して、日本の本草学の新しい領域への発展に大きな影響を与えた（石原 1959、16-17、71 および 76; 新村 2006、52 および 74）。

しかしながら、江戸中期以降、疫病の流行や大飢饉の発生が幕府の財政を圧迫し、莫大な費用が掛かる薬材、皮製品、物産などの輸入が大幅に減少した。そして、徳川吉宗政権下では「薬種国産化政策」が推し進められたため、和産薬材の開発は、もっぱら植物性生薬の研究成果を中心として行われてきた（高橋 2014、24-34、91-92）。ところで、最大の物資集散地である大坂を中心に雪踏（雪用履物）経済圏、食肉経済圏が形成されると同時に、輸入唐薬に代用しようとする和薬種が生産市場に出回るようになった。古代より明治維新に至るまで日本薬業は唐薬種と和薬種より構成され、しかもその大部分が漢方の下に使用された。従って、薬種の形態は草根木皮を主とし、鉱物・動物を一部含む生薬である（吉田 1962、20）。そのほか、明暦 1655 年から明治 7 年の間に『大阪薬種業誌』、『富山薬業史』や『近江の被差別民衆史』と和薬改会所からの処方控帳や取引の記録を検証した結果、「輸入唐薬」の国内流通に、熊肝、牛虎の胆、牛黄、麝香、阿膠、羚羊角、犀角、虎骨、猬皮、龍腦がしばしば用いられていたものの、「国産和薬」では、狐肝、牛胆、牛黄、野猪油、熊肝など生薬の種類がごく限られていたことにより（大阪薬種業誌刊行會（1936、166; 富山県 1983; 滋賀県同和問題研究所 2005、148; 渡辺 2006、197 および 289）、と畜活動が益々消極的になり、日本のと畜産業は、独自の歴史を歩むこととなった。

#### 第四節. 食肉と皮革の取り扱いとの関係

鎌倉武家政権を開いた源頼朝は、軍需皮革を確保することから鎌倉に住む皮作に、関東各地に散在する皮作を支配する権能を与えた。頼朝の死後、室町時代へと移り日本全土は群雄割拠となった（石井 1979、242-243）。戦国混乱時期を経て、各地の有力な武将領主が、武器製造の必要性から、それぞれの支配領内府中に「かわた」を定住させ、領国内で皮革生産に専業させた（川元 2009、46-47）。畿内においては、かわた宿村が各有力寺社の管理下に置かれた（三浦 1990、284）。豊臣政権時代では幕藩体制下での主従階級関係について、特に耕地の生産高を把握するため、各守護大名の領国内で実施されて作成した検地帳（土地保有状況）の中にあつた名請人の隷属人として掌握される「かわた」百姓達が、皮革上納を義務付けられる代わりに、屋敷地を与えられ、領内の斃獣や皮革支配の権利を付与されていた記載も数多く見出されている（安達 1980、5 および 63; 安良城 1986、5; 中尾 1995、16）。江戸時代初期、東北日本の皮田集落（皮剥）で処理された牛馬皮は、近畿地方の製革業集落に送られ、太鼓馬具などが作られ、残る骨は肥料として利用された。皮田集落の諸類型については、皮革角爪の軍需武器利用などが見られる（部落問題研究所編 1978、161-162）。なお、

各地には以下の通り、皮革の加工が行われていたことが示される記述が残されている<sup>4</sup>。

- 1) 柳田国男 の「地方の小領土が武器兵器の製作原料として皮革角爪の類を領内に提供する」とあるように戦国大名（後北条、今川、武田、前田など）と関わりのあることが示唆される（部落問題研究所編 1978、161-162）。
- 2) 『加賀藩史料』慶長十四（1609年）の条には「皮多之事」など、播磨から移住してきた皮屋が、加賀と能登の死牛馬を取り扱う権利を与えられていた（以上、部落問題研究所編 1978、161-162）。
- 3) 紀州『那賀郡狩宿村』の起源から「皮田部落」の原型があったことが推測される（『光明寺由来記』所載）（部落問題研究所編 1978、154）。
- 4) 安土桃山時代に形成された土佐国香美郡や近江国の「穢多ヶ谷」（『未開放部落の史的研究』所収）にも皮田部落が存在したことが推測される。
- 5) 「摂津国図絵」の中で示されている「下難波ノ内皮多」に「かわた屋敷」との記載がある（『近世被差別民衆史の研究』p.88 所収）。
- 6) 和泉国における「麻生嶋村」や「南王子村」旦那場があったことが判る（三浦 1990、285；村崎編 1976、46）。

一方、製革業集落（皮多）では、鎌倉幕府末期から「皮鞣し技術」の発展に伴い、製革業が生業として確立され、室町・足利義満時代において盛んとなった（部落問題研究所編 1978、162-164）。幕府の統制権力下では、無名の長吏頭であった「弾左衛門」は、皮革納入の責任者として皮作から皮革を集め、加工も配下の者にさせていた。「弾左衛門由緒書」証文によって、町奉行直属の家来として「穢多頭弾左衛門」は、徳川幕府から浅草（新町）という特別な地域を江戸町割の際に割り当てられた。また、関東の賤民への支配権を持つ基盤で、安価な労働力を一方的に集めることができ、皮革、灯心、箆、薬など各種の専売産業を独占することによって、弾左衛門は多大な利益（3千石相当）を収めた（部落解放同盟東京都連合会ホームページおよび荒井 1979、97）。弾左衛門支配下の長吏小頭たちにより、製薬・売薬を業とする部落には薬屋が多い。例えば、武蔵国横見郡和名村（埼玉県比企郡）を統括していた鈴木家（甚右衛門）は、薬の製造・販売の仕事も行っていた。鈴木家の扱う各種動植物薬について、「ならい薬」は、馬の内臓より製した薬種である（東日本部落研究所編 1994、97 および 107）。また、相模国中郡大磯町の八郎右衛門は薬屋として有名であった。『新編相模風土記稿』に載っている“截雲丹”、“通閉散”では動物の臓器より製した通経剤・精力剤などで、江戸城大奥や諸大名の奥からよく注文を受けていた（菊池 1966、274-275）。以上から斃牛馬皮作りの職人集団を中心にして、皮革や薬種、兵糧までに使われる動物の皮や内

---

<sup>4</sup> 本節では多くの地名が示されているが、それらのほとんどは国会図書館に所蔵されている文献に基づく。ただし、部落問題研究所編（1978）は、国会図書館には所蔵されていない。しかし、栃木県立図書館と大分県立図書館には所蔵されている。

臓・肉類などの流通ルートが確立されていたのである。文政八年（1825）の助左衛門の「勘定之控」によると、斃牛馬は皮ばかりでなく、場主の自由処分に任せた尾、爪、内臓などで利益を得ていた（小丸編 1979、273-274）。

関西では、「かわた」に軍需的な目的が薄れる中で、日常的な食物に対する養生薬膳的な関心が高まる一方、「かわた」村の皮革関連業が発展し、特に履物の皮革業は需要の高まりとともに、雪踏（雪用履物）経済圏などが形成され、相当規模の生産が行われていた（部落問題研究所編 1978、248-249）。さらに食肉村の形成が享和年間（1801~1804年）に中河内で起こった。「河内国丹北郡更池村で、日々堺の町や南王子村へ牛肉販売に向く様子が、近世後期の食肉業として描かれている（のび 2009、101；のび 2007、35-57；のび 1998）が述べた斃牛馬に関する河内国北条村『嘉永四年牛馬名前割方記録帳』の文書により、足、皮、筋のほか、センマイ（胃）、オビ（腸）など内臓も食用にされていたことの証拠として示されている（佐々木 2004、292-293）。

江戸末期から食肉、皮革、薬種などの畜産物流通は、個別領主的な形態へ独自に展開されていった（部落問題研究所編 1978、253-255）。例えば、彦根藩井伊家が、江戸譜代大名の筆頭として牛のと殺と牛肉生産を唯一公認されていた。近江国の黒和牛とは、朝鮮半島からの帰化人と深い関係を持ち、昔の朝鮮系の黄牛であった。将軍家や有力大名へ御養生肉として牛肉味噌漬を献上し、公家貴族や武士の間でも「薬喰い」（反本丸）や薬種（牛臍丸 牛胆の牛黄）として牛の肉や内臓などが食べられていた。また、生産した皮革は陣太鼓用に幕府に献上し、他藩にも販売されたことが記録されている（福原 1956、32-36）。

## 第五節. 食肉禁止令のなかで限定的に行われた食肉

飛鳥時代に入り、食肉禁止令の詔が出た後も、猪を飼育する部である猪飼部やと畜などが存在していた（加茂 1976、107）。また、獣肉食を罪悪視する思想が貴族階級から一般庶民の間に広がってからも、穢れ意識を忌避するため、薬草採取や猪鹿狩を意味した「薬猟（くすりがり）」の語が（宇陀市ホームページ）、野獣の捕獲の意味にも拡大され、獣肉の食用を「薬食」と別名で呼ぶようにして、民間では依然として肉の隠れ食いも行われていた。例えば、『今昔物語集』の中にも、僧侶が病気になった時、「薬餌」として牛馬の肉を食べていた事実がわかる（中村 2011、41 および 49）。先述の通り、弾左衛門の時代においては、動物の皮や内臓・肉類などの流通ルートが確立された。ただ、当時の内臓食記録をみると、動物の種類により食肉忌避の度合いが異なることが下記のことから読み取れる。

- 1) 牛馬の食肉が、兵糧や薬種として武家の間に広がり、しばしば食べられてきた。例えば、加賀国の馬食や上杉藩と宮城藩主に伝わる牛肉料理が記されている。内臓食に関する具体的な史料はほとんど知られていなかったが、異域であった蝦夷や琉球の食肉文化については「近年、牛の筋、皮（ミノ）、ほそはた、こし、爪といった、それぞれのアキレス腱、ミ

ノ（センマイ=胃）、腸、脾臓など」内臓部分を解体する人々の間で割り振る権利が確立されており、食用としていたことがわかる（原田 2003、43 および 48）。

- 2) 猪鹿の獣肉食は、狩猟との関係から山村農民や武士・藩士層にまで及んで、肉や内臓が食べられていたと思われる。
- 3) 豚羊の食肉では、特に早くから蝦夷や琉球で伝統食文化として一般的に受け継がれていた。琉球国も密貿易をしていたことから、薩摩は昔から豚を食べる習俗があったと言われ、幕末の薩摩藩や志士達の多くは、食肉については積極的であった。他の地域では、当初唯一の外国との接点であったのが中国人と朝鮮人居留地の長崎である（以上、原田 2003、40 および 42）。例えば、江戸幕府御台所で異国の使者に対する饗応料理についても、長崎から大坂経由で「なま豚」を取り寄せたと言われている（高正 2010、116）。

文化文政年間（1804～1829 年）より、スペインやポルトガル系の南蛮流に起源のある獣食肉の実態について、農民が鉄砲で捕獲した農害獣を江戸へ運び、熊、狼、狸、いたち、来鼠、猿、犬、兔、獺、猫などを料理する“ももんじ屋”や獣肉・豚鍋の店（『守貞謄稿』所載）が多く存在していた。獣の内臓肉も食用に供されていたものと思われる（石川編 2009、119；武光 2001、195）。食肉忌避の観念が比較的弱かったが、まだ公然と殺してその肉を食することができず、そのため、忌みを避け「菓喰い」とし、猪を山鯨と称し、鹿肉を紅葉と称していた。中世を通じて次第に浸透した近世日本社会の食肉観は、大名の規模を領地のコメの収量により表現するという特異な石高制社会システムに対して、大名支配下の斃牛馬を穢れ意識を持つ差別に直結するような形で食肉は否定されていた。しかしながら、表向きの禁忌とは裏腹に、現実には、かなり広く肉を食していたものと考えられる（原田 2003、165）。それは、享保（1732 年）、天明（1782 年）、天保（1833 年）の大飢饉の時期には、飢饉対応策として獣肉食の風潮を展開させたという背景も考慮しておくべきではないか。ただ、いずれにしても獣肉を食する文化は、穢れ意識の中で、「菓餌」や「菓喰い」など直接的な呼称を避けたうえで限定的に行われていたことは留意すべきであろう。

## 第六節. 琉球における食肉文化

沖縄では、1429 年の琉球王国設立以前における、群雄割拠の戦国時代の中山国が明国による手厚い保護を受け、中国（1374 年）、朝鮮（1389 年）、東南アジア（1420 年）を結ぶ中継貿易による大航海時代を確立していた。この大航海時代は、琉球王国設立後も続き、ポルトガルやオランダが日本との関係を確立した 16 世紀まで、同国の繁栄をもたらした（野村 2012）。また、明国との交流以前においては、咸淳年間（1265-74 年）に、禅鑑という日本僧侶が渡来し、極楽寺を建立したことで、仏教を布教させており、13 世紀には日本との交流があったことがわかる。こうしたことから、沖縄の食文化は、諸外国との交流の中で、琉球王朝時代に中国の冊封使（1404 年以降）や薩摩の在番奉行（1631 年以降）などを饗応する

ための独特な料理が生まれ、調理技術や作法などを洗練させて宮廷料理として確立された。なお、日本から禅鑑が沖縄に渡来した折りも、食肉禁止の影響はもたらされていない（首里城公園管理センターホームページおよび沖縄県庁ホームページ）。

その後、1609年に薩摩藩の侵攻を受け、日本の幕藩体制に組み込まれたが、中国への朝貢も継続された。この薩摩藩の支配により、1697年に牛馬と殺が禁止されたが、一方で中国との冊封関係を否定しきれず冊封使の頻繁来琉のためにもてなすことが求められたことから、豚や山羊の肉料理が発達した。このように、日本本土のように食肉禁忌の影響がほとんどなく、食肉文化が発達しており、特に明治以降に豚肉食習が根強くなった。参考までに、1883年（明治16年）時点で、県内の家畜数は豚56,609頭、ヤギ36,507頭、牛20,153頭、馬14,581頭で、豚と山羊という二大家畜で、豚のと畜数全国1位となった（沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課ホームページ）。

次に沖縄における本草学の影響をみていきたい。沖縄には、中国伝来の「薬食同源」と中国から朝鮮を通じて伝わった「医食同源」という考え方や慣習がある。沖縄の養生食が中国と日本の影響を受けながらも、沖縄独自の養生食として日常一般化したのは、食に対する宗教的禁制がほとんどなく、食するものに偏見や差別の意識を持たなかったからと思われる。そもそも、沖縄の養生食の起源は、古代中国における食療本草系に遡る。唯一現存する琉球の本草書である『御膳本草』は、渡嘉敷親雲上通寛が、1832年（天保3年）に編纂し、王府へ献呈したものである。

『御膳本草』を紐解くと、沖縄の養生食が中国の食療養生思想の影響を大きく受けていることがよくわかる。渡嘉敷親雲上通寛は、1817年（嘉慶22年）23歳のときに中国北京へ留学、北京大医院で中国の食医学の権威である張垣に学び、その後、琉球王府の侍医頭となった。1824年（道光4年）には再び北京へ留学し、北京大学医院長の張水清に師事、再び沖縄に戻り王家の方々の治療にあたった。特に、当時病弱であった王第17代尚軀掄の治療にあたったと言われている。

また、『御膳本草』が書かれた時代である1832年は、天保の大飢饉であったため、本来、王府でしか生かされない御膳本草の知識が、当時の医師達を介して庶民の間に広まったものと考えられている。中国漢方の影響を色濃く残しているものとして「以類補類」がある。所謂、類を以って、類を補うといい、動物（豚）の組織や器官で、それに類した人体の組織、器官を補うことができるという考え方である（尚弘子 2008 沖縄県畜産振興公社ホームページ）。つまり、沖縄の豚肉食文化には、単に豚肉を食すというのではなく、捨てるどころがなく耳、面皮、肋骨、内臓（胃腸、肺臓、肝臓、すい臓、腎臓など）と足、血液まで巧みに利用するということにある（原田 2009、278）。同書には、山羊についても、肉のほか肝臓、肺臓、腎臓、胃、血液に分けて詳述されており、犬と牛についても簡単に記述されている。野獣類については猪と鹿が見られる（原田 2009、283）。

## 第七節. 第一章のまとめ

以上の文献調査に基づき、日本における食肉文化の歴史を序章の第 3 節の方法論のなかで、箇条書きで示した問いの答を示していくこととしたい。

- (1) 飛鳥時代の食肉禁止令以前においても、動物を殺してその「血」で稲を洗うと早く目が出たものだという「屠る」＝「穂振る」の語源から「五穀豊穰」と呼ばれるようになったと言われているように、と畜思想が宮中や一般庶民の生活においても根付いており、また「血」は穢れの対象ではなかった。
- (2) 仏教の殺生禁止と、古代神道思想とが互いに結びつくことで「穢れ」の観念が形成され、その対象は人および動物の「産・死・血」に向けられた。「食肉禁止」と「穢れ」に関する規定が法制化される一方、次第に庶民の間にも浸透するようになり、その状況は江戸時代末期まで続いた。このうち「血」に対する穢れの意識が、動物の血液を食さずに廃棄する習慣に影響をたらしたものである。
- (3) 中国における本草学は、植物のみならず動物の内臓を含む畜産副生物資源を最大限活かしたものとして発展したが、日本においては、食肉が禁止されていたことから、和本草は植物本草となった。このことが、副生物の部位が薬膳として用いられることを抑制した要因の一つとなっている。
- (4) 武家社会において、皮革は、武具として皮革を加工する必要性から、斃牛馬処理を独占的に処理する組織が設けられた。こうした組織の長吏頭などには、副生物として生成される動物由来の生薬や肉類の製造・販売の権限が与えられ、これにより一部の武家や貴族にも肉類や内臓などが流される流通ルートが確立された。
- (5) 食肉が公に禁止される中でも、隠れたり、「薬食」として穢れを覆い隠すような理屈を付けることで薬猟は行われ、内臓肉が食されていたとの記録は残っている。このことから、武家社会以降において、内臓肉をまったく食していなかったということはないようである。また、このほかにも、飢饉のときに止むなく肉を食する、さらには武具などに用いられる皮をつくる必要性から食肉は行われていたが、限定的であった。
- (6) 琉球並びに琉球以前の中山国は、中国、朝鮮、東南アジアを結ぶ中継貿易拠点として発展し、各地の多様な食文化が受け入れられたことで、沖縄では豚・山羊肉をはじめ内臓や動物の血液をも食する、古来の日本本土とは異なる食文化が形成された。

## 第二章 明治以降現代までの食肉の歴史

### 第一節. 精肉・食肉製品中心の消費文化への変遷

1853年、アメリカ国使ペリーの浦賀来航により、日本が開国の端を発するにつれて、そこに外国人居留地が設けられた。さらに、船に積んできた牛だけでは間に合わなくなり「慶応元年に外人は外国商船で神戸へ行き、牛を取引している関西各地の間屋から牛を買い、横浜に送ってその肉を試食した（加茂 1976、210）。元治元年（1864年）、横浜の外人達の間で始まった牛肉の商売は次第に盛んになり、この時期に、牛肉の需要が増えた。こうした状況の中、慶応3年（1867年）3月に、「牛羊牧養建白書」が、幕府奥医師である石川桜所、伊藤玄朴、松本良純の3氏により、牛乳、白牛酪の効能を挙げるとともに食肉を奨励し、牧畜を振興することによって、幕末の幕府財政の立て直しの一助とする目的で上呈された。この中で「牛羊鶏豚は、五大洲中各種人民の常食にて、我邦に於ても上世は上下皆々肉食致し候處、中古以來佛法盛んに行なわれ、殺生を禁ずる佛説に惑ひ、遂に肉食を廢し候。風俗に推移あり、...中略...肉食の風俗に復古可仕奉存候。」（加茂 1976、214-215）と述べ、食肉忌避の思想の転換を提言している。

明治2年（1869年）に畜産奨励、国庫収入の増加策として民部省通商司による官営と牛販売が開始された。明治4年（1871年）12月、明治政府により食肉禁止令は廃止され、長い間殺生禁止令によって抑圧されていた食肉が解禁となった。豚肉についても開港前より豚鍋店は増加した。牛肉に対する需要も高まり、文明開化を象徴する牛鍋店ブームが起り、食肉の普及に伴って、大都市近郊では次々と畜場が新設されるようになった。

大正年間には食肉の需給事情については、戦地に送られた軍需牛肉缶の大量増加によって、内地の牛不足が深刻になる中、牛肉より安い豚肉が注目されており、豚肉が牛肉の需要を追い越す勢いとなった。また、トンカツ、ソーセージ、ハムなどの形で豚肉の消費様式が多様化するようになった。農林省畜産局がまとめた「本邦の養豚」という統計書を見ても、大正7年（1918年）に豚のと畜頭数が牛を上回り、大正14年には何と3.6倍の約76万頭と畜され、需要の急速な拡大を裏付けている。また、移入された朝鮮牛のと殺頭数は、年々7万頭以上ずつ増え、全と殺頭数の2割強を占めるようになり、食肉供給面で朝鮮牛の役割も大きかった（日本食肉協議会ホームページおよび岡山畜産協会ホームページ）。

しかし、昭和12年（1937年）日華事変からの長期にわたる戦争という混乱時を経て、人口増加が食料供給に一層苦しい窮迫をもたらし、農業における食料としての穀物生産の優先が急務とされ、これがさらに養豚の分野に大きなダメージを与えることになった。そのダメージの程度を、終戦前の昭和19年から21年にかけての家畜飼養頭数の推移を見ると、豚は42万頭から9万頭へ、役肉用牛は216万頭から183万頭へと減少した。豚の激減に比較して牛の減少率が相対的に低かったのは、牛の飼料を人の食料と競合しない草や飼料に

求めていたことによるものであった（本田 1999 p. 3、25-26）。

戦時中、極度の食料窮迫の中で物価の高騰と一般市民の生活難を招いた。当時の物価の高騰を抑制するために昭和 14～16 年政府は食肉配給や肉類価格などの統制令を公布して、肉類最高販売価格の公示とともに農林省告示第七百八十三号を以って、と畜場渡や売主店先渡における牛豚内臓最高販売価格を表 4 の通りに定めた（福原 1956、134-136）。

表 4 戦時中に価格統制の対象となった牛と豚の内臓食部位

牛	頭肉	尾肉	横隔膜	舌	脂肪	胃	脳下垂体
	肝臓	心臓	小腸	腱	脳漿	肺臓	食道内膜
	胆嚢	副腎	甲状腺	卵巣	睪丸	膀胱	膀胱
豚	頭肉	舌	脂肪	胃	肝臓	心臓	十二指腸
		胆嚢	胃粘膜	卵巣	睪丸	膀胱	膀胱

出所：国立国会図書館デジタルコレクション-官報第 4435 号. 1941 年 10 月 20 日  
大蔵省印刷局[編] 昭和 16 年 1 号より 筆者が編集作成した。

終戦後、食肉の流通形態において精肉は調理用の精肉を中心に 80%以上の比率を占めていた。昭和 30 年代の経済高度成長に入り、神武景気から岩戸景気へと好況が続き、食生活の欧風化の風潮は食肉需要の急増を呼び、食肉消費の絶対量の増大に伴い、養豚は一段と活況を呈するようになった。卸売市場組織の再編や産地処理の拡大に伴い、食肉流通構造の変化は現在においても続き、新たな段階へと移行しつつあるとされる（高橋 1972、167; 仲川 2008、168-167; 吉田 1974、133）。と畜場や併設と畜場、食肉センターにおいては、従来の発生する畜産副生物は食肉用のほかに工業製品、肥料・飼料、化粧品・医薬品の原料などにも利用されていた。高度経済成長に伴う食肉消費が多様化するようになり、加工品の消費も伸び始め、昭和 35 年（1960 年）を境に一世帯当りの豚の加工品の購入量が精肉を上廻るようになった（総理府の「家計調査報告」より）。また、韓国系と北朝鮮系の内臓焼肉店や中華料理店が台頭しつつあり、畜産副生物の大幅な需要増加に伴い、豚、牛の部位に対する消費者のニーズにも変化が見られるようになってきた（総理府統計局 1961）。しかしながら、戦後、経済成長に伴い日本人は牛肉を食べるようになったが、その中心は精肉・食肉製品であった。

## 第二節. 内臓肉・動物の血液の消費動向

他方、精肉に対し、内臓肉および動物の血液の食文化は、明治以降現代までどのような変遷を辿ったのであろうか。日清～日露戦争を経た頃から中国・朝鮮などへの経済的・軍事的進出を模索する中での「富国強兵」という背景で、軍需用物資として養兔・養狐事業が日本各地に勃興し、特に兔の肉は美味で不足しがちな食料補給の役に立ち、薬用として狐肝も使われていたことがある（下山 2005、441-443）。このほかに内臓食肉記録によれば、「高田

慎蔵、明治四〇年一〇月八日 今般男爵を授けられる趣 三鞭酒御受納下されたし」（斎藤 1998、975）とある。また、松原岩五郎の『最暗黒之東京』の中の「車夫の食べ物」という引用から牛の臓腑、肝、膀胱、舌筋などを煮込んで食べていた。明治 36 年に報知新聞に連載された村井弦齋『食道楽』には内臓料理（尻尾、犢頭、犢肝、腎臓、胃、心臓、足など）が紹介され、日本に滞在中の欧米人も牛の内臓料理を賞味し、上流社会にまで浸透していた（佐々木 2004、252-253）。

内臓肉は牛と畜場にとって重要な副収入源であり、明治 39 年（1906 年）の『神戸新聞』に掲載された新川地区のと畜場周辺地域においては、貧民窟の食肉文化をめぐる粗末な大鍋で切り刻んだ臓物を煮込んだものが一皿 1 銭という報道があった（本郷 2004、28）。また、当時の畜臓器薬や内臓食などの実際の利用度合について、桜井厚の『屠場文化』では「戦前の一時期に臓器療法が風靡していた。と場で朝早くから牛の生血を飲みに来て、列を待っている結核患者もあった。他に疾病の治療のために、牛胆嚢・脾臓なども用いられた。」と書かれている（佐々木 2004、253; 桜井・岸 2015、181）。こうした肺結核病の治療法としては、中国清朝の宮廷では、かつて角から流れ出る鹿血を服した漢方処方があるとされ、日本よりかなり前からより広範な動物の血液が用いられていた。

「結核」と並ぶ二大国民病といわれた「脚気」の流行には、毎年 1 万～2 万人の脚気死亡数が国家的な大問題となっていた。明治 11 年に脚気病院が設置され、漢洋両サイドの医師（西洋医の佐々木東洋と小林恒、漢方医の遠田澄庵と今村了庵）が治術を競った。日本漢方では脚気患者に対する治療法経験が江戸時代からあり、ビタミン B 1 不足が原因で脚気に苦しんでいた陸軍や明治天皇も、漢方の食事療法で実際に良くなったので社会的に貢献した実績がある（石原 1959、187-188; 小川 1964、208、210）。しかし、科学的普遍性に欠ける秘伝治療のみに終始する漢方は、明治政府の洋方偏重により新しい西洋医学体系に受け容れられなくなった。漢方医らが浅田宗伯を中心にして、1895 年に明治政府の漢方廃止政策に激しく抵抗したが、漢方の頹勢を挽回するには十分ではなかった（石原 1963、131）。

戦時中においては、先述の通り肉類最高販売価格公示とともに農林省告示第七百八十三号を以って、と畜場渡や売主店先渡における牛豚内臓最高販売価格を定めた。この告示について内臓部位別に見ると、特に牛豚血液は対象として含まれていなかった（図 2）。「その他の臓器」にも含まれていなかったのは、食用消費頻度が極めて低いためと考えられる。牛豚血液の供給体制については、飼肥料として利用する場合は、特に早々に整備された市立神戸と場（1920 年開設）の付属設備に乾血製造所があった（佐々木 2004、78-81 および 256; 本郷浩二 2004、24）。

戦後、経済成長に伴って日本人は牛肉を食べるようになった。1960 年の総理府「家計調査」によると、精肉が食肉流通形態の 80%を占めており、安価であるにもかかわらず内臓肉は廃棄されていた。そのため、卸売業者らは内臓が美味しいことを広める以前は、廃棄していたようである。しかし、近年は内臓焼肉の美味しさが知れ渡り、タン（舌）、レバー（肝臓）、テッチャン（大腸）を中心に人気が出て、その部位の需要が増えてきた。これにより、

と畜段階で取り扱われる副生物は精肉とは流れるルートが分かれるようになった。諸外国に比べると、日本では副生物に関する商品知識や調理法が家庭内にまだ十分に普及していないのが実情で、こうした部位は主として焼肉屋で消費されている。

「内臓は捨てるもの」とする話は 1970 年代末に出現している。その説は在日朝鮮人の発想にこの説が出てきた源である」と考える佐々木道雄の推定は、「戦後、精肉の生産に主力があるために内臓供給過剰になり、不思議にタダ同然の安い内臓を拾っていた在日朝鮮人に、「日本人は内臓を食べずに捨ててきた」という勘違いで解釈されたからである。」(佐々木 2004、111) と述べている。しかし、古代文献に公表しない特定流通の内臓食や近代文献からでも終戦まで内臓肉を食べていたことがわかっている。正確に言うと、日本人は内臓肉をあまり食べなくなった時期は、戦後の高度経済成長の 1950 年代からの極短い期間だけであったとされる。1980 年代から在日韓国人の「朝鮮料理屋」を始め、焼肉屋の相次ぐ誕生を契機に、焼肉ブームが沸き起こり、日本の独自の焼肉文化が形成され(宮塚 2005、164、185)、畜産副生物の大幅な需要増加をもたらした。

### 第三節. 現代における内臓肉と動物の血液の消費抑制要因

一方、戦後において現代に至るまで、内臓肉ならびに動物の血液を食することを阻む要因がいくつか起きている。まず、O-157 食中毒事件により全国的に内臓生食が禁止となり、肝臓の需要が減り、牛に続いて豚のレバーも、また他の部位も大幅に流通は落ち込んでいった。第 2 に、1990 年代から牛肉の貿易自由化を巡る国際流通市場について、と畜解体衛生基準の国際認可に関する EC 加盟国の「EC フレッシュミート指令」や、米国の「O-157 菌対策の HACCP9 導入義務」により、と畜産業に最も大きな影響を与えた(佐々木 2004、258 および新山 2001、49、53、261)。第 3 に、1990 年代の初頭にイギリスを起点とする牛海綿状脳症(Bovine spongiform encephalopathy : BSE) 禍が欧州諸国全土に広がったのである。さらには日本と米国にも及んだ。そのため、BSE を巡る畜肉・食肉産業において各国それぞれの特定危険部位が定められ、受精卵の輸入まで非常に厳しく監視体制が敷かれるようになった。これは、畜産副生物規制史上最も重大な転換点であり、畜産副生物やレンダリング産業の流通構造に大きな変化をもたらしている(山内 2002、32)。

表 5 が示す部位別副生物の割合における「小割算出事業報告書」(2003 年)について、まず、「畜生体から枝肉を採取した後に副産物が残り、副産物から生じる原皮を除いたものを「副生物」という。副生物とは可食臓器類と非可食臓器類に分類され、「頭、骨、血液、脂肪、内臓等」が該当する。」(日本畜産副産物協会ホームページ)と日本畜産副産物協会が定義している。

表5 牛・豚副生物における可食部位（○）/非可食部位（×）の変化（新旧対照表）

(牛)可食副生物						(豚)可食副生物					
部位名	1941	1979	1983	2003	2020	部位名	1941	1979	1983	2003	2020
ホホニク 頭肉	○	○	○	○		カシラニク頭肉	○	○	○	○	
タン舌	○	○	○	○	○	タン舌	○	○	○	○	○
ノドスジ食道	○	○	○	○		ノドスジ食道		○	○	○	
ハツ心臓	○	○	○	○	○	ハツ心臓	○	○	○	○	○
ハツモト下行大動脈		○		○		下行大動脈				○	
レバー肝臓	○	○	○	○	○	レバー肝臓	○	○	○	○	○
ハラミ横/縦隔膜サガリ	○	○	○	○	○	ハラミ横/縦隔膜サガリ		○	○	○	
並ミノ第一胃	○	○	○	○	○	軟骨				○	○
上ミノ第一胃	○	○	○	○	○	ガツ 胃	○	○	○	○	○
ハチノス第二胃	○	○	○	○	○	ショウチョウ・ヒモ小腸	○	○	○	○	○
センマイ第三胃	○	○	○	○	○	モウチョウ 盲腸		○		○	
シマチョウ				○		シマチョウ				○	
ギアラ第四胃	○	○	○	○	○	チョウカンマク小腸腸間膜				○	
シマチョウ 大腸		○	○	○	○	ダイチョウ大腸		○	○	○	○
テッポウ直腸		○		○	○	テッポウ直腸		○		○	
コブクロ子宮		○	○	○	○	コブクロ子宮		○	○	○	○
マメ腎臓		○		○	○	マメ腎臓		○		×	○
副腎	○					副腎					
モウチョウ盲腸		○		○		(アミ脂) 網脂				○	
ショウチョウ・ヒモ小腸	○	○	○	○	○	外耳		○	○	○	
アキレス腱	○	○	○	○	○	トンソク豚足		○	○	○	○
テール尾	○	○	○	○	○	テール尾		○	○	○	
フワ肺臓	○	○	○	○		フワ肺臓		○	○	○	
胸線		○				胸線					
ウルテ・フエ気管		○	○	○		フエガラミ気管		○	○	○	
(ハラ脂)胃腸腎周囲脂肪	○	○	○	○		(ハラ脂)胃腸腎周囲脂肪	○	○	○	○	
チチカブ乳房		○	○	○		チチカブ乳房		○			
脾臓	○	○				脾臓	○	○		×	
胆嚢/胆汁	○					胆嚢	○			×	
膀胱	○					膀胱	○			×	
甲状腺	○					甲状腺					
卵巣、精巣	○					卵巣、精巣	○				
胎盤/陰茎						胎盤					
牛足				×		陰茎				×	
タチギモ脾臓 注1		○		×		タチギモ脾臓 注1		○		×	
頭骨				×		頭骨				×	
整形クズ・脂肪				×		食道気管周囲クズ・脂肪				×	
SRM 回腸遠位部				×							
危 脳漿/脳下垂体	○	○		×		脳漿/脳下垂体		○			
険 脊髄		○		×		脊髄					
部 せき柱				×		せき柱					
位 眼、扁桃、頭蓋				×		眼、扁桃、頭蓋					
血液						血液					
副産物 原皮膚						副産物 原皮膚					

出所：各年の資料は以下の資料に基づく。

1941～2003年は社団法人日本畜産副産物協会発行資料に基づく。

1941年（昭和16年）：戦時価格統制（戦時中貴重食糧）農林省告示第七百八十三号

1979年（昭和54年）：「牛・豚副生物格付規程」「可食副生物小割整形処理基準」（社）日本畜産副産物協会。

1983年（昭和58年）「畜産副生物流通調査報告」（社）食品需給研究センター。

2003年（平成15年）：「国内産牛・豚副生物 小割算出事業報告書」（社）日本畜産副産物協会。

2020年（令和2年）：文部科学省「日本食品標準成分表2020年版（八訂）」。

注：：北海道畜産公社1997年の資料では、脾臓が可食2類。

牛の脳ミソ・脊髄は SRM（特定危険部位）として焼却して 100%すべて廃棄された。しかし、BSE 対策を開始して 15 年が経過し、国内外の BSE 発生リスクが低下している状況を踏まえ、検査体制の見直しに至り、平成 25 年 7 月からは「48 ヶ月齢超」を対象とした BSE 検査に変わった。なお、輸出入規制でも SRM の対象範囲を見直し、平成 25 年 2 月以降には 30 ヶ月齢以下の「脊柱」に続いて、「頭部、脊髄」もそれぞれ SRM から除外した。現在の SRM 対象範囲は、30 ヶ月齢超の「頭部（舌、頬肉、皮以外）」、「脊髄、脊柱」、全月齢の「扁桃、回腸遠位部」となっている（政府広報オンラインホームページ）。

表 5 に示す通り、筆者が副生物の一覧リストを調べたところ、年代ごとの牛・豚副生物における可食部位/非可食部位の変化について、戦時中における牛の可食内臓部位は、豚のそれよりも多い。特に価格統制（1941 年）の対象となった牛と豚の内臓食部位は貴重な食糧として食べられていたが（福原 1956、134-136）、このリストによると 1979 年と 1983 年には一部の内臓（牛の甲状腺、牛と豚の胆嚢、膀胱、卵巣、睾丸）は可食部位の対象から外されていた。また 2003 年「日本畜産副産物協会」の定義による一部の内臓などは、非可食臓器（リサイクル資源か廃棄物）として扱われ、さらに一部の内臓などでは「国内産牛・豚副生物 小割算出事業報告書」から既に消去されていたことがわかった。その原因は、概ね「その他」欄としてまとめたようである。

#### 第四節. 第二章のまとめ

以上の文献調査に基づき、序章の方法論のなかで提示した明治時代以降の日本の食肉文化史をまとめてみることにしたい。

(7) 明治以降食肉需要は、戦争時などを含め盛衰があった。特に、戦後の高度成長期以降は、食肉需要が急速に高まったものの、食肉の対象は精肉であり、内臓肉や動物の血液は含まれていなかった。一因として和本草が植物本草となり、かつ明治期の医療が西洋の医療体制となったことが一因と考えられる。他方、戦後内臓肉が焼肉店や中華料理店で隆盛を極めるが、家庭では副生物についての商品知識や調理方法は十分普及しなかったとみられている。

(8) 明治期において、上流社会の人々も車夫などの貧しい層も、それぞれ食文化は異なるものの、内臓肉を食していたことが示されている。また、1941 年の戦時下での価格統制が行われた際、統制の対象に内臓肉が含まれており、戦時中に内臓肉を食する習慣がなかったということはないようである。しかし、可食部位の指定リストを見ていくと、1941 年時点で可食部位に指定されていた胆嚢・胆汁、精巣、陰茎など可食部位の指定から外れていることもわかった。

(9) 副生物を食することに対する抑制要因として、食中毒による生食レバーの禁止、BSE による脳・脊髄の非可食部位化、さらには不可食部位の増加などで、内臓肉・動物の血液の普及には逆風が吹く状況にあった。しかし、BSE の検査体制は、国内外の BSE のリスクが低下したことで、2013 年 7 月以降緩和されている

### 第三章 現代におけると畜場における豚と牛の部位ごとの活用・廃棄状況

#### 第一節. 調査項目

アンケート調査の方法論は、序章の第三節で述べた通りであるが、ここで調査対象として回答のあったと畜場と調査対象とした部位について、調査実施年ごとに述べることにしたい。

2015年のアンケート調査で回答のあったと畜場は① 北海道、② 青森、③ 宮城、④ 茨城 B、⑤ 埼玉、⑥ 千葉 A、⑦ 千葉 B、⑧ 神奈川 A、⑩ 新潟、⑪ 岐阜 A、⑫ 岐阜 B、⑬ 静岡 A、⑭ 静岡 B、⑮ 愛知、⑯ 京都、⑰ 大阪、⑱ 兵庫、⑲ 奈良、⑳ 山口、㉑ 徳島、㉒ 佐賀、㉓ 沖縄で、⑨がこの年は欠番であり、有効回答数は22件である。また、2020年には② 青森、③ 宮城、④ 茨城 B、⑥ 千葉 A、⑦ 千葉 B、⑧ 神奈川 A、⑫ 岐阜 B、⑰ 大阪、⑲ 奈良、㉑ 徳島、㉒ 佐賀、㉓ 沖縄の計12と畜場から回答は得られておらず、新たに⑨ 神奈川 B が加わったため、有効回答数は11件である<sup>5</sup>。

部位に関しては、2015年の調査では、① 脳、② 脊髄、③ 耳介、④ 外鼻、⑤ 血液、⑥ 足、⑦ 陰茎、⑧ 精巣、⑨ 胆嚢、⑩ 胆汁の10部位を調査対象とした。2020年に行った調査では、⑪ 頭蓋、⑫ 大・小腸、⑬ 胃、⑭ 皮膚、⑮ 膵臓、⑯ 胎盤、⑰ 副腎を加えた、17部位の活用状況を各と畜場に尋ねた。このうち、⑫ 大・小腸、⑬ 胃、⑭ 皮膚は、いずれの変数もすべてのと畜場で「活用している」(=1)との回答であったことから、後述する2項ロジットモデルで、これらを個別の変数として選択すると、一次同次の問題が生じて方程式が解けなくなる。そこで、これらは⑩ 頭蓋を代表とすることで計算した。

#### 第二節. 部位別活用率からみたアンケート調査結果の概要

表6に部位別活用率を示す。第1に2015年の調査における血液と胆嚢、2020年調査における胆汁を除けば、豚の活用率が牛の活用率を上回っているか、もしくは等しく、牛よりも豚のほうが廃棄せずに活用している部位の数が多い明確な傾向が示されている。さらに2015年の血液と胆嚢に関しては、分母である調査と畜場数が異なるだけで、活用していると畜場数は豚と牛とで等しい。第2に2015年と2020年の活用率を比較すると、豚と牛の血液と牛の脳と外鼻の活用率を除けば、どの部位でも2015年と比べ、2020年の方が、活用率が増加していることが伺える。第3に、このなかでも、脳、脊髄、耳介、外鼻、頭蓋で、牛の活用率が20%以下となっており、脳は両年ともにすべてのと畜場で廃棄されている。

---

<sup>5</sup> 本稿では、と畜場名を示すことは差し控える。しかし、本稿において地域性は非常に重要な要素であり、各と畜場をと畜場が属する道府県名で呼ぶこととする。なお、同じ道府県にと畜場が複数ある場合は、A ないし B などアルファベットを付して呼ぶこととする。

他方、豚では対照的に、耳介と外鼻の活用率は少なくとも 60%を超えており、牛と比べると高くなっている。第 4 に、血液、陰茎、精巣、胆嚢、胆汁の活用率は 50%未満と、豚と牛ともに低くなっている。2020 年に限定されるが、胎盤、副腎の活用率は、豚も牛もともに 30%~40%台とその活用率は 50%未満である。なかでも血液については、沖縄で血粉として、また京都で研究用と一部食用に用いられているに過ぎず、その活用率は豚と牛で共通してきわめて低い。

表 6 部位別にみた 2015~2016 年と 2020~21 年の豚と牛の活用/廃棄状況

		脳	脊髄	耳介	外鼻	血液	足	陰茎	精巣	胆嚢
2015 - 2016年	豚	7 (35.0)	9 (45.0)	16 (80.0)	13 (65.0)	1.5 (7.5)	16 (80.0)	5 (25.0)	6 (30.0)	5 (25.0)
	牛	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (15.8)	2 (10.5)	1.5 (7.9)	7 (36.8)	3 (15.8)	3 (15.8)	5 (26.3)
2020 - 2021年	豚	4 (44.4)	5 (55.6)	9 (100.0)	8 (88.9)	0.5 (5.6)	9 (100.0)	4 (44.4)	3 (33.3)	3 (33.3)
	牛	0 (0.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	0.5 (5.0)	7 (70.0)	4 (40.0)	3 (30.0)	3 (30.0)

		胆汁	頭蓋	大小腸	胃	皮膚	脾臓	胎盤	副腎	回答数
2015 - 2016年	豚	5 (25.0)								20 (100.0)
	牛	5 (26.3)								19 (100.0)
2020 - 2021年	豚	3 (33.3)	9 (100.0)	9 (100.0)	9 (100.0)	9 (100.0)	6 (66.7)	3 (33.3)	4 (44.4)	9 (100.0)
	牛	4 (40.0)	1.5 (15.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	6 (60.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	10 (100.0)

出所 アンケート調査結果に基づく。

注1 数字は各と畜場で廃棄せずに活用しているとの回答を 1 として、部位ごとに合計したもので、( ) 内の数字は、同合計値を全回答数で除した比率を%で示したものである。

注2 血液に関しては、京都のと畜場が「研究用と食用にわずかに活用している」との回答を寄せたのと、沖縄は血粉にして活用しているとの回答であったことから 1 ではなく 0.5 として数えることとした。

### 第三節. と畜場別活用率からみたアンケート調査結果の概要

表 7 は、と畜場別活用率を示したものである。前述の第 1 の点に関して表 6 と同様に、2015 年調査で、豚と牛の双方を扱っていると畜場は 19 カ所で、そのうち徳島のと畜場を除

表7 と畜場ごとにみた2015～2016年と2020～21年の豚と牛の活用/廃棄状況

	2015 - 16年調査				2020 - 21年調査			
	豚		牛		豚		牛	
北海道	9	(90.0)	n.a		16	(94.1)	n.a	
青森	0	(0.0)	0	(0.0)	n.a		n.a	
宮城	3	(30.0)	1	(10.0)	n.a		n.a	
茨城B	9	(90.0)	n.a		n.a		n.a	
埼玉	4	(40.0)	2	(20.0)	7	(41.2)	4	(23.5)
千葉A	2	(20.0)	0	(0.0)	n.a		n.a	
千葉B	7	(70.0)	0	(0.0)	n.a		n.a	
神奈川A	9	(90.0)	7	(70.0)	n.a		n.a	
神奈川B	n.a		n.a		16	(94.1)	11	(64.7)
新潟	3	(30.0)	0	(0.0)	7	(41.2)	3	(17.6)
岐阜A	n.a		1	(10.0)	n.a		5	(26.5)
岐阜B	2	(20.0)	0	(0.0)	n.a		n.a	
静岡A	3	(30.0)	0	(0.0)	8	(47.1)	3	(17.6)
静岡B	5	(50.0)	1	(10.0)	9	(52.9)	4	(23.5)
愛知	5	(50.0)	1	(10.0)	10	(58.8)	9	(52.9)
京都	4	(35.0)	3	(25.0)	9	(50.0)	7	(38.2)
大阪	6	(60.0)	3	(30.0)	n.a		n.a	
兵庫	0	(0.0)	0	(0.0)	16	(94.1)	12	(70.6)
奈良	n.a		n.a		n.a		n.a	
山口	0	(0.0)	0	(0.0)	n.a		13	(76.5)
徳島	0	(0.0)	3	(30.0)	n.a		n.a	
佐賀	3	(30.0)	0	(0.0)	n.a		n.a	
沖縄	10	(100.0)	8	(80.0)	n.a		n.a	
調査対象部位数	10	(100.0)	10	(100.0)	17	(100.0)	17	(100.0)

出所 アンケート調査結果に基づく。

注1 数字は各部位に関して活用しているとの回答を1として、と畜場ごとに合計したもので、( )内の数字は、同合計値を各調査年において尋ねた部位数で除した比率を%で示したものである。

注2 血液に関しては、京都のと畜場が「研究用と食用にわずかに活用している」との回答を寄せたのと、沖縄は血粉にして活用しているとの回答であったことから1ではなく0.5として数えることとした。

く 14 カ所 (73.7%) では、豚の活用率が牛の活用率を上回っている。また 2020 年の調査では、豚と牛の双方を扱っていると畜場 8 カ所のうち、すべての屠畜場 (100.0%) で豚の活用率が牛の活用率を上回っており、豚の活用率が牛の活用率を上回る強い傾向が認められる。

前述の第 2 の点に関して、豚の 2015 年の活用率と 2020 年活用率を比較すると、比較が可能な 8 カ所のうち、すべてのと畜場で 2015 年と比べ活用率が増えている。他方、牛に関しては、2015 年と 2020 年とで比較が可能な 9 カ所のと畜場のうち、すべてのと畜場で活用率が 2020 年において 2015 年を上回った。

次に前述の第 4 の点に続く第 5 の点として、2015 年の調査で、豚で活用率が 5 割以上となっていると畜場は、北海道、茨城 B、千葉 B、神奈川 A、静岡 B、愛知、大阪、沖縄のと畜場が挙げられる。牛で活用率が 5 割以上となっていると畜場は、神奈川 A と沖縄である (表 7)。次に 2020 調査で、豚で活用率が 5 割以上となっていると畜場が北海道、神奈川 B、静岡 B、愛知、京都、兵庫のと畜場である。また、牛で活用率が 5 割を超えているのは、神奈川 B、愛知、兵庫、山口のと畜場である。ここで挙げられたと畜場のうち、茨城県、沖縄県、山口県を除けば、いずれも政令指定都市を持つ県に存在していることがわかる。逆にここでリストアップされなかったと畜場は、青森、宮城、埼玉、千葉 A、新潟、静岡 A、京都、奈良、徳島、佐賀で、このなかで政令指定都市を有する県にあるのは宮城、埼玉、千葉で、逆にそうではない都道府県に存在するのが、青森、奈良、徳島、佐賀の各県となり、第 6 として、大都市を擁する都道府県のと畜場で活用率が高くなる傾向がみられる。

## 第四章 2項ロジットモデルによる実証

### 第一節. 調査年ごと豚/牛の活用・廃棄状況

ここでは、方法論で述べた2項ロジットモデルの結果を、調査結果の概要のなかで得られた傾向の検証を中心に分析を進めていくこととする。表8は、調査年、豚/牛の種別、各部位のダミー変数を用いた2項ロジットモデルによる分析結果である。ケース(1)は、2015年の調査と2020年の調査の双方で調べた部位の変数を用いた結果で、ケース(2)は2020年の調査のみにおいて調べた部位の変数を含めた調査結果である。また、表9は、それらにと畜場ごとのダミー変数を加えた分析結果で、ケース(3)は部位ごとのダミー変数を除き、調査年と豚/牛の種別のダミー変数と畜場のダミー変数のみを用いた分析結果を示す。ケース(4)はと畜場のダミー変数にケース(1)と同じ部位の変数を、ケース(5)はケース(2)と同じ部位の変数を加えた結果を示す。なお、部位ごとのダミー変数と畜場ごとのダミー変数の基

表8 部位ごとのダミー変数を中心とした2項ロジットモデルの計算結果

	(1)	(2)		(1)	(2)
年	0.78173** (4.0924)	0.96748** (4.8642)	胆嚢	-1.27308** (-3.5769)	-1.78083** (-4.6349)
豚/牛	-1.28152** (-7.0493)	-1.33052** (-7.1438)	胆汁	-1.17949** (-3.3547)	-1.68556** (-4.4353)
脳	-1.80468** (-4.6224)	-2.32137** (-5.5617)	頭蓋		-0.94254 (-1.7408)
脊椎	-1.37003** (-3.796)	-1.87948** (-4.8310)	脾臓		-0.69872 (-1.2701)
耳介	-0.11494 (-0.3459)	-0.60145 (-1.6691)	胎盤		-2.15411** (-3.7869)
血液	-2.21173** (-5.1394)	-2.73433** (-6.0016)	副腎		-1.65145** (-3.0401)
足	0.65711 (1.8667)	0.18262 (0.4832)	定数項	0.57907** (2.4755)	1.03218** (3.8626)
陰茎	-1.27308** (-3.5769)	-1.78083** (-4.6349)	観測数	712	712
精巣	-1.37003** (-3.7960)	-1.87948** (-4.8310)	疑似R <sup>2</sup>	0.1858	0.2089

出所 計算結果に基づく。

注1 下段の( )内の数字はZ値を示す。

注2 有意水準に関して、\*\*1%水準、\*5%水準。

表9 部位並びにと畜場ごとのダミー変数を加えた2項ロジットモデルの計算結果

	(3)	(4)	(5)		(3)	(4)	(5)
年	1.50712** (6.2436)	1.31359** (4.5919)	1.60485** (5.3488)	埼玉	-0.2387 (-0.569)	-0.29753 (-0.634)	-0.31936 (-0.6557)
豚/牛	-1.13183** (-5.5317)	-1.40093** (-6.0121)	-1.4929** (-6.1493)	千葉A	-0.67963 (-0.834)	-0.84388 (-0.9418)	-0.88889 (-0.9733)
脳		-2.52861** (-5.1096)	-3.28965** (-6.1794)	千葉B	1.92395* (2.5371)	2.50007** (2.9597)	2.62663** (3.0564)
脊椎		-1.8379** (-4.136)	-2.57686** (-5.3283)	神奈川A	3.12464** (4.7847)	3.94829** (5.4064)	4.14338** (5.547)
耳介		-0.00336 (-0.0088)	-0.65317 (-1.5618)	神奈川B	1.57937** (3.0122)	2.00912** (3.3871)	2.09889** (3.4918)
血液		-3.1755** (-5.7214)	-3.95028** (-6.6978)	新潟	-0.66364 (-1.5144)	-0.81933 (-1.6824)	-0.88601 (-1.7473)
足		0.98536* (2.4553)	0.37995 (0.8816)	岐阜A	-0.13841 (-0.2451)	-0.18075 (-0.2923)	-0.21535 (-0.3317)
陰茎		-1.68645** (-3.8748)	-2.41939** (-5.0978)	岐阜B	-0.67963 (-0.834)	-0.84388 (-0.9418)	-0.88889 (-0.9733)
精巣		-1.83790** (-4.136)	-2.57686** (-5.3283)	静岡A	-0.55148 (-1.2753)	-0.68295 (-1.4185)	-0.73753 (-1.4725)
胆嚢		-1.68645** (-3.8748)	-2.41939** -5.0978	静岡B	-0.04435 (-0.1072)	-0.05462 (-0.1177)	-0.05714 (-0.1188)
胆汁		-1.54156** (-3.6088)	-2.26837** (-4.8621)	愛知	0.5027 (1.2408)	0.64048 (1.3992)	0.68574 (1.4503)
頭蓋			-1.27975* (-2.1402)	大阪	1.42547* (2.5462)	1.84273** (2.883)	1.95151** (2.9586)
脾臓			-0.98896 (-1.6376)	兵庫	0.76867 (1.8981)	0.98258* (2.1400)	1.04651* (2.2107)
胎盤			-2.78144** (-4.2632)	山口	1.15817* (2.2856)	1.45145* (2.5098)	1.5603** (2.6179)
副腎			-2.14541** (-3.5068)	徳島	-0.20263 (-0.2863)	-0.2598 (-0.3279)	-0.28 (-0.3443)
北海道	2.88732** (3.5929)	3.56611** (4.1158)	3.66427** (4.1778)	佐賀	-0.16846 (-0.2371)	-0.07985 (-0.0992)	-0.10591 (-0.1276)
青森	-0.67963 (-0.8340)	-0.84388 (-0.9418)	-0.88889 (-0.9733)	沖縄	3.96478** (4.8437)	4.90765** (5.5098)	5.12063** (5.6567)
宮城	0.16051 (0.2471)	0.20041 (0.2730)	0.20596 (0.2723)	定数項	-1.07666** (-3.4242)	-0.04431 (-0.1083)	0.54364 (1.2357)
茨城B	3.27388** (2.9763)	4.04384** (3.4669)	4.19178** (3.5645)	観測数	712	712	712
				疑似R <sup>2</sup>	0.2573	0.3882	0.4192

出所 計算結果に基づく。

注1 下段の( )内の数字はZ値を示す。

注2 有意水準に関して、\*\*1%水準、\*5%水準。

準とする変数は、各調査年の豚と牛の部位ごとの活用率を平均した結果、部位では外鼻、と畜場は京都に設定した。

まず調査結果の概要で示された第1の点に関して、2015年に比べ、2020年の調査で廃棄率が下がり、活用率が上昇したという傾向が統計的にみてどうであったのかをみてみたい。すなわち2015年を0、2020年を1とした年のダミー変数が、ケース(1)~(5)のいずれのケースでも符号はプラスで、1%水準で有意となっており、高い頑健性を示しながらこの傾向は実証されたと判定される。

前述の第2の点で示した、豚を0、牛を1とした種別のダミー変数に関して、(1)~(5)すべてのケースで、符号条件マイナスで、1%水準で有意となっており、牛よりも豚の活用率が高い傾向が、高い頑健性を示し、認められた。

## 第二節. SRM 部位の豚と牛の活用・廃棄の違い：BSE 禍の影響の可能性

第3に、表6において豚と比べ牛で、脳、脊髄、耳介、外鼻で活用率が低い傾向が示された。このうち、脳と脊髄については(1)、(2)、(4)、(5)いずれのケースでも、マイナスの符号条件で、1%水準で有意となっており、これらの部位の廃棄率が高く、活用率が低いことがわかる。他方、耳介については、符号条件がマイナスで1%ないし5%水準で有意となったケースはなかった。また、ケース(5)では、頭蓋の係数がマイナスで、5%水準で有意となっている。

なお、脳と脊髄について、表8と表9で示された高い廃棄率の統計的有意性は豚も含めた結果であり、牛に限定した結果ではない。表6では脳、脊髄、耳介、外鼻、頭蓋で、豚と比べ牛の活用率が低い点が際立ったので、この点を統計的に実証するには豚/牛の種別ダミーに各部位を乗じた交差項で分析する必要がある。表10は、豚/牛の種別ダミー変数と部位ごとのダミー変数を乗じた交差項の変数を用いた結果をケース(6)とケース(7)として示し、表9のケース(5)とケース(6)と比較する一方、豚に限定した結果をみるため、敢えて豚/牛のダミー変数を、逆転させ豚を1、牛を0とした牛/豚のダミー変数と部位との交差項を用いた分析結果ケース(6)'とケース(7)'として紹介している。なお、ケース(6)と(6)'は部位のダミー変数が2015年の調査対象であった10部位の変数を、ケース(7)と(7)'は2020年の調査対象であった17部位のダミー変数を用いたものである。また、交差項を取ると、牛の脳は活用していると畜場がまったく存在しないことから、すべてが0の定数となってしまう、変数にはなり得ないため、2項ロジットモデルの分析に用いることができないが、すべて廃棄されているという事実がBSEによる影響を最も反映した結果と言える。表10より、豚/牛×脊髄は表8と表9と同様1%水準で有意である。また、豚も加えた表8と表10の分析結果と比べ、係数に統計的有意性が示されなかった耳介の豚/牛との交差項がケース(6)と(7)において、1%水準でマイナスの有意性が示されているほか、ケース(5)において5%水準で有意となっていた頭蓋が、ケース(7)においてその豚/牛との交差項は同じく5%水準で有意とな

表 10 部位×豚/牛の交差ダミー変数並びにと畜場ごとのダミー変数を加えた分析

	(4)	(5)		(6)	(7)
脊椎	-1.8379** (-4.136)	-2.57686** (-5.3283)	豚/牛×脊髄	-3.78006** (-3.3498)	-3.9068** (-3.4693)
耳介	-0.00336 (-0.0088)	-0.65317 (-1.5618)	豚/牛×耳介	-1.54415** (-2.6176)	-1.6739** (-2.8112)
頭蓋		-1.27975* (-2.1402)	豚/牛×頭蓋		-2.01221* (-2.3654)
観測数	712	712	観測数	712	712
疑似R <sup>2</sup>	0.3882	0.4192	疑似R <sup>2</sup>	0.2772	0.2895

	(6)'	(7)'
牛/豚×脊髄	0.62931 (1.2523)	0.65588 (1.3027)
牛/豚×耳介	3.31426** (5.3138)	3.33684** (5.3472)
観測数	712	703
疑似R <sup>2</sup>	0.3333	0.338

出所 計算結果に基づく。

注 1 BSE 危険部位と考えられる部位に限定して結果を示している。

注 2 ケース(4)と(5)は表 7 のものを示す一方、ケース(6)と(7)は各部位のダミー変数に豚/牛のダミー変数を乗じた交差項を用いることで、牛に限定した分析結果を示している。なお、ケース(6)は部位のダミー変数が 2015～2016 年の調査対象であった 10 部位の変数を、ケース(7)は 2020～2021 年の調査対象であった 17 部位のダミー変数を用いたものである。

注 3 脳は牛に限定すると、すべてのと畜場で廃棄しているとの回答 (=0) であるため、2 項ロジットモデルの分析対象にはなり得ない。

注 4 ケース(6)'と(7)'は、牛ではなく豚に限定した影響をみるため、豚を 1、牛を 0 とした牛/豚のダミー変数を用いた分析結果を示している。なお、頭蓋は豚に限定すると、すべてのと畜場で活用しているとの回答 (=1) であるため、2 項ロジットモデルの分析対象にはなり得ない。

注 5 下段の ( ) 内の数字は Z 値を示す。

注 6 有意水準に関して、\*\*1%水準、\*5%水準。

っている。この分析で牛に限定したことで統計的有意性に変化が確認できたのは耳介のみである。そこで豚に限定したケース(6)'と(7)'をみると、牛/豚×脊髄の交差項は統計的に有意ではない。このためケース(6)とケース(7)において、牛に限定すると脊髄が廃棄されることに関しての 1%水準の統計的有意性がより明確に確認できる。他方、牛/豚に耳介を乗じた

交差項は、1%水準で統計的に有意ではあるが、符号条件はプラスであり、耳介に関しても牛に限定すれば廃棄される傾向が、1%の統計的有意性をもって確認することができた。

### 第三節. 豚・牛に共通して低い活用率を示した血液と内臓部位

第4の点で、血液、陰茎、精巣、胆嚢、胆汁、胎盤、副腎の活用率が、豚と牛の双方で低い点については、表8と表9のケース(1)、(2)、(4)、(5)のいずれのケースにおいても、血液、陰茎、精巣、胆嚢、胆汁は、符号条件がマイナスで、1%水準で有意となっている。胎盤と副腎に関しては、ケース(2)と(5)において、マイナスでかつ1%水準で有意となっている。このように表6～表7の記述統計で示された低活用率の部位の統計的有意性は、強い頑健性を持って示された。

### 第四節. と畜場ごとの違い

最後にと畜場ごとのダミー変数でプラスとマイナスで統計的有意性を示した変数をみてみることにしたい。(3)～(5)のいずれのケースでも、プラスの統計的有意性が示された変数は、北海道、茨城B、千葉B、神奈川A、神奈川B、大阪、沖縄である。また、千葉Bと大阪が、ケース(4)とケース(5)において1%水準で、ケース(3)において5%水準で、山口がケース(5)で1%水準、ケース(3)と(4)で5%水準で、また兵庫がケース(4)とケース(5)で5%水準で、プラスで有意と認められる。表7で2015年と2020年のどちらかの調査年で豚か牛のどちらかで活用率が50%以上であった静岡B、愛知に関しては、統計的有意性は認められなかった。このうち、茨城と山口、沖縄を除くと、北海道、神奈川、千葉、大阪は、県内に札幌市、横浜市、千葉市、大阪市など大都市を擁している。このように第6として、白黒がはっきりしているわけではないが、大都市を擁する都道府県のと畜場で、廃棄率が低く、活用率が高くなる傾向にある。

なお、マイナスの符号を示すと畜場で統計的有意性を示したと畜場は、表9をみる限り見当たらない。しかし、基準となると畜場を変更することで、マイナスの符号条件で統計的有意性を示すと畜場を見出すことは可能ではある。例えば、神奈川Bを基準にすると、新潟と静岡Aが1%の有意水準で、埼玉が5%の有意水準でマイナス符号を示す。また、活用率が最も高い沖縄を基準にすると、埼玉に加え、千葉A、岐阜A、岐阜B、静岡Bが1%の有意水準で、青森、宮城、京都、徳島が5%の有意水準でマイナス符号を示す。

## 第五章 歴史編で明らかになった点とアンケート調査結果の照合

### 第一節. 2015～2020年の活用率の上昇要因：焼肉ブームなどの影響の検討

調査結果の概要で提示し、かつ統計的有意性が認められてきた諸点について、第一章と第二章の歴史編で明らかになった点に基づき、考察を加えたい。最初に2015年と2020年の調査の間の5年間で、活用率が全般的に上昇した理由を考えてみたい。まず、終戦後の食肉流通形態において80%を占めていたのは精肉であったとされるが（高橋 1972）、1980年代から在日韓国人の「朝鮮料理屋」をはじめ、焼肉ブームが沸き起こり、日本独自の焼肉文化が形成された（宮塚 2005）。このことを考えると、表6で示された陰茎や精巢、胆嚢、胆汁などの活用率が2015年から2020年にかけて上昇したことは、精肉以外の部位を活用する動きが、ゆっくりではあるが進展している可能性を示したものと考えられる。しかしながら、2020年の調査での有効回答数が少ないことから、表8で活用率は上昇したものの、活用しているとの回答が2015年と比べ2020年に増えたケースは確認できない。また、表7の分析より、2015年の調査での10部位を比較したと畜場別活用率をみる限り、2015年と比べ2020年で牛では活用率は増えたことが確認できたが、豚では確認できなかった。したがって「精肉以外の部位を活用する動きが、ゆっくりではあるが進展している」との仮説は、「その可能性がある」程度に留めておくべきであろう。

### 第二節. BSE禍のSRM指定とその後の検査体制の緩和の影響の検討

次にこれまで第2の点と第3の点を合わせ、豚よりも牛の廃棄率が高く、すべてのと畜場で廃棄されている脳、さらには牛に限定した場合に、脊髄、耳介、頭蓋などでマイナスの統計的有意性示された点について検討してみたい。この背景として、1990年代の初頭にイギリスを起点とするBSE禍が欧州諸国全土に広がり発生のピークを迎え、その影響が日本と米国にも及んだことが挙げられる。この結果BSEを巡る畜肉・食肉産業において日本でも特定危険部位が定められ、受精卵の輸入まで非常に厳しく監視体制が敷かれるようになった（山内 2002）。表5に戻ると、2003年にSRMとして、脳漿・脳下垂体、脊髄、脊柱、頭蓋が指定され、牛足も同様に非可食部位とされている。しかしBSE対策を開始して15年が経過し、国内外のBSE発生リスクが低下している状況を踏まえ、2013年7月からは検査体制が緩和されている（政府広報オンラインホームページ）。実際のところ、2015年で廃棄されていた牛の脳と脊髄、外鼻、血液と頭蓋を除くすべての部位が兵庫で、牛の脳と耳介と血液と頭蓋を除くすべての部位が山口で、2020年ではそれぞれ活用するようになっている（表11）。

表 11 兵庫と山口のと畜場の牛の部位別活用/廃棄状況

		脳	脊髄	耳介	外鼻	血液	足	陰茎	精巣	胆嚢	胆汁
兵庫	2015 -16年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2020 -21年	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1
山口	2015 -16年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2020 -21年	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1

		頭蓋	大小腸	胃	皮膚	脾臓	胎盤	副腎
兵庫	2020 -21年	0	1	1	1	1	1	1
山口	2020 -21年	0	1	1	1	1	1	1

出所 アンケート調査結果に基づく。

注 0は廃棄している場合、1は活用している場合を示す。

そこで、調査年にと畜場ダミー変数を乗じた交差項を用いた分析を行い、表 9 のケース(4)とケース(5)を比較したのが表 12 である。なお、ケース(8)は部位のダミー変数が 2015 年の調査対象であった 10 部位の変数を、ケース(9)は 2020 年の調査対象であった 17 部位のダミー変数を用いたものである。同表によると、ケース(4)の兵庫と山口のダミー変数が 5%で、ケース(5)の同ダミー変数がそれぞれ 1%と 5%でプラスとなっており、2015 年も 2020 年も特に限定しない場合も統計的に有意であることが確認できる。しかし、調査年を 2020 年に限定すると、年×兵庫の交差項も年×山口の交差項もケース(8)とケース(9)で 1%水準と調査年を限定しない場合よりもより高い統計的有意性が確認できる。以上の結果から、2015 年調査時においては、BSE による影響で、豚と比べ牛で脳、脊髄、耳介、頭蓋などの部位が廃棄されると畜場が多く、この時点で 2013 年からの検査体制の緩和の影響は確認できなかった。他方、2020 年では、兵庫および山口のと畜場で牛ないし豚の副食部位を廃棄せずに活用するよう対応が変わってきていることが確認することができた。この点からも 2013 年からの検査体制の緩和の影響が出てきたのは、2016～2020 年頃であったことが想定される。また、これまでの分析結果で牛よりも豚の活用率が高く、2015 年より 2020 年の方が高い結果も、BSE に対する検査体制の変化が大きく影響している。

表 12 部位などのダミー変数に年×と畜場の交差ダミー変数を加えた分析

	(4)	(5)		(8)	(9)
兵庫	0.98258* (2.1400)	1.04651* (2.2107)	年 × 兵庫	2.34701** (4.0726)	2.43175** (4.1714)
山口	1.45145* (2.5098)	1.5603** (2.6179)	年 × 山口	2.51004** (3.6157)	2.62177** (3.7490)
観測数	712	712	観測数	712	712
疑似R <sup>2</sup>	0.3882	0.4192	疑似R <sup>2</sup>	0.2677	0.2941

出所 計算結果に基づく。

注 1 年、豚/牛、各部位、各と畜場のダミー変数を用いて分析を行ったうち、2020～21年に牛の副生物の廃棄が減少し、活用が拡大した兵庫と山口のと畜場に焦点を当てて、結果を示している。

注 2 ケース(4)と(5)は表 4 のものを示す一方、ケース(8)と(9)は各と畜場のダミー変数に年のダミー変数を乗じた交差項を用いることで、2020～2021年に限定した分析結果を示している。なお、ケース(8)は部位のダミー変数が 2015～2016年の調査対象であった 10 部位の変数を、ケース(9)は 2020～2021年の調査対象であった 17 部位のダミー変数を用いたものである。

注 3 表 7 のように 2015～2016 年を 1、2020～2021 年を 0 とするダミー変数を用いることで、2015～2016 年に限定したケース(8)'と(9)'を検討した。しかし、兵庫と山口のと畜場で 2015～2016 年はすべての部位のダミー変数が 0 であり、これら 2 カ所のと畜場を変数の影響を 2 項ロジットモデルで示すことはできなかった。

注 4 下段の ( ) 内の数字は Z 値を示す。

注 5 有意水準に関して、\*\*1%水準、\*5%水準。

### 第三節. 低活用臓器類を巡る可食部位・非可食部位の選定による影響

第 4 に、血液、精巣、胆嚢、胆汁、陰茎、胎盤、副腎が、豚と牛の双方で、活用率が低く、廃棄されている点について考察する。ただ、ここでは後 3 者と血液を分けて考えることとしたい。まず、後 3 者の精巣、胆嚢、胆汁を含む臓器類の食文化に関しては、食肉禁止令の下でも、製皮業の長吏頭である弾左衛門と江戸城大奥や諸大名などとの間で確立した肉類の流通ルートにおいて、内臓が食されていた。また、明治期に入って食肉禁止が解かれた後でも、臓器類の食肉は上流社会にまで浸透する一方、車夫などが臓器類を煮込んで食べていたことが記されている。さらに、戦時中の物価高騰抑制のための肉類再考販売価格の表 4 の中にも内臓部位が含まれていたことから、少なくとも戦前まで内臓部位を食する習慣がなかったとは言えないことは明らかである。

ところが、表 5 では、豚と牛の胆嚢と精巣が、膀胱や甲状腺とともに、1973 年と 1983 年の可食部位から除外されているほか、豚と牛の胎盤、陰茎は可食部位には指定されていない。さらに、このうち豚の胆嚢と豚の陰茎、膀胱とともに 2003 年に非可食部位に指定されてい

る。これらの施策が、精巣、胆嚢、胆汁、胎盤の廃棄を促す要因となり、戦後の精肉・食肉製品中心の食肉文化が形成され一因となったものと推察される。

また、冒頭でも述べた通り、台湾では内臓肉などを薬膳として食する食文化がある中で、中国から朝鮮半島を通じて渡来した本草学が、日本では植物を主体とした和本草となったことが、動物の臓器を薬膳として食する文化を抑制した点は否めない。明治期に入り、動物の血液や臓器類が結核や脚気の治療に用いられていたものの、漢方による治療法は、明治政府の洋方偏重の政策により、科学的普遍性に欠けるとの理由から、医師資格の対象から外されている。

#### 第四節. 血液の低活用率への「血の穢れ」意識の影響の可能性

血液については、古代日本では「五穀豊穰」の由来が、動物を殺してその「血」で稲を洗うと稲の芽が早く出たという「屠る」＝「穂振る」の語源から来ている（辻本 1999）との説にもあるように、「血」を穢れとして捉える文化は、元来はなかったとされる。ところが、天武天皇により「肉食禁止令の詔」（675 年）が出された頃から、唐から伝来した大乘仏教の普及に伴い、殺生・肉食禁止令が取り上げられるようになったことが、古代神道思想に混じる「死穢忌」と「血穢忌」と結びつくようになった（佐々木 2004）。こうした「血」や「死」に対する「穢」の意識は、『延喜式』などの律令制度で強く意識されるようになる（尾留皮 2009；大本 2013）一方で、平安時代に入る頃から、その意識が貴族や神職から一般庶民にも広まるようになった。しかしながら、他方で明治時代以降において、二大国民病とされた「結核」と「脚気」の治療に動物の血液が、漢方の療法として用いられていたこともあった（石原 1959；小川 1964）が、漢方は科学的普遍性に欠けるとの理由から、1895 年に漢方を継続する請願が否決されており（石原 1963）、血液の漢方としての活用は広がらなかった。諸外国とは異なり、豚と牛の血液がと畜場で廃棄される背景には、日本においては「血」を「穢」と結び付ける文化が根強かったこと一因として挙げられるのではないかと思われる。

#### 第五節. 大都市において高い傾向を示す副生物の活用率

と畜場に関しては、「大都市を擁する都道府県のと畜場で活用率が高くなる傾向にある。」という傾向が見出されたことから、この点をさらに検証してみることとしたい。国立社会保障・人口問題研究所のウェブサイトにて、2015 年と 2020 年の各都道府県の全人口に占める都市人口（人口集中地区に住む人々の人口）の割合が公表されている。そこでと畜場のダミー変数を用いずに、と畜場が属する道府県の都市人口比に対数を取った値を説明変数に用いた分析を行った（表 13）。それによると、都市人口比に対数を取った変数は、どちらのケースでも 1%水準で有意となっている。したがって、人口の多い都市では、焼肉店などの店舗

数が増え、臓器などの部位を活用するうえでの十分な規模の経済性の条件が整っている、ないしは家庭でも臓器類などを消費する家庭が増えているため、大都市近郊のと畜場では副食部位が廃棄されず活用されていることが示唆される。このうち、その理由がどちらの理由であるのかについては、まだ公表されていない2019年の政府の経済センサスの焼肉店やバーガーショップなどの数などの統計の公表を待ったうえで、改めて分析を試みることにしたい。

また人口が特に多いわけではないが、表8と表9においてプラスの高い有意性が示された沖縄のと畜場について考えてみることにしたい。まず、沖縄のと畜場では、血粉として血液が用いられている点に着目したい。先述のとおり、日本では「死」とともに「血」についての「穢」を意識する文化が歴史的に形成されてきた。しかしながら、首里城公園管理センターおよび沖縄県庁のウェブサイトによると、沖縄については、1429年の琉球王国設立以前から、ポルトガルやオランダが日本との関係を確立した16世紀頃まで、中国の明からの保護を受けながら、中国、朝鮮、東南アジア、日本を結ぶ大航海時代を確立していた。このため、沖縄では中国の冊封使（1404年以降）や薩摩の在番奉行（1631年以降）などを饗応するための独特の料理が生まれたことで、日本の食肉禁止などの影響はもたらされていない。1609年に薩摩の侵攻を受け、日本の幕藩体制に組み込まれ、1697年に牛馬屠殺が禁止されはしたが、中国との冊封関係を否定することもできず、冊封使を頻りに迎え入れたことで、食肉禁忌の文化の影響を受けずに、食肉文化が発達した。このことから、他の都道府県とは異なる独自の食文化が形成され、豚肉については捨てる部位がなく、耳介、面皮、肋骨、内臓と足、血液まで巧みに利用すると言われている（原田 2009）。例えば、沖縄のチーイリチャーは、ヤギ肉とヤギの血液を野菜などと混ぜて煮込んだ沖縄の伝統料理のひとつである。

表 13 都市人口比を検討に入れた分析結果

	(10)	(11)
ln 都市人口比	1.72766** (5.1275)	1.80126** (5.2195)
観測数	712	712
疑似R <sup>2</sup>	0.2155	0.2399

出所 計算結果に基づく

注1 調査年、豚/牛、各部位のダミー変数と 都市人口に自然対数を取った変数を用いた分析結果で、と畜場のダミー変数はいない。

注2 ケース(10)は部位のダミー変数が2015～2016年の調査対象であった10部位の変数を、ケース(11)は2020～2021年の調査対象であった17部位のダミー変数を用いたものである。

注3 下段の( )内の数字はZ値を示す。

注4 有意水準に関して、\*\*1%水準、\*5%水準。

## 第終章 結論

最初の研究上の問いである、なぜ内臓肉を無駄にしてわずか一部しか食べないのか、いつ頃から食べなくなったのかとの点について考えてみたい。各部位ごとに考えていくと、第1に血液に関しては、飛鳥時代の食肉禁止令以降、「死」や「血」の穢れ意識が、制度的にも生活意識のなかでも醸成されたことが、動物の血液を食さない文化に少なからぬ影響をもたらしたものと考えられる。明治期などで動物の血液が結核の治療の一部用いられることはあったが、と畜場では豚と牛問わず、沖縄のと畜場を除いて廃棄されていた。第2に、陰茎、精巣、胆嚢・胆汁、胎盤、副腎などの部位は、豚と牛を問わず、多くのと畜場で廃棄されている。しかし、血液と異なり、内臓肉は薬猟として食されてきており、明治期並びに戦前まで食されてきた。戦後、これらの部位が可食部位の指定から外され、また非可食部位に指定されたことで、これらの部位が食されることが減ったのではないかと思われる。第3に、脳、脊髓、耳介、頭蓋などの部位が、豚と比べ牛で著しく廃棄されているのは、BSEの危険部位に指定されたことが影響している。

また、そのほかの分析結果を挙げていきたい。第1に、豚牛の臓器は活用より廃棄が多いことがアンケートで明らかになったが、5年間の間に副生物の活用が増加していることも統計的に検証された。第2に、戦後食肉は急増するものの、精肉・食肉製品が中心であった。しかし、1980年代以降豚牛の臓器が焼肉店や中華料理店で活用されるようになった。アンケートの実証分析でプラスの有意性が示されたのは、北海道や千葉、神奈川、大阪など政令指定都市を擁する道府県のと畜場（例外は茨城と山口）で、これらの道府県では焼肉店や中華料理店が多いことが示唆され、同時にと畜場の変数の代わりに都市人口比の分析でも活用を意味する正の統計的有意性が示された。第2に、他方でBSEの検査が2013年以降緩和された。兵庫と山口のと畜場では、2015～16年から2020～21年の5年間に、廃棄していた部位を活用に転じていたことがアンケートでも示され、検査体制の緩和の影響が一定のタイムラグを経てもたらされたことが示された。第3に、歴史編で沖縄（琉球）では、食肉忌避や「血」に対する穢れの文化の影響を受けなかったことが示された。アンケートでもと畜場で血粉としての活用状況が示され、同県のと畜場での副生物の活用は高い正の統計的有意性をもって示された。

ここで、本稿の成果を明らかにすることとしたい。本稿は、日本ではなぜ動物の血液や副生物が廃棄されたのかとの根源的な問いに対し、いくつかの細かい問いを設定することで、食肉文化史の視点から根源的な問いへの答を模索した。また、と畜場に対して副生物部位の活用／廃棄についてのアンケート調査を実施し、その分析結果を示した。食肉文化史を通じて明らかになった点と、アンケートの分析結果は整合的な結果が示された。しかしながら、食肉文化史の視点からの分析で用いた文献・資料は膨大なものであるが、二次資料である。それでも、文献・資料のなかには、同和問題や被差別などに焦点を当てたものや、中国の本草学に関する文献も含めたものもあるが、本稿において描かれたストーリーは、本稿の根源

的な問いに忠実に答えたものであり、同和問題や本草学で焦点が当てられた点とは異なるこれまでになく独自の点であることを強調しておきたい。

最後に、今後の課題と展望を述べて終えることとしたい。まず食肉禁止令の下でも内臓肉や副生物が食されており、1941年までは可食部位に指定されている部位も存在したが、それらの部位が1979年に可食部位の指定から外されていたことがわかった。しかし、内臓肉や副生物がいつ頃から食されないようになったのか、またその理由は何であったのかは明白になってはおらず、これらの点をより明らかにしていくことが第一の課題である。次に、前述した通り、2019年の経済センサスで、焼肉店、中華料理店、ハンバーガーショップの店舗数などが明らかになった段階で、家計調査などの結果を踏まえながら、今後も検討を続けていきたいと考えている。わずかではあるが活用部位が増えている要因として、外食による効果が大きいか、それとも家庭で内臓などの部位を料理する機会が増えたのか、その関係を論じることを今後の課題としたい。豚や牛で廃棄されている部位のなかには、薬膳などで利用される部位も多く、廃棄物を少なくすることで環境にもやさしいと畜場運営をめざしていくことも重要かと思われる。今後、日本においても従来と比べ、より多くの部位が食されるようになることを展望し、本稿を終えることとしたい。

## 謝 辞

本研究を進めていくに際し、と畜場や野生鳥獣処理場への聞き取り調査などを行った折りは、現場担当者の方々並びに関係者の御支援を賜ったことに衷心より感謝申し上げたい。ここにこのアンケート調査と史料発掘考察の二つを合わせた研究手法の論文が実を結ぶこととなった。まず、この研究のために横浜薬科大学の李宜融先生、滋賀大学史料館長の宇佐美英機先生、龍谷大学名誉教授の片岡信之先生から多大な御協力を頂いたことは、私にとって生涯感謝の気持ちを忘れる事はなく、ここに厚く御礼申し上げる。

本研究の審査に際しては、清水みゆき先生および川手督也先生をはじめとする先生方にご指摘ご助言を賜り、諸先生方には心より感謝申し上げたい。特に、清水先生は生物資源経済学専攻の主任として、現主任の宮部和幸先生とともに、いつも暖かく見守って頂いたことに感謝申し上げたい。

ここに、日本大学生物資源科学部の小泉聖一先生と石田正美先生の下で研究する機会を得られ、並々ならぬご指導を賜ることができたことは、筆者の人生においては、かけがえのない幸運であったように思う。小泉先生には、食肉市場の見学並びに聞き取り調査に同行して頂く一方、畜産関係での深い造詣から多くを学ぶことができた。また、論文途中で研究が行き詰まるときは、常々、石田先生から調査したデータを統計的グラフ等に表すようご指導頂き、今まで筆者が取り組んだことのなかった計量分析の分野の活用方法を提起頂いた。問題の解決には、叱咤激励をして頂くことで、研究を進めることができ、今回の論文を仕上げることができた。筆者は、外国人であるため、言葉遣いや表現の表し方についても懇切丁寧にご指導して頂き、筆者にとっては、この上ない最良の師であると思っている。

筆者にとり、この研究はまだ初めの一步に過ぎないと考えている。今後も引き続き更なる研究に専念していく所存であり、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りたいと思っている。本研究が、将来少しでも世の中の役に立つことを願っている。

日本大学大学院 生物資源科学研究科 生物資源経済学専攻  
研究生 呂 恵真

## 参考文献

- 安達五男（1980）『被差別部落の史的研究』明石書店。
- 荒井貢次郎（1979）『近世被差別社会の研究』明石書店。
- 有簾真奈美・福良奈津子・高橋克嘉・平川良子（2020）「畜産副生物を活用した食品素材開発」『宮崎県工業技術センター・宮崎県食品開発センター研究報告』65、33-37。
- 安良城盛昭（1986）『幕藩体制社会の成立と構造』有斐閣。
- 石井良助（1979）『近世関東の被差別部落』明石書店。
- 石川尚子編（2009）『日本食物史』吉川弘。
- 石原明（1959）『日本の医学—その流れと発展』至文堂。
- 石原明（1963）『漢方』中央公論社。
- 井出真綾・牛山佳幸（2016）「古代日本における穢れ観念の形成」『信州大学教育学部研究論集』第9号。
- 伊藤亮司・飯澤理一郎・柳 京熙（2001）「北海道における畜産副物流通に関する一考察」『北海道大学農経論叢』57、75-83。
- 尹鍾甲（2008）「新羅仏教の死生観と生命倫理-殺生救済論と肉食殺生論を中心に」『死生学研究』第9巻、192-204。
- 宇陀市ホームページ  
<https://www.city.uda.nara.jp/udakikimanyou/yukari/dekigoto/suikotennou.html>、2016.3.16  
ダウンロード。
- 内澤旬子（2011）『世界屠畜紀行』角川書店。
- 大阪薬種業誌刊行會（1936）『大阪薬種業誌』大阪薬種卸仲買商組合事務所。
- 大本敬久（2013）『触穢の成立 日本古代における「穢」概念の変遷』創風社出版。
- 岡山畜産協会ホームページ <http://okayama.lin.gr.jp/tosyo/history/2-2-6-32.htm>、2016.6.8  
ダウンロード)。
- 小川鼎三（1964）『医学の歴史』中央公論社。
- 沖縄県庁ホームページ <https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/bunka/syokubunka.html>、  
2022.2.9 ダウンロード。
- 沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課ホームページ <https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/bunka/documents/gaidobukku78.pdf>、2024.1.18、2024.1.18  
ダウンロード。
- 沖縄県畜産振興公社ホームページ <http://www.ma-san-meet.jp/book/>、2022.2.9  
ダウンロード。
- 尾留川方孝（2009）「平安時代に夕ける穢れ観念の変容—神祇祭祀からの分離」『日本思想史学』Vol. 41。
- 家畜改良センター（2023）「と畜場リスト（と畜者及び管理者として届出が必要な荷受業者）」  
[https://www.id.nlbc.go.jp/pdf/beef\\_trace7-1.pdf](https://www.id.nlbc.go.jp/pdf/beef_trace7-1.pdf)
- 金城須美子（2015）『琉球・沖縄 食文化のあゆみ』。

- 加茂儀一（1976）『日本畜産史 食肉・乳酪編』法政大学出版会。
- 川元祥一（2009）『部落差別の謎を解く：キヨメとケガレ』にんげん出版。
- ガントヤーM（2012）『近年モンゴルにおける仏教研究概要（松川節訳）』大谷大学真宗総合研究所研究紀要（31）。
- 菊池山哉（1966）『別所と特殊部落の研究』東京史談会。
- 木村康平（2002）「紫野の贈答歌」『帝京大学文学部紀要-日本アジア言語文化』（33）。
- 小曾戸洋（2014）『漢方の歴史』大修館書店。
- 小丸俊雄編（1979）『近世関東の被差別部落』明石書店。
- 斎藤実（1998）『斎藤実関係文書目録（書翰の部1）』国立国会図書館編刊。
- 桜井厚・岸衛（2015）『誰も知らない屠場の仕事』創土社。
- 桜井厚，岸衛編（2001）『屠場文化－語られなかった世界』創土社。
- 佐々木道雄（2004）『焼肉の文化史』明石書店。
- 滋賀県同和問題研究所（2005）『近江の被差別民衆史』滋賀県教育委員会。
- 下山晃（2005）『毛皮と毛革の文明史』ミネルヴァ書房。
- 首里城公園管理センターホームページ <https://oki-park.jp/sp/shurijo/about/186>、2022.2.9 ダウンロード。
- 政府広報オンラインホームページ <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201308/2.html>、2016.08.05 ダウンロード。
- 成 耆政・杉山道雄・小栗克之・平山三木（1994）「畜産副生物の利用と価格のアジア諸国間比較」『岐阜大学農学部研究報告』59，33-39。
- 総理府統計局（1961）『家計調査年報 昭和35年1960』総理府統計局。
- 高橋伊一郎（1972）『食肉経済』日本評論社。
- 高橋京子（2014）「大和・大宇陀「森野旧薬園」の生薬資源：環境社会学的意義」『生薬供給と資源ナショナリズム』第7号 大阪大学総合学術博物館資料基礎研究系。
- 高正晴子（2010）『朝鮮通信使をおもてなした料理』明石書店。
- 武光誠（2001）『食の変遷から日本の歴史を読む方法：戦乱が食を変え、食文化が時代を動かした』河出書房新社。
- 辻本正教（1999）『ケガレ意識と部落差別を考える』解放出版社。
- 寺木伸明（2014）『近世被差別民衆史の研究』阿吽社。
- 独立行政法人家畜改良センターホームページ  
[https://www.id.nbc.go.jp/pdf/beef\\_trace7-1.pdf](https://www.id.nbc.go.jp/pdf/beef_trace7-1.pdf)、2015.7.10 ダウンロード。
- 富山県（1983）『富山県薬業史 資料集成 上』。
- 内藤記念くすり博物館ホームページ  
<http://www.eisai.co.jp/museum/herb/familiar/shujuyakucho.html>、2016.4.1 ダウンロード。

- 中尾健次（1995）『弾左衛門』解放出版社。
- 仲川直毅（2008）『国産牛肉の価格形成システムの解明』名城論叢 8（4）。
- 中澤克昭（2008）『人と動物の日本史 2（2） 歴史のなかの動物たち』吉川弘文館。
- 中村生雄（2011）『肉食妻帯考』青土社。
- 新村拓（2006）『日本医療史』吉川弘文館。
- 新山陽子（2001）『牛肉のフードシステム』日本経済評論社。
- 尚弘子（2008）『暮らしの中の栄養学—沖縄型食生活と長寿』ボーダーインク出版社。
- 西本豊弘（2008）『人と動物の日本史 1（1） 動物の考古学』吉川弘文館。
- 日本食肉協議会「日本史にみる食肉篇」ホームページ <http://101-0054.nisshokukyo.com/>、  
2016.6.8 ダウンロード。
- 日本畜産副産物協会ホームページ [http://www.jlba.or.jp/con05\\_2.html#](http://www.jlba.or.jp/con05_2.html#)、2023.8.5 ダウンロード。
- 根崎光男（2005）「生類憐み政策の成立に関する一考察—近世日本の動物保護思想との関連で」『人間環境論集』Vol. 5 No. 1。
- のびしょうじ（1998）『食肉の部落史』明石書店。
- のびしょうじ（2007）『被差別民たちの大阪 近世前期編』解放出版社。
- のびしょうじ（2009）『皮革の歴史と民俗』解放出版社。
- 野村直美（2012）「琉球が動かした世界史—15世紀の東・東南アジア交易— 高等学校。世界史のしおり」帝国書院、10-12。
- 花 木（株）のホームページ [https://hanaki-eng.co.jp/wp\\_hanaki/wp-content/themes/hanaki/pdf/centre\\_list2019.pdf](https://hanaki-eng.co.jp/wp_hanaki/wp-content/themes/hanaki/pdf/centre_list2019.pdf)、2023.10.23 ダウンロード
- 原田信男（2009）『江戸の食生活』岩波現代文庫。
- 福原康雄（1956）『日本食肉史』食肉文化社。
- 東日本部落研究所編（1994）『東日本の近世部落の生業と役割』明石書店。
- 部落解放同盟東京都連合会ホームページ <http://www.asahi-net.or.jp/~mg5s-hsgw/tkburaku/history> 2016.4.23 ダウンロード。
- 部落問題研究所編（1978）『部落史の研究』前近代篇 部落問題研究所。
- 本郷浩二（2004）「明治・大正期の食肉産業と被差別部落」『部落解放研究』No.159。
- 本田浩司（1999）『畜産行政史』中央畜産会。
- 本田和久・鈴木美紀・沼田正寛・中村豊郎（1997）「畜産副生物の酵素処理による食材化について」『日本畜産学会報』69-4, 392-399。
- 松岡秀明（1989）「我が国における血盆経信仰についての一考察」『東京大学宗教学年報』(6)。
- 三浦圭一（1990）『日本中世賤民史の研究』部落問題研究所。
- 宮崎昭（1987）『食卓を変えた肉食』日本経済評論社。
- 宮塚利雄（2005）『日本焼肉物語』光文社。
- 宮原晃義・日高絢子・古川知愛・小牧弘、河野省一（2004）「畜産副生物を用いたペットフ

- ードの製造およびその保存性とイヌの嗜好実験」『ペット栄養学会誌』7-2、62-66。
- 村崎信夫編（1976）『近世部落史の研究 下』西播地域皮多村文書研究会。
- 村田恭雄（1986）「前近代の身分秩序における貴賤と浄穢」『桃山学院大学社会学論集』20(2), 29-49。
- 森田傳一郎（1985）『中国古代医学思想の研究』雄山閣出版。
- 八木正（1995）「日本の食肉産業における雇用形態と労働の実状」『同和問題研究』17, 1-57。
- 山内一也（2002）『プリオン病の謎に迫る』日本放送出版協会。
- 山下晃（2005）『毛皮と皮革の文明史』ミネルヴァ書房。
- 吉田甚吉（1962）『薬業経営論』評論社。
- 吉田忠（1974）『畜産経済の流通構造』ミネルヴァ書房。
- 琉球大学ホームページ <https://health-tourism.skr.u-ryukyu.ac.jp/project/1497.html> 、 2022.2.9 ダウンロード。
- 渡辺祥子（2006）『近世大坂薬種の取引構造と社会集団』清文堂出版。
- 黄兆勝（2003）『中薬学』人民衛生出版。
- 叶苓・陳深（2004）『動物本草』中国医薬葯科技出版社。
- 許喬木（1983）『薬学論集』中國文化大学。

## 補章 参考資料

1. 全国のと畜場 205 カ所のリスト (付表 1-1 ~ 付表 1-11) ---- 51
2. 2015~2016 年と 2020~2021 年のアンケート調査の調査票 -- 63
3. 日本の食肉文化史についての年表 ----- 75
4. 豚・牛の副食部位の活用状況に関するアンケート調査結果  
(付表 4-1~付表 4-4) ----- 122
5. 2 項ロジットモデルによる計算結果 (付表 5-1~付表 5-6) -- 124

1. 全国のと畜場 205 カ所のリスト

(付表 1-1 ~ 付表 1-11)

付表 1-1 アンケート調査実施前の 205 カ所のと畜場のマスターファイル (続く)

連番	都道府県	と畜場	組織形態	住 所	許可頭数		換算頭数	備 考
					大動物	小動物		
1	北海道	(株)北海道チクレンミート北見食肉センター	会社	北見市豊田192番地	92	140	416	
2	北海道	(株)北海道畜産公社道央事業所早来工場早来食肉流通センター	会社	勇払郡早来町字遠浅695番地	100	1,200	1,500	
3	北海道	池田町食肉センター	市町村	中川郡池田町字西2条11丁目	60	-	180	
4	北海道	名北ミート(株)函館工場	会社	茅部郡森町字姫川121番地の1	35	-	105	
5	北海道	岩見沢市精肉センター	市町村	岩見沢市上幌向南1条1丁目1202番地	0	600	600	
6	北海道	かみふらの工房食肉センター	会社	空知郡上富良野町丘町4丁目	0	500	-	
7	北海道	名寄市立食肉センター	市町村	名寄市日進105番地14	40	-	120	
8	北海道	日本フードパッカー(株)道南工場	会社	二世郡八雲町立岩356番地	30	1,000	1,090	
9	北海道	(株)北海道畜産公社道東事業所根釧工場	会社	釧路市新野28番地	100	240	540	
10	北海道	日本フードパッカー(株)道東工場	会社	網走市字藻琴35番地の1	30	635	725	
11	北海道	(株)北海道畜産公社北見事業所北見地区総合食肉流通センター	会社	網走郡大空町東藻琴千草72番地の1	100	414	714	
12	北海道	(株)北海道畜産公社道東事業所十勝工場十勝総合食肉流通センター	会社	帯広市西24条北2丁目1-1	350	350	1,400	
13	函館市	(株)北海道畜産公社道央事業所函館工場	会社	函館市西桔梗555番地5	43	360	489	
14	旭川市	(株)北海道畜産公社上川事業所上川総合食肉流通センター	会社	旭川市東鷹栖6線12号	110	570	900	
15	北海道	(株)北海道畜産公社上川事業所道北食肉センター	会社	天塩郡天塩町字ウブシ5324-1	60	60	240	休止中
16	北海道	(株)北広島畜産センター	会社	北広島市島松112番地11	10	220	260	休止中
17	青森県	(株)青森畜産公社津軽食肉センター	会社	南津軽郡田舎館村大字川部字富岡84-1	20	520	-	
18	青森県	三沢市食肉処理センター	市町村	三沢市大字三沢字淋代平116-3101	-	1,300	-	

出所：独立行政法人家畜改良センター、花木工業株式会社のウェブサイトなど各種の全国と畜場のリスト、および各と畜場のウェブサイトをもとに筆者作成。

付表 1-2 アンケート調査実施前の 205 カ所のと畜場のマスターファイル (続く)

連番	都道府県	と畜場	組織形態	住 所	許可頭数		換算頭数	備 考
					大動物	小動物		
19	青森県	(株)三戸食肉センター	会社	三戸郡三戸町大字斗内字中堤6-223-1	66	650	-	
20	青森県	十和田食肉センター	組合・その他	十和田市大字三本木字野崎1	100	1,200	-	
21	青森県	日本フードパッカー(株)青森工場	会社	上北郡おいらせ町松原2丁目132-1	50	1,500	-	
22	岩手県	久慈広域食肉処理場	組合・その他	久慈市宇部町1-59-7	-	350	350	
23	岩手県	岩手畜産流通センター	会社	紫波郡紫波町犬淵字南谷地120	160	1,300	1,780	
24	盛岡市	東北農業研究センターと畜場	組合・その他	盛岡市下厨川字赤平4番地	5	10	15又は10	1日1畜種
25	宮城県	宮城県食肉流通センター	会社	登米郡米山町字桜岡今泉314	-	-	1,500	
26	宮城県	宮城県畜産試験場内簡易と畜場	国・都道府県	大崎市岩出山南沢字樋渡1	-	10	-	簡易
27	仙台市	仙台市ミートプラント	市町村	仙台市宮城野区扇町6-3-6	200	950	1,750	
28	秋田県	秋田県食肉流通センター	会社	秋田市川辺神内字堂坂2-1	-	-	1,090	
29	秋田県	(株)ミートランド(北鹿食肉流通センター)	会社	鹿角市八幡平字外川原31-1	-	-	650	
30	山形県	米沢市食肉センター(米沢市営と畜場)	市町村	米沢市万世町片子5379番地の15	50	200	350	
31	山形県	山形農業総合研究センター養豚試験場簡易と畜場	国・都道府県	酒田市大字浜中字八窪1番地	0	10	10	簡易
32	山形県	(株)山形県食肉公社(山形県総合食肉流通センター)	会社	山形市大字中野字的場936番地	70	590	800	
33	山形県	庄内食肉流通センター	市町村	東田川郡庄内町家複合字中荒田21番地2	20	1,050	1,110	
34	福島県	福島県農業総合センター畜産研究所	国・都道府県	福島市荒井字地藏原甲18	-	10	10	簡易
35	福島県	会津食肉センター	組合・その他	会津若松市神指大字南四合字オノ神491	20	178	208	
36	郡山市	(株)福島県食肉流通センター	会社	郡山市富久山町久保田字古垣50	-	-	1,100	
37	茨城県	(協)水戸ミートセンター	組合・その他	水戸市見川町1822-1	-	740	740	
38	茨城県	竜ヶ崎食肉センター	組合・その他	竜ヶ崎市駒馬町字亀の下余郷341-1	-	800	800	

出所：独立行政法人家畜改良センター、花木工業株式会社のウェブサイトなど各種の全国と畜場のリスト、および各と畜場のウェブサイトをもとに筆者作成。

付表 1-3 アンケート調査実施前の 205 カ所のと畜場のマスターファイル (続く)

連番	都道府県	と畜場	組織形態	住 所	許可頭数		換算頭数	備 考
					大動物	小動物		
39	茨城県	取手食肉センター	会社	取手市長兵衛新城根238-8	-	1,200	1,200	
40	茨城県	茨城協同食肉㈱	会社	土浦市中村町626	-	1,200	1,200	
41	茨城県	土浦食肉協同組合	組合・その他	土浦市田中2-16-1	-	610	610	
42	茨城県	筑西食肉センター	会社	筑西市下川島651	60	1,300	1,480	
43	茨城県	家畜改良センター茨城牧場	組合・その他	筑西市藤ヶ谷2737	-	40	40	
44	茨城県	下妻地方食肉協同組合	組合・その他	下妻市大字二本紀1142	20	700	760	
45	茨城県	茨城協同食肉㈱下妻事業所	会社	下妻市長塚897-1	0	810	810	
46	茨城県	㈱茨城県中央食肉公社	会社	東茨城郡茨城町下土師1975	100	1,600	1,900	
47	茨城県	全農飼料畜産中央研究所と畜場	組合・その他	つくば市大字作谷1708-2	-	20	20	
48	茨城県	茨城県畜産センター養豚研究所	国・都道府県	稲敷市佐倉3240	-	10	10	
49	栃木県	那須地区食肉センター	市町村	大田原市町島字和久前66-2	23	32	-	
50	栃木県	畜産草地研究所那須研究拠点	組合・その他	那須郡西那須野町千本松768	5	-	-	
51	栃木県	㈱両毛食肉センター	会社	足利市寺岡823	50	350	-	
52	栃木県	宮内庁御料牧場簡易と畜場	国・都道府県	塩谷郡高根沢町上高根沢6020	-	10	-	簡易と畜場
53	宇都宮市	㈱栃木県畜産公社	会社	宇都宮市川田町220番地	40	1,200	-	
54	群馬県	藤岡ミートセンター	組合・その他	藤岡市小林1094-1	-	200	200	
55	群馬県	北毛ミートセンター	組合・その他	渋川市渋川1168-5	-	150	150	
56	群馬県	㈱群馬県食肉卸売市場	会社	佐波郡玉村町大字上福島1189	150	3,000	3,450	
57	高崎市	高崎食肉センター	組合・その他	高崎市中里見町1729	50	1,000	1,150	
58	さいたま市	さいたま市と畜場	市町村	さいたま市大宮区吉敷町2-23	250	1,000	1,750	

出所：独立行政法人家畜改良センター、花木工業株式会社のウェブサイトなど各種の全国と畜場のリスト、および各と畜場のウェブサイトをもとに筆者作成。

付表 1-4 アンケート調査実施前の 205 カ所のと畜場のマスターファイル (続く)

連番	都道府県	と畜場	組織形態	住 所	許可頭数		換算頭数	備 考
					大動物	小動物		
59	埼玉県	川口食肉荷受㈱	会社	川口市領家4-7-18	130	750	-	
60	埼玉県	越谷食肉センター	会社	越谷市増森1-12	80	1,000	-	
61	埼玉県	北埼玉食肉センター事業協同組合	組合・その他	加須市大字平永1047	-	320	320	
62	埼玉県	和光ミートセンター	会社	和光市下新倉6-9	120	350	-	
63	埼玉県	県北食肉センター	組合・その他	熊谷市大字下増田173	-	700	-	
64	埼玉県	本庄食肉センター	組合・その他	本庄市杉山115	41	650	-	
65	千葉県	㈱千葉県食肉公社	会社	旭市鎌数6354-3	120	1,800	2,160	
66	千葉県	野田ミートセンター事業協同組合と畜場	組合・その他	野田市目吹2489-2	-	200	200	
67	千葉県	印旛食肉センター事業協同組合印旛食肉センター	組合・その他	成田市芦田2420	-	900	900	
68	千葉県	横芝光町営東陽食肉センター	市町村	山武郡横芝光町芝崎1390	30	850	940	
69	千葉県	東庄町食肉センター	市町村	香取郡東庄町笹川い4714	-	500	500	
70	千葉県	南総食肉センター県南畜産処理組合	組合・その他	長生郡睦沢町北山田寺崎新田15-1	60	230	330	
71	東京都	都立芝浦と場	国・都道府県	港区港南二丁目7番19号	475	1,710	3,610	
72	東京都	新島と畜場	市町村	新島村字大原	-	10	10	簡易
73	東京都	八丈町と畜場	市町村	八丈町大賀郷5626番地90	2	10	18	
77	新潟県	長岡市営食肉センター	市町村	長岡市新開町3037-3	30	600	690	
78	新潟県	新潟県農業総合研究所畜産研究センターと畜検査場	国・都道府県	三条市棚鱗178	-	10	10	簡易
79	新潟市	新潟市食肉センター	市町村	新潟市中野小屋1631番地	30	900	1,020	
80	富山県	㈱富山食肉総合センター	会社	射水市新堀28-4	30	710	830	
81	石川県	石川県畜産総合センター簡易と畜場	国・都道府県	羽咋郡達志水町字坪山ナ部93の2	-	20	20	休止中

出所：独立行政法人家畜改良センター、花木工業株式会社のウェブサイトなど各種の全国と畜場のリスト、および各と畜場のウェブサイトをもとに筆者作成。

付表 1-5 アンケート調査実施前の 205 カ所のと畜場のマスターファイル (続く)

連番	都道府県	と畜場	組織形態	住 所	許可頭数		換算頭数	備 考
					大動物	小動物		
82	金沢市	石川県金沢食肉流通センター	市町村	金沢市才田町戊337番地	100	310	710	
83	山梨県	(株)山梨食肉流通センター	会社	笛吹市石和町唐柏1028	50	540	740	
84	山梨県	山梨県畜産試験場	国・都道府県	中央市乙黒963-1	0	9	9	簡易と畜場
85	長野県	佐久広域食肉流通センター	市町村	佐久市大字長土呂隠1番地1	10	270	310	
86	長野県	(株)北信食肉センター	会社	中野市大字草間461番地1	10	260	300	
87	長野県	(株)長野県食肉公社松本支社	会社	松本市大字島内9842番地	50	400	600	
88	長野県	(株)長野県食肉公社飯田支社	会社	飯田市松尾6331番地1	30	520	640	
89	長野県	長野県畜産試験場畜産加工研究室	県	塩尻市大字片丘10931-1	-	5	5	簡易と畜場
90	岐阜県	養老町立食肉事業センター	市町村	養老郡養老町三神町23	70	290	-	
91	岐阜県	関市食肉センター	市町村	関市西田原458	20	100	-	
92	岐阜県	飛騨食肉センター	組合・その他	高山市八日町327番地	70	0	-	
93	岐阜市	岐阜市食肉地方卸売市場	市町村	岐阜市境川5丁目148番地	75	600	-	
94	岐阜県	大垣食肉供給センター	組合・その他	大垣市室村町1-3	30	400	450	休止中
95	静岡県	岳南食肉センター組合	組合・その他	富士市天間94-2	30	300	420	
96	静岡県	小笠食肉センター	組合・その他	菊川市赤土1787-2	30	1,080	1,200	
97	浜松市	浜松市と畜場	市町村	浜松市東区上西町986番地	40	1,040	1,200	
98	愛知県	半田市食肉センター	組合・その他	半田市住吉町3-194	12	300	324	
99	愛知県	愛知県農業総合試験場	県	愛知郡長久手町大字岩作字三ヶ峰1-1	12	50	74	
100	名古屋市	名古屋市南部と畜場	市町村	名古屋港区船見町1番地の39	100	1,000	1,400	
101	豊田市	豊田市食肉センター	市町村	豊田市秋葉町6-50	-	360	360	

出所：独立行政法人家畜改良センター、花木工業株式会社のウェブサイトなど各種の全国と畜場のリスト、および各と畜場のウェブサイトをもとに筆者作成。

付表 1-6 アンケート調査実施前の 205 カ所のと畜場のマスターファイル (続く)

連番	都道府県	と畜場	組織形態	住 所	許可頭数		換算頭数	備 考
					大動物	小動物		
102	豊橋市	東三河食肉流通センター	会社	豊橋市明海町16-1	65	1,200	1,460	
103	四日市市	四日市市食肉センター	市町村	四日市市新正4丁目19-3	50	350	600	
104	三重県	松阪食肉流通センター	会社	松阪市大津町上金剛993-1	100	550	950	
105	三重県	伊賀食肉センター	市町村	伊賀市上之庄1100	18	54	126	
106	滋賀県	滋賀食肉センター	組合・その他	近江八幡市長光寺町1089番地4	105	120	540	
107	京都府	亀岡市食肉センター	市町村	亀岡市三宅町八田33番地	20	20	20	
108	京都府	福知山市食肉センター	市町村	福知山市字牧小字大神谷292番地の17	20	20	20	
109	京都市	京都市と畜場	市町村	京都市南区吉祥院石原東ノ口2	120	165	645	
110	大阪府	南大阪ミートセンター	会社	松原市河合6-75	200	300	1,100	
111	大阪府	羽曳野市立南食ミートセンター	市町村	羽曳野市向野2-4-14	150	30	630	
112	大阪市	大阪市食肉処理場	市町村	大阪市住之江区南港南5-2-48	200	1,000	-	
113	兵庫県	加古川食肉センター	組合・その他	加古川市志方町志方町533	125	-	500	
114	兵庫県	新宮食肉センター	市町村	たつの市新宮町仙正34-1	50	300	500	
115	兵庫県	朝来市食肉センター	市町村	朝来市和田山町林畑268-1	19	4	80	
116	兵庫県	淡路食肉センター	市町村	南あわじ市小井441-6	40	4	164	
117	姫路市	姫路市食肉センター	市町村	姫路市東郷町1451-5	50	100	300	
118	神戸市	神戸市立食肉センター	市町村	神戸市長田区苅藻通7丁目1番20号	100	200	600	
119	神戸市	三田食肉センター	会社	神戸市北区長尾町宅原11番地	25	-	100	
120	西宮市	西宮市食肉センター	市町村	西宮市西宮浜2丁目32-1	60	250	490	
121	奈良県	奈良県食肉流通センター	組合・その他	大和郡山市丹後庄町475-1	50	170	370	

出所：独立行政法人家畜改良センター、花木工業株式会社のウェブサイトなど各種の全国と畜場のリスト、および各と畜場のウェブサイトをもとに筆者作成。

付表 1-7 アンケート調査実施前の 205 カ所のと畜場のマスターファイル (続く)

連番	都道府県	と畜場	組織形態	住 所	許可頭数		換算頭数	備 考
					大動物	小動物		
122	和歌山県	新宮市食肉処理場	市町村	新宮市新宮8002-57, 58	17	61	129	
123	鳥取県	鳥取県食肉センター	会社	西伯郡大山町小竹1291-1	60	550	790	
124	島根県	(株)島根県食肉公社と畜場	会社	大田市朝山町仙山1677番地2	53	438	650	
125	島根県	近畿中国四国農業研究センター大田研究拠点	組合・その他	大田市河合町吉永60番地	8	0	32	
126	岡山県	津山市食肉処理センター	組合・その他	津山市国分寺9の1番地	47	50	238	
127	岡山県	井原市食肉センター	市町村	井原市東江原町3866-6	8	16	48	
128	岡山市	岡山県営と畜場	国・都道府県	岡山市桜橋一丁目2-43	70	300	-	
129	広島県	全農広島県本部三次食肉加工センター	組合・その他	三次市栗屋町字米丸1905	25	300	375	
130	広島市	広島市と畜場	市町村	広島市西区草津港一丁目11番1号	160	720	1,200	
131	福山市	福山市食肉センター	市町村	福山市御幸町大字中津原1685-1	50	50	-	
132	山口県	周東町食肉センター	市町村	岩国市周東町大字用田353-3	53	41	253	
133	山口県	柳井市営と畜場	市町村	柳井市大字柳井4288-1	3	11	23	
134	山口県	周南地区食肉センター	組合・その他	周南市三笹町19-6	10	30	70	
135	山口県	防府市と畜場	市町村	防府市大崎41-2	35	77	217	
136	山口県	宇部市食肉センター	市町村	宇部市大字川上字元永600	15	20	80	
137	徳島県	徳島市立食肉センター	市町村	徳島市不動本町三丁目1724-2	150	400	550	
138	徳島県	日本ハム(株)徳島工場付設と畜場	会社	名西郡石井町高川原字高川原838-1	-	916	916	
139	徳島県	全農徳島県本部鳴門食肉センターと畜場	組合・その他	鳴門市撫養町南浜字大工野51-2	30	480	510	
140	徳島県	美馬食肉センター	組合・その他	美馬市美馬町字中須86-3	11	0	11	
141	徳島県	(株)谷藤ファーム	会社	三好郡東みよし町足代916	24	130	154	

出所：独立行政法人家畜改良センター、花木工業株式会社のウェブサイトなど各種の全国と畜場のリスト、および各と畜場のウェブサイトをもとに筆者作成。

付表 1-8 アンケート調査実施前の 205 カ所のと畜場のマスターファイル (続く)

連番	都道府県	と畜場	組織形態	住 所	許可頭数		換算頭数	備 考
					大動物	小動物		
142	高松市	高松市食肉センター	市町村	高松市郷東町587番地197	50	-	200	
143	香川県	(株)香川県畜産公社	会社	坂出市昭和町二丁目1-9	30	680	800	
144	香川県	香川県農業協同組合東讃畜産振興センター大川畜産センター	組合・その他	さぬき市長尾町西1881	-	600	600	
146	愛媛県	JAえひめアイパックス(株)と畜場	会社	大洲市春賀甲410	-	-	960	
147	高知県	四万十市営食肉センター	市町村	四万十市不破出来島2058-36	20	340	400	
148	高知市	高知県広域食肉センター	市町村	高知市海老ノ丸13-58	30	180	300	
149	福岡県	県南食肉センター	組合・その他	小郡市光行1152	40	50	210	
150	福岡県	九州協同食肉(株)	会社	太宰府市都府楼南5丁目15番1号	100	300	700	
151	福岡県	福岡県農業総合試験場試験豚と体検査場	国・都道府県	筑紫野市大字吉木1269	-	10	10	簡易
152	福岡県	うきは市と畜場	市町村	うきは市吉井町福永72番地1	5	-	20	
153	福岡県	筑豊畜産(株)直方ミートセンター	会社	直方市山部922-5	55	-	220	休止中
154	北九州市	北九州市立食肉センター	市町村	北九州市小倉北区末広二丁目3番7号	100	600	900	
155	福岡市	福岡市中央卸売市場食肉市場(生産施設)	会社	福岡市東区東浜二丁目85番地14	120	600	1,080	
156	佐賀県	太良食肉センター	組合・その他	藤津郡太良町大字多良1894	-	200	200	
157	佐賀県	佐賀県食肉センター	組合・その他	多久市南多久町大字下多久4127	50	850	1,050	
158	長崎県	日本フードパッカー(株)諫早工場と畜場	会社	諫早市幸町79-35	50	680	830	
159	長崎県	日本フードパッカー(株)川棚工場と畜場	会社	東彼杵郡川棚町百津郷39番地	-	850	850	
160	長崎県	五島市五島食肉センター	市町村	五島市吉久木町938	12	114	150	
161	長崎県	雲仙市食肉センター	市町村	雲仙市国見町多比良甲41	10	460	490	

出所：独立行政法人家畜改良センター、花木工業株式会社のウェブサイトなど各種の全国と畜場のリスト、および各と畜場のウェブサイトをもとに筆者作成

付表 1-9 アンケート調査実施前の 205 カ所のと畜場のマスターファイル (続く)

連番	都道府県	と畜場	組織形態	住 所	許可頭数		換算頭数	備 考
					大動物	小動物		
162	佐世保市	佐世保市と畜場	市町村	佐世保市千尽町3番地42号	60	560	800	
163	熊本県	(株)熊本畜産流通センター	会社	菊池市七城町林原9	150	1,300	1,900	
164	熊本県	全国開拓農業協同組合連合会人吉食肉センター	市町村	球磨郡錦町大字西字花立50-1	58	-	232	
165	熊本県	(独)農業食品産業技術研究機構九州沖縄農業研究センター	組合・その他	合志市須屋2421	4	20	36	
166	熊本県	千興ファーム食肉センター	会社	上益城郡御船町大字高木字油野2530番地	40	-	40	
167	熊本県	八代市食肉センター	市町村	熊本県八代市西宮町1308	30	139	259	休止中
168	熊本市	熊本市食肉センター	市町村	熊本市南熊本2丁目3-1	40	630	750	
169	大分県	(株)大分県畜産公社	会社	豊後大野市犬飼町田原1580-1	60	560	740	
170	宮崎県	都城市食肉センター	市町村	都城市平江町36の2	60	2,000	2,180	
171	宮崎県	延岡市食肉センター	市町村	延岡市塩浜町2の2052の1	38	2	116	
172	宮崎県	小林市食肉センター	市町村	小林市大字細野2523	20	800	860	
173	宮崎県	(株)丸正フーズ	会社	えびの市大字大河平4633	45	120	225	
174	宮崎県	(株)ミヤチク高崎工場	会社	都城市高崎町大牟田4268の1	65	1,050	1,245	
175	宮崎県	(株)ミヤチク都農工場	会社	児湯郡都農町大字川北15530	60	820	1,000	
176	宮崎県	南日本ハム(株)	会社	日向市大字財光寺1193	-	1,200	1,200	
177	宮崎県	宮崎県営簡易と畜場川南支場	国・都道府県	児湯郡川南町大字川南21986	-	10	10	簡易
178	鹿児島県	南さつま市食肉センター	市町村	南さつま市内山田123	25	850	950	
179	鹿児島県	プリマハム(株)鹿児島工場串木野と畜場	会社	いちき串木野市下名11900	40	800	960	
180	鹿児島県	南九州畜産興業(株)末吉と畜場	会社	曾於郡末吉町二之方1828	120	2,200	2,680	

出所：独立行政法人家畜改良センター、花木工業株式会社のウェブサイトなど各種の全国と畜場のリスト、および各と畜場のウェブサイトをもとに筆者作成。

付表 1-10 アンケート調査実施前の 205 カ所のと畜場のマスターファイル (続く)

連番	都道府県	と畜場	組織形態	住 所	許可頭数		換算頭数	備 考
					大動物	小動物		
181	鹿児島県	大隈ミート食肉センター	市町村	垂水市本城字当房比良3921-1	10	600	640	
182	鹿児島県	中種子と畜場	市町村	熊毛郡中種子町野間16517	2	10	18	
183	鹿児島県	屋久島町と畜場	市町村	熊毛郡屋久島町麦生311-57	-	25	25	
184	鹿児島県	奄美市食肉センター	市町村	奄美市有屋1066	5	85	105	
185	鹿児島県	喜界町と畜場	市町村	大島郡喜界町湾447-10	3	24	24	
186	鹿児島県	瀬戸内と畜場	市町村	大島郡瀬戸内町手安794	-	50	50	
187	鹿児島県	沖永良部と畜場	市町村	大島郡知名町余多103-1	-	30	30	
188	鹿児島県	与論町と畜場	市町村	大島郡与論町大字立長252	-	7	7	
189	鹿児島県	(株)ジャパンファーム大口処理場	会社	伊佐市大口宮人519	50	1,600	1,800	
190	鹿児島県	徳之島愛ランド広域連合食肉センター	市町村	大島郡徳之島町亀津5789	1	80	84	
191	鹿児島県	(株)JA食肉かごしま南薩工場	会社	南九州市知覧町南別府22361	80	1,000	1,320	
192	鹿児島県	(株)JA食肉かごしま鹿屋工場	会社	鹿屋市川西町3874-7	50	1,300	1,500	
193	鹿児島県	志布志畜産(株)	会社	志布志市志布志町安楽5972-8	20	1,100	1,180	
194	鹿児島県	サンキョーミート(株)有明ミート工場	会社	志布志市有明町野井倉6965	100	1,200	1,600	
195	鹿児島県	(株)阿久根食肉流通センター	会社	阿久根市塩浜町1丁目10番地	90	1,400	1,760	
196	鹿児島県	協同組合南州高山ミートセンター	組合・その他	肝属郡肝付町前田3550	-	500	500	
197	鹿児島県	加世田食肉センター	会社	南さつま市内山田84番地	-	1,200	1,200	
198	鹿児島市	鹿児島食肉センター	会社	鹿児島市下福元町7852	80	1,300	1,620	
199	沖縄県	(株)沖縄県食肉センター	会社	南城市大里字大城1927	-	1,210	1,210	
200	沖縄県	名護市食肉センター	市町村	名護市世富慶755番地	3	708	717	

出所：独立行政法人家畜改良センター、花木工業株式会社のウェブサイトなど各種の全国と畜場のリスト、および各と畜場のウェブサイトをもとに筆者作成。

付表 1-11 アンケート調査実施前の 205 カ所のと畜場のマスターファイル (続き)

連番	都道府県	と畜場	組織形態	住 所	許可頭数		換算頭数	備 考
					大動物	小動物		
201	沖縄県	久米島と畜場	市町村	久米島町宇兼城215	1	17	20	
202	沖縄県	(株)宮古食肉センター	会社	宮古島市平良字荷川取530-1	5	50	65	
203	沖縄県	(株)ハ重山食肉センター	会社	石垣市宇大浜1412	15	60	105	
204	沖縄県	与那国町食肉処理場	市町村	与那国町字1113	2	10	16	簡易
205	沖縄県	沖縄県畜産研究センター	国・都道府県	今帰仁村字諸志2009-5	-	10	10	休止中

出所：独立行政法人家畜改良センター、花木工業株式会社のウェブサイトなど各種の全国と畜場のリスト、および各と畜場のウェブサイトをもとに筆者作成。

## 2. 2015～2016年と2020～2021年の アンケート調査の調査票

注：アンケートのなかで用いられている以下の表現は、博士論文本文においては、① 脳ミソ→脳、② 耳→耳介、③ 鼻→外鼻、④ ペニス→陰茎、⑤ 睾丸→精巣、のように、置き換えられている。

書類関係事務主管課担当者 様

国立大学法人 滋賀大学  
博士前期経営学科 呂恵真**アンケート調査ご協力をお願い**

拝啓 歳末ご多忙の折、貴社におかれましては益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。

私は日本の大学院に通っている台湾留学生です。日本からの中華圏への販路開拓・輸出対応・事業経営等に非常に興味を持ち研究する為に、日本へ留学しました。中華圏（台湾・中国）向け、日本国からの牛肉及び豚肉並びにそれらの内臓の輸入解禁に関する研究調査を進め、日本産牛豚肉内臓の輸入解禁の現状について追究することを研究テーマとしました。そして、

**現在の研究内容：**

中華料理の食文化においては、食肉の料理で肉も内臓もさらに血の一滴に至るまで余すところなく利用しています。これに対し、日本の食文化においてはこの利用度が低いように感じられ、「なぜ内臓や畜獣血液を無駄にして一部しか食べないの…?」という疑問を抱きました。そして、この疑問を解決するため、内臓肉及び畜副産物等の消費実態の相違とその原因を究明したいと思うようになりました。また、流通市場の源流にまで歴史的に探ってみていく内にその根本的な原因について、屠畜段階で内臓肉等が既に廃棄されたのではないかとという仮説を持つようになり、屠畜産業における副産物の処置作業等に関する研究を始めました。このようなところから、本研究調査は、「日本全国各地の食肉処理センターや市県営と畜場に対して、畜内臓・副産物に関する実態及び廃棄率等改善を図るための調査研究」の一環として実施させていただいております。

早速ながら、今回、同封の「依頼書本紙・アンケート：2枚」を送付させていただきました。大変恐縮ではございますが、アンケート用紙にご記入の上、郵送にてご返信（可能であれば2016年5月末日までに）或いはファックスにて賜れば幸いに存じます。

年度末のお忙しい中、誠に恐縮至極には存じますが、ご回答を賜りますようお願い申し上げます。なお、同封物が足りない場合や本調査に対するご質問、ご意見等がございましたら、研究代表者の呂までご連絡下さいませ。

（※本調査データについては、表に公開せずに、あくまでも学術研究論文として、ご回答者が特定できない形での利用にとどめ、一切に他用は致しません。）

敬 具

同封書類一覧 (1) 郵送返信封筒：1通

(2) アンケート調査表：1枚

以 上

【お問い合わせ先】 研究者 呂恵真

滋賀大学大学院/経営学研究科・博士前期課程(伊藤教授研究室所属)

〒522-0082 滋賀県彦根市安清町 6-20 ムゾン・シミズ 201(受信場所)

TEL: 0749-30-9618 、 FAX:0749-30-9618

携帯: 090-5093-5588 、 メール: [s3015222@st.shiga-u.ac.jp](mailto:s3015222@st.shiga-u.ac.jp)

日付： 年 月 日

## と畜場における畜産副産物のアンケート調査

企画実施：国立大学法人 滋賀大学  
博士前期大学院生 呂恵真

この度、今後のと畜場（内臓・畜副産物）の廃棄率及び屠畜収支の改善を図る事を目的として、アンケートを実施させて頂き、ご協力をお願い致します。つきましては、以下のアンケートにお答え頂き、出来れば 2016 年 5 月末日までに投函くだされば幸いです。

施設の名称をお教えてください[\_\_\_\_\_]

記載責任者・所属部署をお教えてください

責任者：[\_\_\_\_\_] 所属部署：[\_\_\_\_\_]

連絡 TEL：[\_\_\_\_\_] FAX 番号：[\_\_\_\_\_]

E-mail が有れば：[\_\_\_\_\_]

**設問 1 本アンケート調査のご回答に手間が掛かるようであれば、直接貴場へ訪問させて頂き、見学及インターシッ**

**或は 1 時間程度のインタビュー、電話訪問調査のいずれが可能でしょうか**（下に該当する□答えに✓を付けください）

見学     インタビュー     インターシッ     電話調査     訪問調査     遠慮する

**設問 2 貴場の開設、運営概要についてお伺いいたします**

**2.1 貴場の開設年次はいつですか。**（該当する年号に○をつけ、年次 あるいは 年数をご記入ください）

明治	大正	昭和	平成	年	開設年月日不詳	およそ	年築
----	----	----	----	---	---------	-----	----

**2.2 貴場のと畜能力について 1 日当たりの処理頭数 あるいは 年間と畜能力はどの程度でしょうか。**

「と畜場法」対象	豚	牛	馬	羊	山羊
1 日当たり処理頭数					
年間と畜頭数					
「と畜場法」対象	鳥	鴨	その他	鹿	猪
1 日当たり処理数					
年間と畜頭数					

**2.3 貴場の 1 日当たりの部分肉処理能力はどの程度でしょうか。**

1日当たりの能力		処 理 頭 数			
		千	百	十	頭
部分肉処理能力	大動物				
	小動物				

2.4 貴場の廃水処理施設能力は、汚水量 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>/日 をお教えてください

貴場の冷却冷蔵能力・冷蔵庫（大動物 \_\_\_\_\_ 頭, 小動物 \_\_\_\_\_ 頭）; 部分肉冷凍・冷蔵庫（ \_\_\_\_\_ t）

2.5 血液汚水の浄化装置に使われる洗浄水をお教えてください（以下の項目は 該当する□答えに✓を付けてください）

水道水  中水道水  両方（水道水+中水道水）  地下水  その他: \_\_\_\_\_

2.6 貴場における“年間水道光熱費”はどれぐらいですか。

	水道水料金	中水道水料金	水道+中水道水	そのた料金	電気代	ガス料金
年間総経費	¥ _____	¥ _____	¥ _____	¥ _____	¥ _____	¥ _____

### 設問3 内臓・畜副産物の処置、流通についてお伺いたします

3.1 と畜獣の放血作業について以下の項目は、該当する□答えに✓をお付けください。

- と畜血液を排出し廃棄する。（1日廃棄量: \_\_\_\_\_ リットル；年間廃棄量: \_\_\_\_\_ リットル）
- 食用や研究用として、卸問屋からそのまま畜獣血液を貰い受ける。（年間量: \_\_\_\_\_ リットル）
- と畜血液を釜に入れて煮沸かけ脱水して粉砕 ⇒ 化製業者が引き受ける。
- と畜血液を釜に入れて煮沸かけて冷めた血を固形 ⇒ 内臓荷受業者 | 内臓卸業者 | 内臓協同組合が引受ける。
- と畜場専用の血液乾燥装置タンクで血粉を製造する。  その他: \_\_\_\_\_

3.2 BSE対策や他の原因の為、流通には乗らず全廃棄されていた獣内臓・畜副産物の部位名称をお教えて下さい

（該当する□答えに✓を付けてください）

牛:  脳ミソ  脊髄  耳  鼻  血液  足  ペニス  辜丸  胆嚢  胆汁  骨

豚:  脳ミソ  脊髄  耳  鼻  血液  足  ペニス  辜丸  胆嚢  胆汁  骨

その他: \_\_\_\_\_

設問4 貴場は「海外輸出食肉を取り扱うと畜場/食肉処理場の選定」として認定されましたか  はい  いいえ

はいと御回答の場合、輸出品目は  正肉の年間輸出量: \_\_\_\_\_ ;  内臓肉の年間輸出量: \_\_\_\_\_

原皮の年間輸出量: \_\_\_\_\_ ;  その他: \_\_\_\_\_ の年間輸出量: \_\_\_\_\_

いいえと御回答の場合、と畜場認定取得への準備から輸出開始までの期間をどの位 見込んでおられますか: \_\_\_\_\_

**設問5 貴場での血液等を付加価値のある医薬材料にする為の設備を生産計画されておりますか**  はい  いいえ

はいと御回答の場合（次に該当する答えに✓を付けてください）  計画中 あるいは  既に生産中

また、取り扱われている内臓・副生物の部位名称をお教えてください：.....

次は、生産計画しているものは： インスリン生産  血液製剤原料  牛黄  胆汁  ヒアルロン酸

その他：.....

いいえと御回答の場合、その主な理由は下記に設問6のを何に当たる以外の理由がある場合には、御自由にお書き下さい

設問6 貴場の運営現状における課題や願望を下記□の何に√当たる以外の理由がある場合には、御自由にお書きください

と場施設老朽  水道光熱費の高騰  と畜収支  キャッシュフロー  県・市からの補助金終了

お客様名刺貼り付け
お名刺貼り付け
お客様名刺貼り付け

このアンケートは研究以外には使用致しませんし、貴場を含むすべての屠畜場は、論文中では匿名扱いにさせていただきます。ご理解を賜り、ご回答をお寄せ下さいますよう、お願い申し上げます。大変貴重なお時間ご協力を頂き、有難うございます。

### アンケート調査ご協力のお願い

拝啓 歳末ご多忙の折、貴社におかれましては益々ご清祥のことと存じます。

私は大学院に通っている台湾留学生です。5年前に2014年度の運営概要について、責任者-〇〇様から大変ご協力頂きました。お蔭様で2017年3月に国立滋賀大学修士課程を、最優秀成績の評価を得ながら、無事修了することが出来ました。これら一連の事に関しまして、心から御礼申し上げます。その後に引き続き、私は日本大学大学院・動物資源経済学研究科・博士後期課程で動物資源の再利用等の研究を続けて参りました。さっそく、今までの論文研究進展について添付PPT報告書(計:4枚一式)で簡略に御報告致します。さて、現在博士論文の作成に際し、5年後の貴社における家畜処理コストや内臓部位廃棄率の変化や取引価格および流通経路を知るため再調査をしたく、改めてご協力お願い申し上げます。

【現在至るまでの研究内容】 中華食文化に対し、日本の食肉文化においては利用度が低いように感じられ、「なぜ内臓・畜皮・血液を無駄にして一部しか食べないのか…?」という問題を持ち続け、その流通市場の源流にまで歴史的に遡っていくうちにその根本的な原因に辿り着き、そのうえで、屠畜産業における内臓肉及び畜副産物等の消費実態の相違等に関する研究を続けて参りました。そして、日本の牛及び豚並びにそれらの内臓等の中華圏(台湾・中国)向け販路開拓・海外事業等に非常に関心を持ち、輸出入解禁への対応とその現状について研究することとなりました。このような経緯を踏まえ、家畜/野獣の内臓や皮等を如何にして生薬向けの高付加価値商品に利用することができるのかを、博士後期課程の研究テーマと致しました。

このようなところから、本研究調査は「日本各地の食肉処理センターや市県営と畜処理場に対して、畜内臓・副産物に関する廃棄実態等の改善を図るための調査研究」の一環として実施させて頂いております。早速ながら、今回、同封の「依頼書本状・アンケート」を送付させて頂きました。大変恐縮ではございますが、アンケート用紙に御記入の上、郵送或いはファックスにて御返信(可能であれば2021年2月10日までに)を賜れば幸いに存じます。

年度末のお忙しい中、誠に恐縮至極には存じますが、ご回答を賜りますようお願い申し上げます。なお、同封物が足りない場合や本調査に対する御質問、御意見等がございましたら、研究代表者の呂まで御連絡下さいませ。

(※本調査データについては、表に公開せずに、あくまでも学術研究論文として、ご回答者が特定できない形での利用にとどめ、一切に他用は致しません。)

敬 具

同封書類一覧 (1) アンケート調査表 2枚 + 依頼書 1枚 (2) 返信用の切手封筒: 1通  
(3) 研究成果 PPT 報告書 4枚一式 (4) 日台友好お礼マスク: 5枚(台湾製)

【お問い合わせ先】 研究者 呂恵真

日本大学大学院・生物資源経済学研究科(小泉教授/石田教授の研究室所属)

研究 TEL/FAX: 0466-84-3458 メール: [brke17502@g.nihon-u.ac.jp](mailto:brke17502@g.nihon-u.ac.jp)

〒251-0054 神奈川県藤沢市朝日町19番地8 第二アサヒハイツ203号(受信場所)

日付: 年 月 日

## と畜場における畜産副産物のアンケート調査

企画実施: 日本大学・生物資源科学部 博士院生 呂恵真

この度、今後のと畜場（内臓・畜副産物）の廃棄率及び屠畜収支の改善を図る事を目的として、アンケートを実施させて頂き、御協力をお願い致します。つきましては、以下のアンケートにお答え頂き、出来なれば 2021 年 2 月 10 日までに御投函下されば幸いです。

施設の名称をお教えてください [ \_\_\_\_\_ ]

記載責任者・所属部署・従業員数をお教えて下さい。 責任者: [ \_\_\_\_\_ ]

所属部署: [ \_\_\_\_\_ ] 従業員人数: [ \_\_\_\_\_ ]

連絡 TEL: [ \_\_\_\_\_ ] FAX 番号: [ \_\_\_\_\_ ]

E-mail 可能であれば: [ \_\_\_\_\_ ]

### 設問 1 貴場の運営概要についてお伺いいたします

1.1 貴場のと畜能力について 1 日当たり処理頭数及び年間処理頭数等の取扱実績についてどの程度でしょうか。

「と畜場法」対象 ( 2019 年度 ) 1 日当たり処理頭数	豚	牛	馬	羊 + 山羊	その他

年 度	項 目	豚	牛	馬	羊 + 山羊	小牛その他、副生物
2016	年間 処理頭数					
	重量トン					
	金額(千円)	¥	¥	¥	¥	¥
2017	年間 処理頭数					
	重量トン					
	金額(千円)	¥	¥	¥	¥	¥
2018	年間 処理頭数					

	重量トン	¥	¥	¥	¥	¥
	金額(千円)					
2019	年間 処理頭数					
	重量トン					
2019	年間 処理頭数					
	重量トン					
	金額(千円)	¥	¥	¥	¥	¥

1.2 貴場のと畜能力について **1日当たり部分肉処理能力**と**年間部分肉処理能力**はどの程度でしょうか。

( ※ 1日当たりの処理頭数は、1年間と畜頭数を開場日数 例えば 245 日 で割った数値です。)

( 2019 年度 )		処 理 頭 数				( 2019 年度 )		処 理 頭 数			
1日当たり部分処理頭数		千	百	十	頭	年間部分処理頭数		千	百	十	頭
部分肉処理能力	大動物					部分肉処理能力	大動物				
	小動物						小動物				

1.3 貴場のと場使用料、と殺解体料、検査手数料、セリ手数料、冷蔵庫使用料は幾らでしょうか。 ※ とく (生後1年未満の牛)

区分	認可料金 ( 単位 : 円 / 1 頭 )					
	牛	中とく	とく	豚	馬	羊+山羊
と畜場使用料	¥					
と殺解体料	¥					
検査手数料	¥					
区分	認可料金 ( 単位 : 円 / 1 頭 )					
セリ手数料	和牛	中とく和牛	とく和牛	羊+山羊		
	¥					
セリ手数料	一般牛	中とく	とく	豚 / 馬		
	¥					

1.4 貴場の2019年度“年間水道光熱費”など(単位:千円)税抜き、はどれぐらいですか。

冷蔵庫使用料 (単位:円)	区分
¥	牛
¥	豚
¥	馬
¥	羊

水道水料金	水道+中水道水	上+下水道費	燃料費	ガス料金	電気代	廃棄物など 委託処理費
¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥

設問2 内臓・畜副産物などの処置についてお伺いたします。(該当する□答えに√を付けください)

2.1 BSE対策や他の原因の為、流通には乗らず全廃棄されていた畜内臓・副産物などの部位名称をお教えて下さい。

牛：□脳ミソ □脊髄 □頭 □耳 □鼻 □胃 □大小腸 □皮 □血液 □足 □ペニス □睾丸 □胆嚢 □胆汁 □脾臓 □胎盤 □副腎

豚：□脳ミソ □脊髄 □頭 □耳 □鼻 □胃 □大小腸 □皮 □血液 □足 □ペニス □睾丸 □胆嚢 □胆汁 □脾臓 □胎盤 □副腎

馬：□脳ミソ □脊髄 □頭 □耳 □鼻 □胃 □大小腸 □皮 □血液 □足 □ペニス □睾丸 □胆嚢 □胆汁 □脾臓 □胎盤 □副腎

羊：□脳ミソ □脊髄 □頭 □耳 □鼻 □胃 □大小腸 □皮 □血液 □足 □ペニス □睾丸 □胆嚢 □胆汁 □脾臓 □胎盤 □副腎

特定危険部位の牛骨を除く その他： .....

**2.2** と畜獣の放血作業について以下の項目は、該当する□答えに√をお付けください。

- 牛・豚と畜血液を排出廃棄する：(年間廃棄量：\_\_\_\_\_リットル；年間と畜頭数の\_\_\_\_\_%)
- と畜血液を釜に入れて煮沸かけて冷めた血を固形  と畜場専用の血液乾燥装置タンクで血粉を製造する。
- 牛・豚の血液一部研究用および急用：(研究室を教えてください。\_\_\_\_\_)
- 業者が引き取る  汚水処理施設で処理後、産業廃棄物処理業者に委託処理
- 他のと畜解体排水と共に、汚泥処理浄化槽にて処理・公共下水道排水放流：  
(浄化槽メンテナンス費、耐用年数を教えてください。\_\_\_\_\_)

**設問 3** 貴場は「海外輸出食肉を取り扱うと畜場/食肉処理場の選定」として認定されましたか  はい  いいえ

「はい」と御回答の場合、輸出品目は  正肉の年間輸出量：\_\_\_\_\_  内臓の年間輸出量：\_\_\_\_\_

原皮の年間輸出量：\_\_\_\_\_  その他：\_\_\_\_\_ の年間輸出量：\_\_\_\_\_

「いいえ」と御回答の場合、と畜場認定取得への準備から輸出開始までの期間をどの位見込んでおられますか：\_\_\_\_\_

**設問 4** 内臓・畜副産物の流通先に引き取る価格、引き取る業者の業種についてお伺いいたします。

単位 項目	(円/枝肉 1kg)	(円/1枚)	(円/1kg)	(円/1kg)	(円/1kg)	引き取る業者の業種 ないしは会社名
	内臓	原皮	血液	頭・足・尾	脊髄	
牛	¥					
豚	¥					
馬	¥					
羊	¥					

**設問 5** 貴場での血液等を付加価値のある医薬材料にする為の設備を生産計画されておりますか  はい  いいえ

「はい」と御回答の場合(次に該当する□答えに√を付けてください)  計画中 あるいは  既に生産中

また、取り扱われている内臓・副生物の部位名称をお教えてください：\_\_\_\_\_

次は、生産計画しているものは： インスリン生産  血液製剤原料  牛黄  胆汁  ヒアルロン酸

牛卵巣の体外受精  その他：\_\_\_\_\_

「いいえ」と御回答の場合、その主な理由は下記 設問 6 の□を何に当たる以外の理由がある場合には、御自由お書き下さい

設問 6 貴場の運営現状における課題や要望を下記□の何に√当たる以外の理由がある場合には、御自由にお書き下さい

- と場施設老朽    水道光熱費の高騰    と畜収支    キャッシュフロー    県・市からの補助金終了


このアンケートは研究以外には使用致しませんし、貴場を含むすべての屠畜場は、論文中では匿名扱いにさせていただきます。ご理解を賜り、ご回答をお寄せ下さいますよう、お願い申し上げます。大変貴重なお時間ご協力を頂き、感謝申し上げます。

### 3. 日本の食肉文化史についての年表

## 薬猟考を巡る日本食肉史年表

時代	西歴	和暦	天皇	日本史	東アジア・世界略史
	206			<b>神道思想</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国前漢の馬王堆漢墓から『五十二病方』に記載された日常食物食材を薬材と同一物として病を予防する「<b>薬食同源</b>」を示す</li> <li>・莊周時代の宮廷薬膳の「養生思想」に加えて生まれた『<b>神農本草經</b>』（後漢 25～220）は、中国最古の薬物学書である</li> </ul>
古墳	250			4世紀頃『 <b>播磨国風土記</b> 』の中で、雨乞い豊作を祈願するため、神様に対する動物供犠とした祭祀や、動物を殺してその血で稲の種を洗うと早く稲の芽が出たとかという「屠る」=「穂振る」の語源から五穀豊穡と呼ばれる	
古墳	400 404 405	17 履中		<b>神聖・王権的な屠畜思想</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磐余稚桜宮（いわれのわかさくらのみや）で即位</li> <li>・高句麗好大王、新羅を援助</li> </ul>
				倭軍、高句麗軍と戦い敗退	
	406	18 反正		百済の人質名忽王の子、未斯欣を百済王として兵とともに護送する	
	412 415	19 允恭		反正天皇即位 河内の丹比（たじひ）に都を作り柴籬宮（しばかきのみや）という  允恭天皇即位  允恭天皇 『日本書記』巻第十四に、允恭天皇（415年）十四年九月条の「天皇、淡路嶋に狩りしたまふ…（中略）…。」に関わる史料から縄張としての猟場の「神聖性」が浮か	高句麗、倭軍を再び破る

			び上がってくる. このように政治的・軍事的な目的として鹿を追い, 狩ることは, <b>王権的な屠畜思想</b> を意味すること	
454	20 安康		穴穂皇子(あなほのみこ)が即位し都を石上に遷す	
457 478	21 雄略		大泊瀬皇子(おおはつせのみこ)朝倉で即位しそこを都とする 倭王武、宗に朝貢し、順帝から安東大將軍の称号を受ける	
480	22 清寧		白髪皇子(しらかのみこ)即位、磐余に都を置く	・475年百済、高句麗に漢城落とされ、百済王殺される ・479年[宋]滅び、[齊]建国
485	23 顕宗		弘計王(おけ)、近飛鳥八鈞宮(ちかつあすかのやつりのみや)で即位	
488	24 仁賢		億計王(をけ)、石上広高宮で即位	
499 500 502	25 武烈		小泊瀬稚〇〇尊(おはつせのわかさざきのみこと)、泊瀬列(はつせのなみき)で即位、ここを都とする 倭王武、梁の武帝から征東將軍の称号を受ける	・503年、斯盧国、国号を新羅と改める ・523年、百済、武寧王没・524年、百済、聖明王が即位
507 526 527 531	26 繼体		繼体元年。大伴金村、応神五世の孫を即位させる ・磐余の玉穂に遷る ・繼体21年11月、【磐井の乱】起こる ・繼体天皇崩御、勾大兄皇子(まがりのおおえのみこ)即位 ・繼体天皇を摂津の藍野陵に葬る	

	534 535	27 安閑	<p>都を大倭国の勾金橋(やまとのくにのまがりのかなはし)に遷す</p> <p>百済国より朝貢使、来朝する安閑天皇崩御、武小広国押盾尊(たけおひろくにおしたてのみこと)即位</p>	
	536 537 538	28 宣化	<p>都を檜隅の廬入野(ひのくまのいおりの)に遷す</p> <p>新羅が、任那に侵入したので大伴狭手彦を遣わし任那を助ける</p> <p>宣化天皇3年(538)に仏教傳來に伴い、古代の日本では隋・唐との交流が始まり、これと同時に漢方薬膳も伝えられ、唐の制度に習って和漢医薬の制度が作られた。また、「医食同源」という言葉自体は中国の「薬食同源」思想から着想を得た。</p>	百済から仏教が伝来
	539 541 552 557 562 571	29 欽明	<p>天国排開広庭命皇子(あめくにおしはらきひろにわのみこ)即位し、都を礎城郡(しこのこおり)の礎城嶋に置く</p> <p>百済に任那復興を命ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・百済国から高麗、新羅との戦いへの援軍要請あり</li> <li>・【仏教傳來】</li> </ul> <p>欽明 18 年 3 月、百済の王子余昌、王位に就く(威徳王)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欽明 23 年、任那日本府、新羅に滅ぼされる</li> <li>・大將軍紀男麻呂宿禰(きのうまろのすくね)新羅討伐へ派遣</li> <li>・大伴連狭手彦(おおとのむらじさでひこ)を高麗討伐へ派遣</li> </ul> <p>新羅に使を派遣し任那が滅び</p>	<p>554 年百済の聖明王、新羅に殺される</p> <p>557 年、百済の王子余昌、王位に就(威徳王)</p>

			た理由を問責する	
	572 584	30 敏達	敏達天皇即位 百濟大井(奈良県広陵町百濟)に宮を造る ・王辰爾(おうじん)に欽明 31年漂着高句麗使節の国書(烏羽の表)読み解く ・蘇我馬子、石川の宅に仏殿を造る	
	585 587	31 用明	橘豊日皇子が即位 蘇我馬子、大野丘の北に仏塔を建てる	
	588 590 591 592	32 崇峻	物部守屋・中臣勝海ら仏塔、仏殿を破壊する 用明天皇崩御し、泊瀬部皇子が即位 蘇我馬子、物部守屋を河内で倒す(用明 2年 5月)(「丁未の乱」または「丁未の変」) 聖徳太子、四天王寺建立発願 蘇我氏、法興寺(飛鳥寺)建立開始 学問尼善信ら百濟国から帰り、桜井寺に住む 崇峻 5年 11月蘇我馬子、東漢駒(やまとのあやのこま)に崇峻天皇を暗殺させる	589年、隋、中国統一

	592	33 推古	崇峻 5 年 12 月額田部皇女(敏達天皇の皇后)、豊	
	593		浦宮にて即位(推古天皇) <b>推古元年</b> 聖徳太子、摂政となる	
	594		「三宝興隆」の詔、発布(仏教公認される)	
	595		高句麗の僧 慧慈来日	
			百済の僧、慧聡来日	
	596		蘇我馬子、息子善徳を寺司とする	
	600		・任那に派兵し、新羅と和平する ・第一回遣隋使派遣	
	601		聖徳太子、斑鳩宮建立開始	
	602		新羅討伐のため来目皇子(聖徳太子の弟)を将軍とする約 2 万 5 千人の兵を築紫に集結させるも来目皇子急死のため中止となる	
			<b>【小墾田宮に遷都】</b>	
	603		<b>冠位十二階制定</b>	
	603		太秦に広隆寺建立	
	604		十七条憲法制定	隋の煬帝即位
	605		斑鳩宮完成し聖徳太子移り住む	
	607		・法隆寺建立される ・四天王寺落成する ・第二回遣隋使(小野妹子等)を派遣	
	608		・遣隋使(小野妹子等)帰国、随使裴世清ら来日 ・第三回遣隋使(小野妹子等)を派遣(随使裴世清らを送るため)高向玄理・南淵請安、留学	
	609		・遣隋使(小野妹子等)帰国 ・法興寺(飛鳥寺)完成する	
	610		・第四回遣隋使派遣 ・推古18年10月、新羅、任那の使人来朝する	マホメット、イスラム教を創始

奈良	611	34 舒明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古代日本最初の薬獵の記録『日本書紀』卷第二十二推古天皇紀により、十九年夏五月五日、薬獵於菟田野。…(中略)…是日諸臣、服色皆隨冠色各著髻花、…。』から解説すると、「推古19年(611)夏五月五日、菟田野(奈良県宇陀市)への薬獵で、参加者がそれぞれの色の狩衣に各位階の大小に対し冠をつけ、また、12冠位にはそれぞれ飾りを付けた、…。」</li> </ul>		
	614 615		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第五回遣隋使(犬上御田鍬)を派遣</li> <li>・遣隋使(犬上御田鍬)帰国</li> </ul>		
	618		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高句麗使、隋軍30万を撃退したこと伝える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・618年、隋滅び唐成立、李淵が初代皇帝となる。</li> <li>・唐宋元時代からの食肉文化は、食”に薬が混じられる「食薬」という風潮で特に動物性漢方薬の大量生産に必要であった為、屠畜産業の大規模な兼業式経営が非常発達していた。動物筋肉組織や内臓がホルモン製剤や臨床治療にも既に使われていた。</li> </ul>	
	622			推古30年2月22日、聖徳太子没	
	623 626 628			<ul style="list-style-type: none"> <li>・新羅討伐軍数万を派兵</li> <li>・推古34年5月、蘇我馬子没(「馬子大臣が亡くなった。桃原墓に葬った」日本書紀(桃原墓は奈良県明日香村石舞台古墳説が有力視されている))</li> <li>・推古天皇崩御</li> </ul>	第2代皇帝太宗即位
	629 630 632 633 636 640 641			<ul style="list-style-type: none"> <li>田村皇子(敏達天皇の孫)即位</li> <li>第一次遣唐使(犬上御田鍬)</li> <li>第一次遣唐使(犬上御田鍬)帰国</li> <li>留学生生恵日ら帰国し唐との国交を建言</li> <li>舒明8年6月、岡本宮焼亡し田中宮へ遷る</li> </ul>	632年、新羅、善徳(そんどく)女王即位

			<p>舒明 12 年 4 月、厩坂宮(橿原市大軽町)に遷る</p> <p>舒明 12 年 10 月、百濟宮に遷る</p> <p>舒明天皇崩御(49 歳)</p>	
642 643 644	35 皇極		<p>皇極元年 1 月、舒明天皇の太后である宝皇女が即位</p>	
645  646 647	36 孝徳  (大化)		<p>大化元年 6 月、【乙巳の変】、中大兄皇子と中臣鎌足、蘇我入鹿を宮中で謀殺する。蘇我蝦夷は自殺する。皇極天皇から弟の軽皇子へ譲位し孝徳天皇として即位</p> <p>大化 2 年 1 月、「改新の詔」発布される</p> <p>七色十三階の冠定める</p>	<p>647 年新羅、真徳(ちんごく)女王即位、金春秋(後の武烈王)を倭国へ国情視察のため派遣する</p>
649 650			<p>冠位十九階を定める</p> <p>年号「白雉」に改める</p>	<p>649 年、唐、第3代皇帝高宗即位</p>
651  654			<ul style="list-style-type: none"> <li>・孝徳天皇、難波長柄豊崎宮に遷る</li> <li>・難波長柄豊崎宮完成する</li> <li>・遣唐使(吉士長丹)派遣(二隻 241 名)</li> <li>・白雉 5 年 10 月、孝徳天皇崩御(59 歳)</li> <li>・遣唐使(吉士長丹)帰国</li> <li>・遣唐使(押使 高向玄理大使 河辺麻呂 副使 薬師恵日)派遣</li> </ul>	<p>654 年、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・則天武后、皇后となる(則天武后の垂簾聴政(すいれんちょうせい)はじまる)</li> <li>・新羅、武烈王即位する</li> </ul>
662	38 天智		<p>5月、安曇比羅夫連、軍船170隻を率いて豊璋らを百済に送り国王の位を継がせる</p>	
663			<p>天智 2 年 8 月、【白村江(はくすきえ)の戦い】で唐・新羅連合軍に敗れる</p>	

	665		百済の百姓400余人を近江国に住ませる	
	666		・百済の男女二千余人を東国に住ませる ・高麗使、来朝する(1月、10月)	
	667 669 670 671		・天智6年3月、【近江大津宮遷都】 ・送唐客使(伊吉博徳)、唐使法聡を百済に送る	百済、新羅・唐の連合軍に滅ぼされる.. 新羅、文武王即位(武烈王の長子)..
			・百済の男女700余人を近江国の蒲生郡に住ませる	唐・新羅が連合して高麗を攻める 玄奘三蔵入寂
	672	39 弘文	天武元年6月、【壬申の乱】	
	673 675 680 681 683 685 686	40 天武	天武四年(675)に始まる”肉食禁止令の詔” 11月、天武天皇、皇后の病氣平癒を祈願して薬師寺建立を発願する 2月、「浄御原令」撰定の詔、出される 大官大寺で140余人出家 僧正、僧都、律師を任じ、僧尼を統領させる 天武天皇崩御	676年、新羅、唐軍を駆逐し、朝鮮半島を統一する 678年、新羅、四天王寺建立 ・新羅、新文王即位(文武王の長子) 682年、新羅、感恩寺建立. 683年、唐、高宗没、その子中宗が即位 684年、唐、則天武后、中宗を廃し
	686 690 692 694 697	41 持統	9月、鸕野讃良皇后(うののささら) 称制する(持統天皇)。 1月、鸕野讃良皇后(うののささら)正式に即位(持統天皇)	686年、新羅、唐の冊封を受ける 687年、新羅、孝昭王即位(神文王の長子) 690年、唐、則天武后、即位し聖神皇帝を名乗り国号を「周」とする

		42 文武	飛鳥淨御原令の施行「中央の諸官司に令一部二十二巻を分け下し賜った」日本書紀持統三年六月二十九日		
			12月、【藤原京遷都】		
			2月、軽皇子(草壁皇子の長男)、皇太子となる		
	697	(大宝)	42 文武	・8月、軽皇子、即位し文武天皇となる(15歳) ・8月、詔により「藤原」の姓は不比等とその子孫に限り、意美麻呂以下は神事に携わるため旧姓中臣に復する。10月、薬師寺、開眼仏会行われる	・697 唐と渤海との間で戦争始まる ・698 年、渤海国、建国される(698-926)(初代王 大祚榮(だいそえい))
	698				
	701				
	702			唐制に倣って、文武天皇に『 <b>大宝律令</b> 』(701)の中に日本で最古の医事制度に当る「 <b>医疾令</b> 」が定められ、宮内省に属する典薬寮を中心とする国家医療体制が設置された。	
	704			10月、「 <b>大宝律令</b> 」の全国頒布、行われる	706年、唐、則天武后、讓位を迫られ中宗が復位し、国号も「唐」に復される
	705			この年、大風、日照りのための飢餓と疫病の流行が二十カ国に及ぶ(続日本紀)	
	707			6月、文武天皇崩御(25歳)	
	708			8月、 <b>和同開珎</b> が作られる	
		708	43 元明		3月、【 <b>平城京遷都</b> 】
710			1月、太安万侶が『古事記』編纂	712年、唐、玄宗皇帝(李隆基)即位(712~756)	
712			5月、諸国に「風土記」の編纂を命じる		
713			9月、元明天皇、娘の氷高皇女(ひたかのひめみこ)に讓位し、太上天皇となる。		713年、唐、渤海国を冊封する
715		44 元正			

		(養老)	<p>氷高皇女、即位する(元正天皇)</p> <p>3月、第9回遣唐使(大使:大伴山守)派遣(玄昉・阿倍野仲麻呂・吉備真備・井真成ら留学)</p> <p>4月、行基の布教活動に対して禁令出る(養老元年4月 続日本紀))</p> <p>法興寺(飛鳥寺)、薬師寺、平城右京に移される</p> <p>藤原不比等等、「養老律令」撰定を始める</p> <p>3月、大伴旅人、征隼人将軍に任じられる</p> <p>5月、舍人親王ら「日本書紀」を撰上する</p> <p>9月、蝦夷の反乱 興福寺に施薬・悲田院作られる</p>	<p>721年、新羅貢朝使、来朝するも元明太上天皇崩御を理由に帰す</p> <p>722年、新羅国、日本の賊の侵入に備え、毛我郡城を築く</p> <p>723年、新羅使来朝</p>
		45 聖武	<p>2月、元正天皇、首皇子(おびとのみこ)に譲位する。首皇子、即位し聖武天皇となる(首皇子は文武天皇の第一皇子)</p> <p>3月、蝦夷の反乱起る</p> <p>4月、藤原宇合、征夷持節大將軍に任ぜられる</p> <p>この年、聖武天皇、興福寺東金堂を建立</p> <p>9月、皇太子(基王)没</p> <p>天平元年2月、【長屋王の変】右大臣長屋王、謀反の嫌疑をかけられ、妃吉備内親王および諸王子と共に自害する(54歳)</p> <p>8月、年号を天平と改められる</p>	<p>726年、新羅使来朝</p> <p>727年、渤海使(高齊徳ら八名)初来朝</p> <p>731年、新羅、日本の兵船(300隻)が東辺を襲うが撃退する</p> <p>732年、唐、新羅に渤海攻撃を要請する</p>
715				
716				
717				
718				
719				
720				
723				
724				
726				
729				
731				
733				
734				
736				
737				
738				

	740		この年、光明皇后の発願により興福寺五重塔建立される	735年、新羅、唐から冊封を受ける
	742		8月、行基集団に対して、男子61歳以上、女子55歳以上の	737年、新羅、孝成王即位
	743		者に出家を許可する詔勅を出す(天平3年8月)	739年、渤海使来朝
	744		新羅使来朝	
	745		遣新羅使(新羅使送るため)	742年、新羅、景德王即位(孝成王の同母弟)
	747		4月、第10回遣唐使(大使:多治比広成、副使:中臣名代)派遣(船舶数:4)第四船難破。戒師招請の任務を受ける興福寺	遣新羅使を日本朝廷は失礼があるとして追り返す
	748		僧・栄叡、普照も乗船	
	749	46 孝謙	<b>玄昉・吉備真備</b> ら帰国(734~739) 1月、光明皇后、母橘三千代の菩提供養のため興福寺西金堂建立する 4月、畿内七道で大地震発生、死者多数 第10回副使中臣名代の遣唐使船薩摩に帰国(同船にて唐僧道せん(どうせん)、インド人僧菩提僊那、ベトナム僧仏哲ら来朝する) この年、天然痘が流行する、藤原四子天然痘に罹り相次いで死亡 12月、国名を「大倭国(やまと)」から「大養徳国(やまと)」に改める 1月、阿倍内親王を立太子させ、橘諸兄を右大臣に任じられる 12月、藤原広嗣、太宰少貳として太宰府へ左遷される	745年、唐、玄宗皇帝、楊太真を貴妃とする

			<p>新羅使来朝、しかし日本朝廷は新羅使を太宰府から追い返す</p> <p>9月、【藤原広嗣の乱】</p> <p>12月、聖武天皇、山背国恭仁京に移る(恭仁京へ遷都)</p> <p>8月、聖武天皇、近江国紫香楽に離宮を造営する</p> <p>2月、聖武天皇、難波宮に移る(難波を首都とされる)</p> <p>この年、紫香楽宮に於いて盧舎那仏の建立始まる</p> <p>1月、紫香楽を新京とされる</p> <p>行基、大僧正に任じられる</p> <p>4月、&lt;天平地震&gt;岐阜県美濃地方で大地震発生</p> <p>5月、聖武天皇、平城京へ戻る(平城京へ遷都)</p> <p>8月、大養徳国金光明寺で大仏造立開始される</p> <p><b>東大寺大仏(盧舎那仏)鑄造始まる</b></p> <p>光明皇后、新薬師寺建立</p> <p>元正上皇崩御(60歳)</p> <p>2月、百済王敬福、陸奥国小田郡で採れた黄金を貢上する</p> <p>4月、聖武天皇東大寺に行幸し自らを「三宝の奴」と称する</p>	
	749		7月、聖武天皇、阿部内親王に譲位し孝謙天皇即位、天平勝宝と改元する	
	750		宮子皇太夫人、太皇太后の称号を受ける	
	751		10月、 <b>東大寺大仏鑄造</b> なる。 12月、聖武天皇、東大寺に行幸する 「定諸寺墾田地限」発布される	752年、新羅、新羅国王子を派遣し日本との関係改善を図る

	752		9 月、藤原清河、遣唐使に任じられる(副使として大伴古麻呂)	753 年、渤海使来朝
	753		11 月、吉備真備、遣唐副使に任じられる(仲麻呂による真備排斥)	755 年、唐、「安史の乱(安祿山・史思明の乱)」(755~756 年)
	754		4 月、東大寺建立(大仏開眼) 5 月、良弁、東大寺別当に任じられる	756 年、唐、肅宗皇帝即位
	755		3 月、第 12 回遣唐使(藤原清河)派遣。副使として大伴古麻呂、吉備真備	
	756		12 月、遣唐副使大伴古麻呂、吉備真備帰国、同船に便乗し鑑真来朝(遣唐使・藤原清河の船は漂流し帰国できず)(天平勝宝 5 年 12 月)	
	757		遣新羅使(唐朝に於ける席次争いにより追い返される) 2 月、鑑真、平城京に入る(天平勝宝 6 年 2 月) 4 月、鑑真、東大寺大仏殿前に戒壇を備え聖武太上天皇、光明皇太后、孝謙天皇、その他約 440 名に授戒する(天平勝宝 6 年 4 月) 7 月、宮子太皇太后没 9 月、鑑真、東大寺に戒壇院を設置 2 月、橘諸兄、隠退する 5 月、聖武太上天皇崩御(56 歳) 東大寺正倉院できる 藤原京跡出土の薬物木簡の中に、「龍骨」の文字が見える。また、東大寺正倉院に納められた「盧舎那仏に奉げる種々薬帳」(756)に記載されている 60 種の貴重な舶来薬であり、その中の動物生薬の具体的な例を挙げる	

47 淳仁		このころ、橘諸兄、大伴家持により、万葉集第一次編纂行われる	
	758	5月、「養老律令」施行されるうちの「厩牧令」における馬牛匹生産体制に関して、「凡そ官の馬牛死なば、各々皮・脳・角・胆を取れ。若し牛黄を得ば、別に進れ」といったように奈良時代の医制確立と共に、薬物の運営がなされていた	
	756	8月、孝謙天皇、皇太子(淳仁天皇)に譲位し、大炊王即位(淳仁天皇)大炊王は天武天皇の皇子舎人親王の七男	758年、新羅、恵恭王即位(景德王の子)
	759	8月、藤原仲麻呂、大保(右大臣)となり、「恵美押勝」の名を賜る	758年、渤海使来朝
760	大仏殿竣工される。		
761	9月、遣渤海使小野田守、安史の乱の情報を伝える		
762	1月、大伴家持、万葉集最後の歌を詠む	762年、唐、代宗皇帝即位	
764	この年、唐招提寺建立される。遣渤海使(内蔵全成)	・渤海使来朝 ・新羅使来朝	
	9月、新羅使来朝、しかし日本朝廷は新羅使の身分が低いことを理由に追い返す		
	遣唐使(迎入唐大使使 高元度)		
	5月、孝謙太上天皇、淳仁天皇の「国の大事」(人事、軍事)の権限を取り上げることを宣言する		
	9月、【恵美押勝(藤原仲麻呂)の乱】		
	10月、孝謙太上天皇即位し称		

765		徳天皇となる	
766		11月、僧侶参加の異例の大嘗祭行われる	
767		5月、【不破内親王の呪詛事件】称徳天皇を呪詛したとされ、不破内親王(称徳天皇の異母姉妹)追放、その子・氷上志計志麻呂(しけしまろ)、配流される	768年、新羅、大恭らの反乱勃発
769		9月、【宇佐八幡宮神託事件】	
770		8月、称徳天皇崩御(53才)	
		8月、白壁王立太子 白壁王は天智天皇の第七子である施基親王の第六子	
770		10月、白壁王即位(光仁天皇)	780年、唐、徳宗皇帝即位
780		陸奥鎮守将軍大伴宿禰駿河麻呂に蝦夷征討の勅を出す(以降、約38年間に及ぶ蝦夷征討が始まる)	780年、新羅、金志貞らの反乱勃発し、恵恭王殺される(武烈王の王統これにて絶える) 宣徳王即位
		3月、【宝亀の乱】伊治公皆麻呂(これはるのきみあざまる)が反乱を起こし多賀城を占拠して按察使を殺害、放火する	
781		4月、 <b>桓武天皇即位</b> (光仁天皇が譲位)、早良親王立太子 藤原魚名、左大臣に任じられる	
782		12月、光仁太上天皇崩御	
		閏1月、【氷上川継の乱】氷上川継、謀反発覚したとして配流される	
782		・11月、【長岡京遷都】	
784		・11月、安殿親王(桓武天皇の長男)が立太子	
785			
788		・この年、最澄、比叡山に一乗止観院建立し、延暦寺の基を開く	785年、新羅、元聖王即位
793			

平安	794			・10月、【平安京遷都】	
	795			・空海、東大寺戒壇院において具足戒を授かり空海と改名	
	797			・遣新羅使	
	799			・2月、征夷大將軍坂上田村麻呂に節刀を賜る	
	801			・7月、空海、最澄、遣唐使船で出航する	
	804			・最澄帰国 最澄、高尾山寺で灌頂を行う	
	805			・10月、坂上田村麻呂が清水寺を建立	

806	大同	51 平城	3月、桓武天皇崩御 安殿(あて)皇太子、即位(平城天皇)	
807			8月、空海帰国	
808			11月、桓武皇子伊予親王と藤原吉子、謀反の嫌疑で逮捕され、川原寺で自害	
809	弘仁	52 嵯峨	この年、空海、観心寺に北斗七星を勧請する(観心寺寺伝)	
810			4月、平城天皇、同母弟の神野親王に皇位を譲る(嵯峨天皇)、平城天皇は上皇となる	
812			12月、平城上皇、平城京に向かう	
813			9月、嵯峨天皇、平城京へ出兵させ藤原薬子を自害させる【薬子の変】	
814			11月、空海、高尾山で灌頂を行う	
815			8月、太宰府管内の兵士を削減する 興福寺南円堂建立される	
816			5月、嵯峨皇子女に源氏姓を与える	
818			7月、嵯峨天皇、橘嘉智子を立后する	
819			6月、空海に高野山を下賜する	
820			11月、富寿神宝(皇朝十二銭の五)、鑄造される	
822	この年、空海、高野山に金剛峯寺建立			
	2月、遠江・駿河の新羅人700人が反乱を起こす			
	4月、「弘仁格」を施工する			
	6月、最澄入寂 比叡山に大乘戒壇設立の勅許			

823				1月、空海に東寺を下賜し、教王護国寺と称する。空海、これを密教根本道場とする	
			53	4月、嵯峨天皇譲位し、淳和天皇即位	
824			淳和	9月、勘解由使、復置される	
825				7月、葛原親王(桓武天皇の皇子)の子・高棟王に平の姓を賜る(桓武平氏)	
827	天長			8月、京で大地震おこる 空海、大僧都に任じられる 実恵、観心寺造営に着手	
830				9月、薬師寺、最勝会始まる	
833			54	2月、淳和天皇譲位、仁明天皇即位(桓武天皇の第三皇子)	
834				1月、藤原常嗣を遣唐大使、小野篁を遣唐副使に任命する	
836				5月、第19回遣唐使、出航する 7月、遣唐使船遭難し漂着	
838	承和			6月、遣唐使再び出航する 遣唐副使・小野篁、病を理由に乗船拒否 同船に円仁、常暁乗船 12月、小野篁、乗船拒否の罪を問われ配流される	
841				5月、＜伊豆地震＞、死者多数	
842				7月、嵯峨上皇崩御 伴健岑、橘逸勢の謀反発覚。これに関係した嫌疑で恒貞皇太子を廃太子。伴、橘は配流される【承和の変】 8月、道康親王立太子 [中国:会昌の廃仏始まる]	
847				9月、円仁、太宰府に帰着 実恵(62歳)入滅	
848				9月、長年大宝(皇朝十二銭の七)、鑄造される	
850	嘉祥		55	3月、仁明天皇崩御、文徳天皇が即位 10月、＜出羽国地震＞、死者多数	
851	仁寿			2月、清涼殿を嘉祥寺に移建	
853				7月、円珍、唐商船に便乗し渡唐する	
854	斉衡			4月、円仁、天台座主となる	
855				5月、地震により東大寺大仏の頭が落ちる	
857				2月、藤原良房、太政大臣に任命される	
858	天安		56	6月、円珍帰国 8月文徳天皇崩御 11月、清和天皇即位	
859	貞観			4月、饗益神宝(皇朝十二銭の八)、鑄造される 8月、八幡神を石清水男山に勧請する	

861				3月、東大寺大仏修造終わる	
862				5月、瀬戸内諸国に海賊を追補させる	
863				5月、神泉苑で御霊会を行い、崇道天皇、伊予親王、ら6人の霊をまつる 6月、<越中・越後地震>、死者多数	
864				1月、円仁入寂 5月、富士山噴火する(貞観噴火、富士山噴火史上最大と言われる)	唐軍、南詔、広西で敗北
866				7月、最澄に伝教大師、円仁に慈覚大師の諡号(しごう)が授けられる 8月、藤原良房、 <b>摂政</b> に任じられる(臣下として最初の摂政) 伴義男ら五名、遠流に処せられる【応天門の変】	
868				7月、<播磨国地震>、諸郡官舎、諸寺堂塔倒壊する 『神祇令』868年頃	
869				5月、<貞観三陸沖地震>陸奥で大地震起こる多賀城崩壊する 大津波が発生し死者1000余名 6月、新羅海賊、豊前貢綿船を襲撃 8月、「続日本後紀」を撰上 9月、「貞観格」施行される	
873				真紹(77歳)入滅	
874				3月、薩摩開聞岳、噴火する	中国:王仙芝の反乱おこる
875				4月、「左右検非違使式」を撰進	中国:黄巢の乱おこる
876				11月、清和天皇譲位 12月、藤原基経、摂政に任じられる	
877			57	1月、陽成天皇即位	
878			陽成	3月、元慶の乱(秋田城付近の蝦夷の反乱)	
880				12月、藤原基経、太政大臣に任じられる 山城、京などで大地震あり、大極殿西北隅が崩壊する	
884			58 光孝	2月、陽成天皇譲位、光孝天皇即位 6月、藤原基経、 <b>関白</b> に任ぜられる(関白のはじめ)	中国:黄巢の乱おわる
886	仁和			4月、菅原道真、讃岐守に着任	

887			7月、<仁和地震>東南海地方で大地震が起こる(M8級の大地震とされる)、平安京内の建物多数倒壊し死者多数 また七道諸国も大きな震動し建物多数倒壊、さらに津波により溺死者多数。	
888		宇多	8月、光孝天皇崩御 11月、宇多天皇即位 6月、藤原基経、宇多天皇の勅書を撤回させる(阿衡の紛議)	
889			5月、高望王らに平朝臣姓を賜う	
891			10月、円珍入寂	
894	寛平		4月、新羅の賊、対馬に来襲、8月、菅原道真、遣唐大使に任ぜられる、9月、菅原道真の建議により遣唐使廃止される	
895			3月、新羅の賊に備えて博多の警備、強化される	
897		60	7月、宇多天皇譲位、醍醐天皇が即位	
899	昌泰	醍醐	2月、藤原時平が左大臣、菅原道真は右大臣に任ぜられる	
900			薬食、薬餌 陰陽道 穢れ血 延喜年間(900-)に入り、薬物学における唐の『新修本草』を範に取り、深根輔仁が日本現存最古の薬物書『本草和名』を編纂し、薬物として動植物・鉱物を収録した。	
901			1月、菅原道真、大宰府に左遷される【昌泰の変】 8月、「日本三代実録」完成	
902			3月、違法な荘園の停止が命じられる(延喜の荘園整理令)	
903			8月、院宮や王臣が私に唐物を買うこと禁じられる	
904	延喜		4月、保明親王立太子	
905			4月、紀貫之ら「古今和歌集」を撰上	朝鮮、後三国時代はじまる
907			11月、延喜通宝(皇朝十二銭の十一)、鑄造される	中国:唐滅び五代十国時代に入る
908			12月、「延喜格式」、施行される	
917			東大寺、講堂、僧坊焼失	918年高麗国建国される
921			10月、空海、弘法大師の諡号を与えられる	
923	延長		3月、皇太子保明親王死去(菅原道真の祟りと恐れられる)	
927			12月、「延喜式」、撰上される 血の穢れ忌避が広まる 陰陽道思想	

930			61 朱雀	9月、醍醐天皇崩御、藤原忠平摂政に任じられる 11月、朱雀天皇即位	
931				馬牛屠殺に従事した専門に関する記録の初見は、『倭名類聚鈔』(931)に「屠児 和名恵止利…(中略)…殺生及び牛馬肉を屠り、取り売る者なり」のよう「屠児」と記載されたし、『左経記』(1016)長和五年正月の条に見える「牛一頭令勞飼之間、昨慮外斃之、河原人等来向、剥取件牛之間云々」。	
935				平将門、伯父の常陸大掾・平国香を攻め殺害	朝鮮:新羅、高麗に投降し滅亡
936	承平			藤原純友、伊予守紀叔人とともに日振島の海賊を鎮圧する	朝鮮:高麗、朝鮮半島統一
938				5月、改元し、天慶とする。 この年、空也、京に入り念仏を広める	
939	天慶			12月、平将門、坂東諸国を制圧し新皇を自称する【平将門の乱】 同月、藤原純友、摂津国須岐駅で備前介藤原高と播磨介島田惟幹を襲う【藤原純友の乱】	
940				2月、藤原秀郷、平貞盛が平将門を殺害 6月、藤原純友に対して追捕官符、発せられ、平貞盛が純友討伐に出陣する	
946			62	朱雀天皇が譲位し、村上天皇が即位	
947	天曆		村上	6月、左右の検非違使庁が併合される 11月、儉約の励行、贅沢の禁止などの新制が公布される	
950				7月、憲平親王立太子	
958	天徳			3月、乾元大宝、鑄造される(皇朝十二銭の最後)	
960				9月、内裏焼亡する(平安遷都後、初めての内裏焼亡記録)※里内裏:冷泉院	趙匡胤、北宋を建国
961				応和元年11月、内裏再建される	
962	応和			この年、新薬師寺、台風により金堂、講堂倒壊する [西洋:神聖ローマ帝国成立]	
967	康保		63 冷泉	5月、村上天皇崩御、冷泉天皇即位 7月、「延喜式」が施行される 9月、守平親王、皇大弟となる	
969	安和		64 円融	3月、源高明、藤原千晴が配流される【安和の変】 8月、冷泉天皇譲位、円融天皇即位	
973	天祿			藤原兼通の娘、円融天皇の皇后となる	

974	天延			祇園御霊会はじまる	
976	貞元			7月、<山城・近江地震>山城、近江で大地震起こる 八省院、豊楽院、東寺、西寺など京内の多数の寺社堂舎倒壊	
984	永観		65 花山	2月、円融天皇譲位、花山天皇即位、懐仁親王立太子	
985	寛和			この頃、源信、「往生要集」を著す	
986			66	花山天皇譲位、一条天皇即位	
988		永延	一条	尾張国の郡司・百姓ら、国司の非法を訴える	
990	正暦			10月、藤原道隆の娘定子、中宮になる	
995	長徳			5月、藤原道長、内覧の宣旨を受ける この年、疫病が流行し、藤原兼家ら宮中8人の公卿が死亡	
999	長保			藤原道長の娘彰子、一条天皇の女御になる	
1000				藤原定子が皇后、彰子が中宮になる(一帝二后並立のはじめ) 藤原定子没	
1001				この頃、清少納言の『枕草子』完成か	
1007				この頃、紫式部の『源氏物語』完成か	
1011	寛弘		67: 三条	三条天皇即位	
1016	長和		68:	1月、後一条天皇即位 藤原道長、摂政となる	
1017	寛仁		後一条	12月、藤原道長が太政大臣、子の頼道が摂政になり、藤原氏全盛となる	
1018				2月、道長、太政大臣を辞任	
1019				3月、藤原道長出家 4月、【刀伊の入寇】刀伊の国の賊徒五十余船、壱岐島、筑前を襲う、太宰権帥・藤原隆家らによって撃退するも、太宰府管内に甚大な被害を受ける	
1022	治安			藤原道長、無量寿院を法成寺に改める	
1026	万寿			5月、<万寿地震>石見国(島根県)で日本海沖を震源とする大地震と津波発生死者多数	
1027				12月、藤原道長没	
1028	長元			平忠常、下総で反乱【平忠常の乱(1028-1031)】	
1036	長暦		69	後朱雀天皇即位	
1038			後朱雀	延暦寺僧徒の強訴、これ以後強訴盛んとなる	
1045	寛徳		70 後冷泉	後冷泉天皇即位 花新立荘園が停止される【寛徳の荘園整理令】	

1051	永承			安倍頼時、陸奥で反乱、源頼義が討伐に向かう 【前九年の役(1051-62)】		
1053	天喜			藤原頼通、平等院鳳凰堂を建立	西洋:東西教会分裂する	
1062	康平			源頼義、清原武則の支援を受け、安倍貞任・宗任を破る(前九年の役が終る)		
1063				源頼義、鎌倉に八幡宮を立てる		
1068	治暦		71	後三条天皇即位 栄西、重源ら宋から帰国		
1069	延久		後三条	「記録荘園券契所」を設け、新設の荘園の整理をさせる【延久の荘園整理令】		
1072						
1076	承保		72 白河	白河天皇即位		
1077				白河天皇、法勝寺を建立、八面九重塔(高さ80m)を建てる		
1083		永保		陸奥で藤原家衡と藤原清衡の抗争勃発、源義家が清衡を支援【後三年の役のはじまり】		
1086	応徳		73 堀河	後三年の役(1083-87)		
1091	寛治			堀河天皇即位 白河上皇、院庁で政務をみる(院政の始まり)		
1092				源義家の兵を率いての入京および諸国の百姓の義家への田畑寄進を禁止		
1095	嘉保			源頼朝、征夷大將軍となる		
1096	永長			院に北面の武士を置く(武士の台頭)		
1097				白河上皇出家	第一回十字軍(~1099)	
1098				11月、<永長地震>東海、東南海の地震、伊勢、駿河で津波被害などもあって死者1万人を超える		
1099		承德			平正盛、伊賀国の私領を六条院に寄進する	
1107			嘉承	74	源義家が院昇殿を許され、源氏の勢いが高まる	
1108	天仁		鳥羽	1月、<康和または承德地震>南海地震、興福寺や天王寺一部損壊 土佐で地殻変動による田畑海没の記録あり		
1113	永久			鳥羽天皇即位		
1123	保安			延暦寺僧兵の強訴を源平両氏が防ぐ		
1124	天治			興福寺と延暦寺の僧兵が紛争、両僧兵、強訴するが、平忠盛らがこれを防ぐ		
				崇徳天皇即位 延暦寺僧兵、入京を企てるが平忠盛、源為義らがこれを防ぐ		
				この頃、良忍、融通念仏を始める		

1126	大治			この年、藤原清衡、中尊寺金色堂・三重塔を完成させる 翌年、藤原清衡没	
1129				7月、白河法皇崩御 鳥羽上皇の院政がはじまる	
1132	長承			平忠盛、鳥羽法皇のために得長寿院千躰観音像(三十三間堂)建立 平忠盛、昇殿を許される(これらを契機に平氏が源氏に対し優勢となる)	
1141	永治		76 近衛	崇徳天皇、近衛天皇(当時3歳)に譲位(鳥羽上皇の命による) 近衛天皇即位 覚鑿、「五輪九字明秘密釈」を著す	
1143	康治			この年、興福寺三重塔建立される	
1147	久安			平清盛の従者、祇園社神人と紛争 延暦寺僧徒、平忠盛・清盛親子の流罪を要求	
1155	久寿		77	後白河天皇即位	
1156	保元		後白河	鳥羽法皇崩御 後白河天皇と崇徳上皇が対立し、平清盛・源義朝らの軍勢によって崇徳上皇方が敗れる上皇は讃岐に流される【保元の乱】 このころから末法意識が広まる	
1157				藤原頼長らの所領を没収し、後院領とする	
1158			78 二条	二条天皇即位 8月、平清盛、太宰大貳に任じられる	
1159	平治			源義朝・藤原信頼、挙兵するも平清盛に敗れる【平治の乱】	
1160	永暦			源義朝、尾張で殺される 子の頼朝は伊豆に流される 平清盛、正三位となる	
1164	長寛			この年、平清盛とその一族、写経(法華経)し、厳島神社に納める(平家納経)	
1165	永万		79	六条天皇即位	
1167	仁安		六条	2月、平清盛、太政大臣となる 5月、清盛、太政大臣辞任する	
1168			80	高倉天皇即位 2月、平清盛出家する	
1171	承安		高倉	平清盛の女徳子、後白河法皇の猶子として入内し、高倉天皇の女御になる	
1175	安元			この頃、法然、専修念仏の浄土宗を開く	

1177				<p>【安元の大火】安元3年4月28日樋口富小路付近で出火、その後、強風に煽られ平安京のおおよそ三分の一が焼き尽くす大火となる。</p> <p>【鹿ヶ谷事件】6月、平清盛、平氏打倒陰謀鹿ヶ谷の陰謀を察知し、藤原成親・成経・師光ら後白河院の近臣を捕らえ処罰する</p>	
1178	治承			<p>3月、治承2年3月24日平安京七条東洞院から出た火は朱雀大路までの三十数町を焼き尽くす大火となる</p> <p>【治承の大火】</p>	
1179				<p>11月、平清盛、摂政基房を解任、近衛基通(清盛の娘婿)に替え、院の近臣39人を解官する 後白河法皇、幽閉される【治承三年の政変】</p>	
1180		81 安徳	<p>安徳天皇即位</p> <p>5月、以仁王(後白河法皇の皇子)の平氏追討の令旨</p> <p>8月、源頼朝、伊豆で挙兵(【治承・寿永の乱】のはじまり)</p> <p>鎌倉武家政権を開いた源頼朝は、軍需皮革を確保する事から鎌倉に住む皮作に、関東各地に散在する皮作共を支配する権能を与えた。中でも相模国の極楽寺にいた「九郎右衛門」(藤原弾左衛門)が長吏頭(1180)として支配権を持つようになった。</p>		
1181	養和			<p>閏2月、平清盛没</p> <p>この年、数年来の大飢饉によって京都で多数の餓死者 【養和の大飢饉】</p>	
1183	寿永			<p>5月、源義仲、礪波山で平維盛の軍を破る</p> <p>7月、義仲、入京、平氏は西に逃れる 後鳥羽天皇即位 後白河法皇、源頼朝に東国沙汰権を与える(十月の宣旨)</p>	
1184				<p>1月、源範頼・義経、義仲を破り京に入る(宇治川の戦い) 同月、義仲、近江国粟津にて討ち死にする</p> <p>この年、当麻寺金堂再興される</p>	
1185	文治	鎌倉時代	82 後鳥羽	<p>3月、壇ノ浦で平家滅亡</p> <p>4月、源頼朝、従二位となる</p> <p>7月、&lt;文治地震&gt;</p> <p>鎌倉武家下の特定身支配</p> <p>斃牛馬皮作り支配</p>	

				<b>源頼朝、諸国に守護・地頭の設置と兵糧米の徴収を朝廷に認めさせる(文治勅許)</b>	
1191	建久			この年、栄西、南宋から帰国、臨濟宗を伝える この年、飛鳥・川原寺炎上する	
1192				源頼朝、征夷大將軍に任じられる	
1195	建久			頼朝、上洛し、東大寺再建供養会に臨む	
1198		83	土御門	土御門天皇即位 法然、「撰撰本願念仏集」を著す	
1199				頼朝死去、子、頼家(母、北条政子)が二代目將軍を継ぐ	
1200	正治 2			梶原景時の変(梶原氏一族の滅亡)	
1201	建仁			建仁の乱(城氏一族の反乱)	
1202				頼家、征夷大將軍となる	1202 年第 4 回十字軍
1203				*比企能員の変 北条時政(政子の父)により比企能員、討たれる、比企一族が滅亡 *実朝、三代將軍となる 北条時政、幕府の執権となる *運慶・快慶による東大寺南大門金剛力士像完成する	
		1204			頼家、暗殺される
1205	元久			*畠山重忠の乱(畠山重忠、北条義時(父:時政)に討たれる) *牧氏事件(將軍の後継者争い、北条時政・牧の方と北条義時・北条政子が対立、北条義時が勝利して執権となる *藤原定家・家隆ら、「新古今和歌集」を編纂	
1213	建保	84	順徳	和田合戦(和田義盛の反乱)和田義盛、敗死	1209 年ジンギス、モンゴル統一
1219				源実朝、公暁(源頼家の子)に殺される(源氏將軍断絶、執権政治が確立) 北条政子、尼將軍となる	
1221	承久			4-5 月、【承久の乱】後鳥羽上皇、鎌倉幕府倒幕	1221 年ジンギス、ムスリム軍をインダス河畔で破る
		85	仲恭	軍挙兵するも敗北 6 月、鎌倉幕府、朝廷監視のため六波羅探題を京都に置く	
1224	貞応	86	後堀河	北条義時死去、北条泰時、執権となる	
1225	元仁			親鸞、浄土真宗を伝える	
				7 月、北条政子死去	

				幕府に評定衆、設置 される	
1226	嘉禄			九条頼経、4 代目将軍になる(摂家将軍の開始) 鎌倉幕府の鎮西奉行武藤資頼が太宰少貳を兼ね、太宰府は完全に武士の支配下に置かれる	
1227	安貞			道元、曹洞宗を伝える	
1231	寛喜			寛喜の飢饉	1231 年からモンゴル帝国が高麗王朝に対して繰り返し戦争を行い、
1232	貞永			北条泰時、御成敗式目(貞永式目)を制定(日本最初の武家法、これ以降江戸時代まで武家法の基本とされる)	
1235	文暦	87	西大寺:真言僧の叡尊が入寺し、鎌倉幕府や院などの帰依の下に東塔をはじめとする伽藍を再興する		
	嘉禎	四条	藤原定家、私撰和歌集(小倉百人一首)を著す		
1239	暦仁		後鳥羽上皇、隠岐で没する(60 才)		
1242	仁治	88	北条泰時死去 北条経時、執権となる		
1243		後嵯峨	僧・忍性、北山十八間戸を建てる		
1244	寛元		唐招提寺:覚盛(かくじょう)上人、律学の復興に尽力するとともに、伽藍の修復整備にも力を注ぐ 道元、永平寺を建立		
1246		89	北条経時死去、北条時頼、執権となる		
1247		後深草	宝治合戦(北条氏と三浦氏の争い、三浦氏の滅亡、北条時宗の専制確立)		『血盆経』の日本伝来は、元興寺極楽坊より「血盆経塔」という摺本が発見され、それが 中国の『血盆経』とほぼ同系統であり、その年代は、五来重氏の見立てにより、鎌倉中期のものとし、1250 年～1350 年(南宋・淳祐 10 年／鎌倉時代建長 2 年頼嗣～元・順帝至正 10 年／室町時代観 応元年)の間と推定した。(吉川良和 2019)
1249	宝治	引付衆の設置			
1252	建長		宗尊親王、6 代目将軍に就任(皇族将軍の開始) 鎌倉に鎌倉大仏できる		
1253			日蓮、法華宗を開く		
1259				モンゴル帝国が高麗に対して、約 100 年間に渡り高麗を支配する間に、大量の牛を肉牛として供出するよう強要し、これにより牛肉食が高麗や中国にも伝えられた。	

1260	正元		90	日蓮、「立正安国論」を著す	英祖王(1260年即位)の時代に禅鑑僧が来琉し、極楽寺を建立したという(仏教の伝来)。仏教の影響による肉食禁止はない。 1260年フビライが即位元朝成立する
1274	文永		龜山	【文永の役】蒙古、九州に来襲	
1276	建治		91	元寇に備えて北九州沿岸に防塁を築く	
1281	弘安		後宇多	【弘安の役】蒙古再来襲 北条時宗の専制化が顕著になる 御家人の衰退 悪党が増え治安悪化	
1285				霜月騒動(有力御内人(内管領・平頼綱)と有力御家人(安達泰盛)の争い。有力御家人の壊滅)	
1293	永仁		伏見	92 *鎌倉大地震起こる *平禅門の乱(北条貞時、平頼綱とその一族を討つ	
1297				【永仁の徳政令】、発布される	
1300	正安 2				
1317	正和		95 花園	文保の和談(皇位継承を巡る幕府による和談)	
1318	文保		96	後醍醐天皇即位	
1321	元亨		後醍醐	後醍醐天皇、院政を廃し、親政を行う 記録所再興	
1324	正中			【正中の変】後醍醐天皇による鎌倉幕府統幕計画 事前に発覚し、首謀者処分される	
1331				このころ、吉田兼好、随筆「徒然草」著す	
1332	元弘		【元弘の変】(1331-1333)後醍醐天皇による鎌倉幕府倒幕挙兵		
1333			*後醍醐天皇、吉岐に配流される *護良親王ら挙兵 *京都六波羅探題、足利尊氏により壊滅 *太宰府鎮西探題、少弐貞経・大友貞宗・島津貞等により壊滅 *新田義貞、鎌倉に攻め込み北条一門滅亡させる* *鎌倉幕府滅亡		
1334	建武	室町時代	【建武の新政】建武の徳政令	この頃、イタリア・ルネサンス	
1335			中先代の乱(足利尊氏、後醍醐天皇に反旗)		
1336	延元 1		足利尊氏、摂津打出で正成・義貞に敗れ、九州に敗走する 足利尊氏、九州から東上し、義貞、正成を兵庫湊川で破る、正成戦死		

			室町幕府成立 足利尊氏、建武式目制定 後醍醐天皇、吉野に移る	
1338	3		足利尊氏、征夷大将軍になる	英仏百年戦争
1350	観応 1	97	【観応の擾乱】(足利尊氏・直義兄弟の不和)	
1371	応安 4	後村上	九州探題今川了俊、九州制圧	元滅び、明興る
1392	明德 3	後小松	南北朝の合一	1392 年高麗滅び李氏朝鮮興る
1400	応永 7			
1404	11		勘合貿易始まる(日本、明との勘合を用いた合法的貿易)	1429 年から450年間、沖縄は琉球王国と呼ばれる
1441	嘉吉 1	後花園	【嘉吉の徳政一揆】 【嘉吉の徳政令】、発布される	
1467	応仁 1	後土御門	【応仁の乱】(1467-1477)	
1479	文明 11		蓮如、山科本願寺を建てる	1478 年 琉球首里・那覇は牛馬豚羊
1485	17		山城の国一揆(1485-1493)	鶏犬を飼い、食用にする。牛肉を市で売る。 1479 年スペイン王国成立
1488	長享 2		加賀の一向一揆(1488-1580)	
1493	明応 2		北条早雲、伊豆の堀越公方を滅ぼす	1493 年コロンブス、北米に到達
1500	9			
1523	大永 3	後柏原	寧波の乱(細川・大内両氏の戦い)	
1526	6	後奈良	・後奈良天皇即位 ・戦国混乱時期を経て、各地の有力な武將領主が、武具製造の必要性から保護される為、それぞれの支配領内府中に「かわた」を定住させ、領国内で皮革生産に専業させた。例えば、駿河の今川氏親朱印状(1526)に「府中西のつら、かいた彦八かゝゆる川原新屋敷壱町五段…(中略)…毎年皮のやく等申付」の記載から、一族数人の「かわた」と考えられる。	マゼラン世界周航
1536	天文 3		天文法華の乱(延暦寺の僧徒が京都の法華寺院を焼きつくす)	1534 冊封使來琉。冊封の宴は、山海珍味など多彩な料理が供された。
1543	12		【鉄砲伝来】 ポルトガル人種子島に漂着	1534 年イエズス会成立
1549	13		【キリスト教伝来】ザビエルキリスト教伝える	1536 年インドムガル帝国興
1550			南蛮貿易が盛んになる	
1560	永禄 3	正親町	織田信長、今川義元を討つ(桶狭間の戦い)	
1561	4		川中島に戦い	
1568	11		信長、足利義昭を奉じ入京	
1570	元亀 1		信長、浅井、朝倉両氏を破る(姉川の戦い)	
1571	2		信長、延暦寺焼き討ち	
1573	天正 1		信長、将軍義昭を追放(室町幕府滅亡)	

1575	3	安土・桃山時代		信長、家康との連合軍で武田勝頼を破る(長篠合戦)	
1576	4			信長、安土城を築き移る	
1582	10			<b>本能寺の変</b> 秀吉、明智光秀を破る(山崎の戦い)	1581年ネーデルランド北部7州が独立宣言(オランダ)
1583	11			賤ヶ岳の戦い、秀吉、柴田勝家を破る	
1584	12			家康、秀吉と和睦し、次男秀康を秀吉の養子とする	
1585	13			秀吉、紀伊に入り、根来、雑賀の一揆を鎮定する 長宗我部元親、秀吉に降伏	
1586	14		後陽成	秀吉、太政大臣となり、豊臣の姓を賜る	
1588				豊臣秀吉、刀狩令を発令	
1590	18			秀吉、小田原征伐(北条氏滅亡)、ほぼ全国平定を完了 豊臣政権が中央政権を握っていた時代では、兵農分離が行われ、 <b>太閤検地</b> (1590)や <b>人掃令</b> (身分統制令)などの政策によって、兵(武家奉公人)・町人・百姓の職業に基づく身分が定められた。幕藩体制下での主従階級関係について、特に耕地の生産高を把握する為に、各守護大名の領国内で、全国的な検地を行いながら、実施されて作成した <b>検地帳</b> (土地保有状況)の中にあつた名請人に隷属する「 <b>かわた</b> 」百姓の記載も数多く見出された。	1988年英国、イスパニア無敵艦隊を破る
1591	19			千利休自刃(70歳)	
1592	文禄1			【文禄の役】朝鮮へ出兵 朱印船派遣	
1594				1594年 スペイン貿易商が慶長16年(1611)頃の長崎の肉食記録:一頭の牛が四、五レアルの値であった。牛肉三五カテで売っていた。	1596年に李時珍が著わした『本草綱目』は本草学の集大成であり、日本渡来より江戸時代を通して、日本の本草学に新しい領域への発展に大きな影響を与えた
1597	慶長2			【慶長の役】朝鮮へ再出兵	
1598	3			秀吉没	
1600	5		<b>関ヶ原の戦い</b> 石田三成、小西行長、安国寺、京都六条河原で斬殺される	1600年英国、東インド会社設立	
1601	6		・家康、東海道の伝馬制度を設ける ・上杉景勝を会津(120万石)から米沢(30万石)に移す	1602年オランダ東インド会社設立	
1603	8	江戸	・家康、征夷大将軍となる		
1604			・朱印船の制度を定める		
1607			江戸時代最初の朝鮮使節が来日(朝鮮通信使)		
1609			『加賀藩史料』慶長十四(1609)の条には「皮多		

		時代	<p>之事」という記事から孫右衛門、孫七、次兵衛、<u>与三兵衛</u>という4名皮多が近江から越中移転した事が見える。また、慶長十六(1611)四には、播磨から移住してきた皮屋の<u>左衛門五郎と治郎</u>の両名が、加賀と能登の死牛馬を取扱う権利を与えられた</p> <p>・2月、幕府、島津家久に<u>琉球</u>へ出兵を命じる。4月、首里を攻略し<u>琉球王</u>を捕らえる</p> <p>・5月、オランダ船に貿易を許す。8月、オランダ人、平戸に商館を建設</p>	1609年、オランダ、スペインと休戦(オランダ事実上独立)
--	--	----	---	-------------------------------

西暦	和暦	天皇	将軍	日本史		
1612		後水尾		・慶長十七年(1612年)に出された農民取締法令の五箇条のひとつに「牛を殺す事御制禁也、自然殺すものにハ、一切不可売事」とあり、幕府の牛の殺生禁止令はこの時点で出されたことがわかる	1613年、ロシア、ロマノフ王朝成立、 1616年、ヌルハチ、後金建国	
1613				・伊達政宗、支倉常長を欧州に派遣 ・キリスト教禁止		
1614				・大坂冬の陣		
1615	元和			・大坂夏の陣、豊臣氏滅亡。家康		
				・ <b>武家諸法度 ・禁中並公家諸法度 ・諸宗本山本寺の諸法度</b> 、一国一城令発布される		
1616				・長崎 中国船以外の欧州船の入港が長崎・平戸に限定され、 <b>南蛮貿易</b> の拠点となる。		
				・徳川家康死去		
1617				・日光東照宮が建立される ・幕府、吉原遊廓の開設を許可		
1618				・喜多見忠勝を堺奉行とし、攝・河・泉の国奉行を兼ねさせる		1618年、ドイツで30年戦争始まる 1620年、清教徒、北米移住
1619				・5月、秀忠上京 ・6月、福島正則を改易 ・8月、大坂町奉行を置く、大坂に城代・城番を置く		1624年、オランダ、台湾を占領
1622				・長崎でキリシタンが多数処刑される(元和の大殉教)		
1623				家光		・イギリス、日本より撤退
1624	寛永					・11月、女御徳川和子、中宮となる ・12月、朝鮮使節、家光に謁見
1625			・狩野探幽、二条城の襖絵を描く			

1629			・紫衣事件(1627-1629) 紫衣禁止に反対して、沢庵、出羽に流される	1629年、英国、チャールズ1世、議会を解散させる
1630			・長崎奉行車で、踏絵、始める ・寛永飢饉 ・日蓮宗不受不施派を弾圧 ・山田長政、シャムで毒殺される	
1631	明正		・奉書船制開始(海外渡航船に朱印状の他に奉書を交付(奉書船)を定める)徳川幕府の統制権力下では、無名の長吏頭であった「弾左衛門」は、皮革納入の責任者として皮作から皮革を集め、加工も配下の者にさせる。江戸”町奉行所”(1631 建て)との深い関係が、四代目から弾左衛門の武士的性格を決定づけるようになり、江戸幕府から与えられた弾家の統轄権限は次第に強まっていき、制度的階級としては江戸幕府のもとで確立された。	1631年、薩摩藩が那覇に <b>琉球在藩</b> を置く  1632年、スウェーデン王グスタフリュツエンの戦いで、ドイツ皇帝軍を破る
1632			・旗本諸法度を定める	
1633			・関東地方で大地震 ・ <b>第一次鎖国令</b> ・幕府、六人衆置かれる ・鎖国していた江戸時代に、東南アジア等からの皮製品などの輸入が途絶えた為、深刻な皮不足が生じた背景に、兵力維持する皮革武器が必要となった領主では、皮革統制について、斃牛馬処理は独占的に排他的に厳しく統制されると共に、各農村に穢多が配置されて皮作に当たることになった	1633年、キリスト教禁制と貿易統制の強化を結び付けた「鎖国政策」(1633~1639)の実施により、ポルトガル船と朱印船の入港を禁止した江戸時代にも、 <b>朝鮮通信使</b> に同道した医師との交流により、郷薬医書『 <b>東医宝鑑</b> 』等を取り入れ、韓医学の <b>医食同源</b> 思想も日本に影響を与えた。また、長崎においてオランダ船によるオランダ商館から白牛3頭を輸入し、酪農を始めた契機で、薬用牛乳品が『延喜式』に書かれていた。また、長崎出島に遊んだ司馬江漢の『西遊記』の中に記したオランダ居留地で蘭人に影響された <b>屠赤牛</b> や肉食が行われていた事は明らかである
1634			・徳川家光上洛する ・大名火消の制を定める ・譜代大名の妻子を江戸に常住を命じる ・ <b>第二次鎖国令</b> ・長崎商人に出島を築かせる(36年完成) ・小堀遠州、二条城の茶室を造る	
1635			・武家諸法度を改定し、外様大名に <b>参勤交代</b> を命じる ・寺社奉行を設置 ・500石積み以上の大船建造禁止 ・このころ仮名草子流行	
1636			・江戸・近江に銭座を設置 ・第四次鎖国令 ・ポルトガル人を出島に移す(貿易に関わりがないポルトガル人を追放し、貿易関係者は長崎の出島に移住させる)	後金、国号を清と改める
1637			・ <b>島原の乱</b> ・水戸・仙台で寛永通宝鑄造	

1638			・大老職設置 ・お陰参り流行する(伊勢参宮の流行)	1640年、英国、チャールズ1世、長期議会を賞する 1642年、英国、ピューリタン革命起きる
1639		・第五次鎖国令(ポルトガル船の来航を禁止) ・江戸城内に紅葉山文庫設立		
1640		・寛永の大飢饉		
1641		・平戸のオランダ商館を長崎出島に移す <鎖国体制が完成する> ・オランダ と中国は幕府直轄の出島、朝鮮とは対馬藩、琉球は薩摩藩、 アイヌは松 前藩で貿易が行われた		
1642		・譜代大名にも参勤交代を命じる		
1643		後光明	・田畑永大売買の禁令 ・9月 幕府「寛永諸家系図伝」を作成	
1644	正保		・国絵図、郷帳をつくらせる ・風説書の初め(海外の情報を集めるため出島商館長に「オランダ風説 書」を差し出させる)	・1644年、明滅び清朝建国 同年、清国、北京へ遷都 ・1647年清国、科挙を行う
1648	慶安		・江戸市中諸法度を定める ・農民の土地貸借を禁じる ・松永尺五、尺五堂を開塾	
1649			・慶安御触書 ・検地条目制定 ・高野山学侶らの法度を定める	
1650			・お陰参り流行(1650~1651)	
1651		家綱	・慶安事件(由井正雪の乱) ・末期養子禁の緩和	
1652	承応		・承応の変(戸次庄左衛門の乱、承応事件) ・江戸市中の浪人を調査する ・江戸に旗本奴・町奴流行 ・若衆歌舞伎禁止される	・1652年、ケープタウン、オランダ人により建設される 同年、第一次蘭英戦争勃発
1653			・佐倉惣太郎、苛政を幕府に直訴する	・1653年、英国、クロムウェルが護国卿になり独裁政治を始める
1655	明暦		・後水尾上皇、京都修学院離宮の造営を始める	
1656			・江戸浅草に鑄銭座を設置する	
1657		後西	・明暦の大火、江戸城本丸焼失(振袖火事)	
1658	万治		・9月、大坂で、町中宗旨改の作法が定められる	
1660			・江戸浅草に鑄銭座を設置	
1661	寛文		・相対済令、出される	1661年、ルイ14世の親政始まる
1663			・武家諸法度を改定、殉死の禁止 <文治政治への転換>	
1664			・評定所訴訟規定 ・諸大名に寛文印知、発給される	

1665			<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸社禰宜神主法度、諸国の神社の統制を始まる</li> <li>・諸大名の証人制(人質制)廃止される</li> </ul>	
1666			<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸国の農村に法度を公布</li> </ul>	1667年、ルイ14世スペイン領ネーデルランドへ侵攻、南ネーデルランド継承戦争勃発
1668		<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都町奉行所、設置される</li> </ul>		
1669		<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャクシャインの戦い(アイヌと松前藩の戦い)・山鹿素行「中朝事実」</li> <li>・小石川後楽園完成・江戸枅を京枅に統一・不受不施派寺請禁止を命じる</li> </ul>		
1671		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「葉獵、葉食、葉餌、葉喰い、葉種…」という隠れ肉食文化の歴史的展開過程で、当時の肉食論を見ていくと、畜血・肉食を穢れとして忌避する事に呼応して、和漢本草学者は日本的な見解で動物の肉に対して嫌悪感を示すようになった。『関甫食物本草』(1671)、『本朝食鑑』(1697)、『大和本草』(1709)も同様の認識に陥っていた。</li> </ul>		
1673	延宝	靈元	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分地制限令(田畑の分割相続の制限)</li> <li>・赤本(草双紙の一)出る・談林俳諧の流行</li> </ul>	
1674			<ul style="list-style-type: none"> <li>・新銭4貫文=金1両に定め、古銭の通用を禁止</li> </ul>	1675年、英国、グリニッチ天文台設置される
1677			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「延宝検地」機内周辺8ヶ国、備中国、陸奥国の幕府領で実施された検地</li> </ul>	
1680			<ul style="list-style-type: none"> <li>・世襲代官制を廃止し代官の官僚化を進める</li> </ul>	
1681	天和		<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸国へ巡検使派遣される 天和の治</li> </ul>	
1682			<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸国高札立替・勘定吟味役設置される</li> </ul>	1683年、オスマントルコ、ウイーンを包囲する
1684	貞享		<ul style="list-style-type: none"> <li>・貞享書上げ・出版取締令公布</li> </ul>	
1685			<ul style="list-style-type: none"> <li>・生類憐み令発布:服忌令採用、六畜戒められる</li> </ul>	
1686			<ul style="list-style-type: none"> <li>・挑戦貿易制限・琉球貿易制限</li> </ul>	
1687			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月、生類憐み令を出す (この後、1708まで繰り返し布令)</li> </ul>	
1688	元禄		<ul style="list-style-type: none"> <li>・柳沢吉保が側用人になる・長崎に唐人屋敷を作る</li> </ul>	1688年、英国、名誉革命により、ジェームズ2世追放される
1689			<ul style="list-style-type: none"> <li>・松尾芭蕉、奥州(「奥の細道」)への旅に出る</li> </ul>	
1690			<ul style="list-style-type: none"> <li>・荻原重秀佐渡奉行に就任</li> <li>・ドイツ人医師ケンペルオランダ商館付医師として来日する</li> </ul>	1689年、英国、権利の章典、成立する
1692			<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸役人の役料制定される</li> <li>・東大寺修復なり開眼供養行われる</li> </ul>	同年、英国、仏国間で、北米の植民地を巡ってウイリアム王戦争起こる(～1697)
1694			<ul style="list-style-type: none"> <li>・柳沢吉保、老中になる</li> </ul>	

1695				<ul style="list-style-type: none"> <li>・元禄の貨幣改鑄(金・銀貨を改鑄される)</li> <li>・西川如見「華夷通商考」を著す</li> <li>・武蔵国中野などに犬小屋ができる</li> </ul>	
1696				<ul style="list-style-type: none"> <li>・萩原重秀、勘定奉行に就任・改鑄金銀交換規則を出す</li> <li>・農学者・宮崎安貞「農業全書」を著す</li> <li>・大阪の商人淀屋辰五郎、驕奢なりとして關所となる</li> </ul>	
1697				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「御蔵米地方直し令」(旗本知行制の改定)発布される(元禄地方直)</li> <li>・酒造高に対して5割の運上賦課を命じる</li> </ul>	1697年王府から牛馬屠殺禁止が出
1698				<ul style="list-style-type: none"> <li>・20年以上の小作地を永小作とする</li> </ul>	される。庶民の葬礼や婚礼の行事
1699				<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸の米穀不足のため諸代官へ江戸廻米を命じる</li> <li>・酒造量を5分の1に制限する</li> </ul>	に、牛を殺し振る舞うことを禁ず
1700				<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銀銭三貨の比価を定める(金1両=銀60匁、=銭4貫文)</li> <li>・12月、徳川光圀没(73)</li> </ul>	1700年、ロシア、ピョートル1世、スウェーデンに侵攻(北方戦争)(~1721)
1701				<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤穂藩主・浅野長矩が吉良義央を江戸城中で刃傷に及ぶ</li> </ul>	1701年、ドイツでプロイセン王国成立する
1702		東山		<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤穂浪士討ち入り</li> <li>・相対済令、出される</li> <li>・松尾芭蕉「奥の細道」著す</li> </ul>	同年、ルイ14世、孫のスペイン王家継承権を求めて介入し、スペイン継承戦争始まる(~1713)
1703				<ul style="list-style-type: none"> <li>・2月、幕府、大石良雄らに切腹を命ずる</li> <li>・5月、近松門左衛門「曾根崎心中」、竹本座で初演される</li> <li>・室鳩巢「赤穂義人録」著す</li> </ul>	
1704	宝永			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1-2月、浅間山噴火</li> <li>・2月、幕府、大和川の付け替え工事に着手(10月に完工)</li> </ul>	
1705				<ul style="list-style-type: none"> <li>・2月、間部詮房、西丸側衆となる</li> <li>・5月、大坂の豪商・淀屋三郎右衛門を追放・關所にする</li> </ul>	
1707				<ul style="list-style-type: none"> <li>・宝永の大噴火(富士山大噴火・宝永山ができる)</li> </ul>	1707年、イングランドとスコットランド
1709		中御門	家宣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生類憐みの令廃止「弾左衛門由緒書」証文によって、六代目からの弾家(1709)は関八州(武蔵・上野・下野・常陸・下総・上総・安房・相模)における長吏頭としての地位をさらに固めていきながら、幕府への「役儀」が次第に完成された。そして、関八州を越えた地域(伊豆国、三河国設楽郡片山村、甲斐国谷村、駿河国、陸奥国の一部)にも、弾家勢力下での斃牛馬特権</li> </ul>	が合併、大ブリテン王国成立 1709年、ロシア、ピョートル一世、スウェーデン軍を破る

			や皮作支配が全面的に任せられるようになった。町奉行直属の家来として「穢多頭弾左衛門」は、徳川幕府から浅草(俗称新町)という特別な地域を江戸町割の際に割当てられ、関東の賤民(長吏、非人、猿飼、乞胸など)への支配権を持つ基盤で、安価な労働力を一方的に集中でき、皮革・灯心・箆・薬等各種の専売産業を独占する事によって、多大の利益(3千石相当の武士生活)を収めた	1709年、琉球王国・尚真41年に大飢饉
1710			・武家諸法度改定	
1711	正徳		・2月、新井白石の建議で朝鮮使節の待遇改め、将軍の称号を「日本国王」とする	
1713			・天領の大庄屋制度廃止される ・貝原益軒『養生訓』を著す	1713年、王府から鶏・豚を飼育するよう布達が出される。
1714			・貨幣の質、元へ戻す	1714年、英国、ジョージ一世が即位
1715		家継	・正徳新例の発布 ・新井白石『西洋紀聞』	し、ハノーヴァー朝が成立する
1716	享保	吉宗	第8代将軍となる徳川吉宗(享保の改革 1716~1745)は、和産薬材の開発に取り組んで、「 <b>薬種国産化政策</b> 」が推し進められた	
1718			・江戸市中の両替屋人数 600人、寺社方 35人に定められる ・この年、伊勢おかげ参り流行する	
1719			・10月、吉宗、朝鮮通信使を引見 ・11月、旗本御家人の困窮救済のため、金銀貸借・買い掛けの訴訟は不受理とする(相対済し令)	1719年、この年、デフォー「ロビンソン・クルーソー」を刊
1720			・1月、三奉行に刑罰基準の制定を命じる(公事方御定書の淵源) ・8月、江戸町火消「いろは」47組、設置される ・この年、キリスト教以外の洋書の輸入を解禁	1720年、広東に公行創設 同年、イタリアで、サルディニア王国成立
1721			・2月、田中丘隅「民間省要」 ・7月、大坂蔵米の延べ売り・買い占めを禁止し、堂島米商人数名を逮捕する ・8月、評定所門前に「 <b>目安箱設置</b> 」される ・同月、幕府、小石川薬園(現在の小石川植物園)を設ける	
1722			・7月、上げ米の制を制定し、参勤交代の緩和される ・出版書籍業者に取締令を出す	

			・12月、幕府、小石川薬園に施薬院小石川養生所を設ける	
1723			・6月、足高の制、定められる ・幕府、心中物の出版、上演を禁ずる	
1724			・2月、米価下落につき、諸色の元値下げを命じる ・3月、大坂大火、市街の大半408町焼失 ・6月、諸大名、幕臣に対して儉約令出される	1724年、清国、キリスト教布教を禁止 1726年、英国、スウィフト「ガリバー旅行記」を著す
1727			・荻生徂徠「政談」を著す ・青木昆陽の進言により甘藷の栽培始まる	
1729			・4月、幕府、米価下落のため、米商人に買米を奨励する ・10月、幕府、1702年以降の借金銀の利息を5分以下にするよう命じる 12月、金銀貸借訴訟を再び受理することを布告（相対済し令の廃止） ・この年、太宰春台、「経済録」を著す	
1730			・上げ米の制を停止し参勤交代を復旧する ・米価の調整を意図し、大坂堂島の米市場を公認	
1732			・ <b>享保の飢饉</b> (蝗害のため大飢饉となり、餓死者多数発生)	
1733			・江戸で、米問屋打ち壊し起こる	
1735			・青木昆陽がサツマイモの性質・栽培法などを記した「蕃薯考(ばんしょこう)」を著す	1735年、ウイーン条約により、ポーランド継承戦争終結
1736	元文		・5月、金銀改鑄行われる(元文金銀)	同年12月、清、乾隆帝即位
1738			・4月、長崎廻銅の減少のため大坂に銅座再設置される ・11月、金銀引替所廃止される	
1739			・1月、尾張藩主徳川宗春に蟄居を命ずる	
1741	寛保		・幕府、江戸の油買受人の全てを油問屋仲間に加はさせる	1740年、マリア・テレジアの即位を原因にオーストリア継承戦争始まる
1742		桜町	・公事方御定書制定される ・この頃、産銅不足により長崎貿易額半減する ・この年、長崎で、鉄銭鑄造される	1743年、「大清一統志」成る
1743			・幕府、大坂米方両替株を増やす ・諸大名留守居役の遊所寄合を禁じる	

1744	延享		<ul style="list-style-type: none"> <li>幕府、西国 33 カ国称改めを命じる</li> <li>「御触書寛保集成」成る</li> </ul>	1744 年、仏、インドにて、英に宣戦、第 1 次カーナティック戦争起こる(～1748)
1745		家重	<ul style="list-style-type: none"> <li>9 月、吉宗、家重に譲り西丸に移る</li> <li>この年、京都西陣高機仲間、成立する</li> </ul>	
1747			<ul style="list-style-type: none"> <li>幕府、道中人馬通行の制(1712)を再令</li> <li>寄合板倉勝該、江戸城中にて熊本藩主細川宗孝を刺殺する</li> <li>幕府、江戸札差仲間を 9 組に分け、行事を定めさせる</li> </ul>	1747 年、2 月、清国、四川大金川土司の乱(～1749) 1748 年、10 月、アヘン条約により、オーストリア継承戦争終結
1748	寛延		<ul style="list-style-type: none"> <li>加賀騒動(加賀藩お家騒動)</li> </ul>	1750 年、第 2 次カーナティック戦争起こる(～1754)
1749			<ul style="list-style-type: none"> <li>勘定奉行に、定免法の全面施行を命じる</li> <li>この年、奥州各藩で、一揆多発する</li> </ul>	
1750			<ul style="list-style-type: none"> <li>幕府、農民の強訴・徒党・逃散を厳禁する</li> <li>各地で一揆多発 (讃岐丸亀藩で一揆、伊予大洲藩で強訴(内の子騒動)、備前諫早藩で一揆 甲斐幕領で一揆(米倉騒動) )</li> <li>幕府、銅座を廃止し諸山の銅を長崎直買入れとする</li> </ul>	
1751	宝暦		<ul style="list-style-type: none"> <li>田沼意次側衆となる(～1786 田沼政治)</li> </ul>	1753 年、大英博物館設立される
1754			<ul style="list-style-type: none"> <li>久留米藩で、年貢減免の大一揆起こる</li> <li>幕府、1715 年以來の酒造制限令を廃止し、1697 年の酒造高までは勝手作りを認める</li> </ul>	
1755			<ul style="list-style-type: none"> <li>宝暦飢饉(奥羽地方冷害、餓死者多数)</li> </ul>	
1758		桃園	<ul style="list-style-type: none"> <li>宝暦事件(尊王論者・竹内式部捕らえられる)</li> </ul>	1758 年、第 3 次カーナティック戦争起こる(～1761)
1760		家治	<ul style="list-style-type: none"> <li>幕府、大坂の菜種問屋・綿実問屋の株を定める</li> </ul>	1765 年、ワットが蒸気機関改良に成功する(この頃から英国で産業革命始まる) 1762 年、ルソー「社会契約論」著す
1762		<ul style="list-style-type: none"> <li>大坂金藏から江戸への送金を、為替に変え現金銀とする(～1767)</li> </ul>		
1764	明和		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 月、幕府、大坂に金銭延売買会所の設置を許す</li> <li>2 月、家治、朝鮮通信使を引見する</li> <li>12 月、伝馬騒動、日光東照宮 150 回忌法要に伴う助郷役増徴に反対し、 信濃・上野・下野・武蔵の農民蜂起する</li> <li>この年、米沢藩主上杉重定、領地返上を決意する</li> </ul>	
1767		後桜町	<ul style="list-style-type: none"> <li>明和事件(山県大弉ら処刑される)</li> <li>この年、上杉鷹山による米沢藩改革始まる</li> </ul>	

1768			<ul style="list-style-type: none"> <li>・大坂の町人、家質奥印差配所設置の反対し、激しい打ち壊しが起こる</li> <li>・この年、上田秋成「雨月物語」成る</li> </ul>	
1770			<ul style="list-style-type: none"> <li>・大坂油問屋株を定める</li> <li>・江戸質屋株を定める</li> </ul>	1770年、・ボストン虐殺事件起こる
1772	安永		・田沼意次、老中に就任	
1773			<ul style="list-style-type: none"> <li>・三浦梅園「価原」を著す (商品経済における価格について説明した経世論)</li> <li>・川柳、酒、本・黄表紙が流行する</li> </ul>	1773年、ボストン茶会事件おこる 1774年、・ルイ16世即位
1774			・杉田玄白/前野良沢らの「解体新書」が刊行される	
1775			<ul style="list-style-type: none"> <li>・長久保赤水「日本輿地路程全図」</li> <li>・スウェーデンの植物学者ツンベルグが来日</li> </ul>	1775年、アメリカ独立戦争(1775-1783)
1776			・平賀源内がエレキテルを復元	1776年、アダム・スミス「富国論」著す
1777			・大坂で歌舞伎「伽羅先代萩(めいぼく せんだいはぎ)」初演される	
1778		後桃園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロシア船、厚岸来航、松前藩に通商要求</li> <li>・西35か国斗量濫用を戒む</li> </ul>	
1779	光格	・松前藩、ロシア船の要求を拒否 ・塙保己一「群書類従」編纂に着手		
1781	天明		<ul style="list-style-type: none"> <li>・絹糸運上騒動起こる、 (上野の農民、絹糸貫目改所設置に反対し蜂起、幕府、設置を撤回する)</li> </ul>	1781年、米、仏連合軍、ヨークタウンにて英国軍を破る
1782			<ul style="list-style-type: none"> <li>・天明の飢饉始まる(1782-1787)</li> <li>・印旛沼(いんばぬま)・手賀沼(てがぬま)の干拓が行われる</li> </ul>	
1783			・浅間山大噴火	1783年、イギリス、アメリカ合衆国の
1784			・佐野政言、田沼意知を刺す ・江戸両替店を643株とする	独立承認(パリ条約)
1785			・蝦夷地調査隊を派遣する	
1786			・田沼意次が老中から失脚 ・林子平「海国兵談」 ・最上徳内ら千島を探検	
1787			家斉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月、江戸、大坂など各地で打ち壊しが起こる(天明の打ち壊し)</li> <li>・6月、「御所千度参り」の人数一日7万人にも膨れ上がり、 <b>光格天皇</b>、幕府へ貧窮民救済を要請する 幕</li> </ul>

			府、1500石の救い米を放出する ・7月、松平定信、老中となり<寛政の改革>(1787-1793)が始まる	
1788			・7月、飛騨幕府領の農民大原郡代の非政を幕府に越訴、大原郡代流罪となる (大原騒動・天明騒動)	
1789	寛成		・7月、内裏造営始まる ・9月、棄損令(旗本・御家人の負債を免ずる) ・諸大名に困米を命ずる	1789年、フランス革命起こる ・同年、米国、ワシントン、初代大統領就任
1790			・2月、幕府、全国に諸物価引き下げを命じる 同月、幕府、江戸石川島に人足寄場設置 ・5月、幕府、湯島聖堂で朱子学以外の異学の講究を禁ずる(寛政異学の禁) 同月、洒落本の版行禁止書籍出版取締令 ・11月、江戸で帰村奨励の触を出す	
1791			・困米奨励 ・異国船渡来処置令 ・江戸町法改正七分金積立制定・七分積金制 ・米国商船のレイディ・ワシントン号が和歌山県串本町に寄港	1792年、フランス八月十日事件が起こる
1792			・大黒屋光太夫と共にロシアのラクスマンが根室に来航、通商を要求する ・「海国兵談」を絶版にし、林子平に蟄居を命ずる ・海防を厳重にし始める ・尊号事件、起こる ・林子平「海国兵談」出版禁止される	1793年、フランス、ロベスピエールによる恐怖政治始まる(~1794) ・同年、ルイ16世、マリー・アントワネット、処刑される
1793			・松平定信失脚・蘭学者が江戸でオランダ正月を祝う	1796年、ナポレオン、が指揮するフランス軍がイタリアに侵攻
1797			・ロシア人が択捉島(えとろふ)に上陸する	
1798			・本居宣長「古事記伝」を著す ・諸藩の米札濫発を禁止 ・根岸肥前守鎮衛が南町奉行になる ・本多利明「西域物語」を著す ・近藤重蔵(幕臣)が択捉島エトロフを探查し、島に「大日本恵土呂府」の標柱を立てる	1798年、ナポレオン、エジプトに侵攻
1799			・「寛政重修諸家譜」の編纂開始・蝦夷地を直轄領とする	

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤田幽谷「勸農或問」を著す</li> <li>・米価騰貴する ・江戸・大坂で打毀</li> </ul>	
1800			<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊能忠敬が蝦夷地を測量する</li> <li>・薬喰い、薬種</li> </ul>	・清朝の康熙～乾隆皇帝、漢方薬膳の最高水準
1801	享和		<ul style="list-style-type: none"> <li>・米価高騰、買い占めに怒り童山形などの豪商、豪農への打ち壊しなど一揆起る(村山一揆)</li> </ul> <p>食肉村の形成が享和年間(1801～1804)に中河内で起こった。「河内国丹北郡更池村が日々に堺の町や南王子村へ牛肉販売に出向く様子を中心に近世後期の食肉業を『食肉の部落史』に描いたことがある。そして、丹北郡富田新田・丹南郡向野・志紀郡北条村まで広がり、以後の食肉村が中核経済圏を形成していた。」</p>	
1802			<ul style="list-style-type: none"> <li>・蝦夷奉行を箱館奉行に改称する</li> </ul>	
1804	文化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月、朝鮮通信使の礼を対馬で受けることに変更</li> <li>・9月、ロシア使節レザノフ、長崎に来航し、通商を要求する</li> <li>・この頃から家斉の文化文政時代始まる</li> </ul>	1804年、ナポレオン皇帝即位 1805年、トラファルガー海戦 1806年、ライン同盟結成
1805			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月、ロシア船来航につき、諸大名に警戒を命じる</li> <li>・3月、ロシア、レザノフの通商要求を拒否</li> <li>・6月、関東取締出役を設置</li> </ul>	
1806			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月、ロシア船の来航の際の取り扱い処置を諸大名に指令</li> <li>・2月、米価下落につき白米の江戸廻送を禁止</li> <li>・4月、南部、津軽両藩に西蝦夷地の守備を命じる</li> <li>・9月、ロシア船サハリン・オフイトマリに上陸、松前藩会所を襲撃</li> </ul>	1807年、米国フルトン、蒸気船の航行に成功 1808年、ナポレオン、スペイン国王を強制退位させる
1808			<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月、間宮林蔵、樺太探し、樺太が島であること発見</li> <li>・8月、英国軍艦フェートン号、長崎港に侵入し、オランダ人2名を捕らえ、 オランダ商館の引き渡しを要求(フェートン号事件)</li> </ul>	
1811			<ul style="list-style-type: none"> <li>・天文方に蛮所書和解掛が設置される</li> </ul>	
1812			<ul style="list-style-type: none"> <li>・高田屋嘉兵衛、ロシア船長リコルドによりサハリン海上で捕らえられる</li> </ul>	1813年、ナポレオン、英国、ロシア、オーストリアなどの連合軍に敗れる
1815			<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月、杉田玄白「蘭学事始」成る</li> </ul>	1815年、ナポレオン、ワーテルロー
1816			<ul style="list-style-type: none"> <li>・2月、武家屋敷内などの博打禁令の厳守を命じる</li> <li>・11月、駿河、遠江の各地で、強訴打ち壊しなど頻発</li> </ul>	の戦いで、連合軍に敗れる
1817		仁孝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イギリス船、浦賀に来航する</li> </ul>	

1818	文政			・イギリス人ゴルドン、浦賀に来航し、貿易を要求するも、幕府、これを拒否				
1821				・東西蝦夷地を松前氏に還付				
1822				・英国船、浦賀に入港し、薪水を求む	1823年1月、ギリシャ独立を宣言			
1824				・2月、南鑛二朱銀を改鑄(文政二朱銀)・5月、文政一朱金、鑄造される				
1825				・異国船打払令	1825年7月、ジャワ戦争始まる(～			
1827				・幕府、 <b>文政の改革</b> に着手し、関東全域に改革組合村の結成を指令する	30)			
1828				・10月、シーボルト事件 (書物奉行高橋景保、秘かに地図などをシーボルトに与えたとして捕らえられる)				
1829				・幕府、南陵一朱銀(文政一朱銀)を鑄造する ・この年、葛飾北斎「富嶽三十六景」出来る	1829年2月、清、銀の流出、アヘンの流入問題化する 1830年2月、ロ			
1830				天保			・天保～弘化(1830～1847)にかけて西本願寺が作成した『五畿内穢寺下帳』に記されている府域の五十五ヶ皮多寺と東本願寺派の寺院(摂津国二ヶ寺、河内国一ヶ寺)が確実に判明する	ンドン議定書によりギリシャの独立が国際的に承認される
1831	・長州藩、村田清風が財政再建に着手する	・琉球の本草書である『御膳本草』は、渡嘉敷親雲上通寛が、1832年(天保3年)に編纂						
1832	・天保の飢饉始まる							
1833	・歌川広重「東海道五十三次」							
1836	・甲州一揆、起こる							
1837	家慶						・大塩平八郎の乱 ・モリソン号事件(浦賀で、アメリカ船のモリソン号を砲撃)	
1838							・緒方洪庵、大阪に適々齋塾を開く ・松平春嶽、越前福井藩主となる	
1839							・ <b>蛮社の獄</b> ・水野忠邦、老中首座に就く	
1840							・オランダ船、アヘン戦争の勃発を伝える	1840-42年、アヘン戦争
1841							・天保の改革(1841-1843) ・株仲間解散令	1842年、英国、清国の間で、南京条約結ばれ、香港、英国に租借
1842				・物価引下令 ・薪水給与令(しんすいきゅうよれい)が出される(打払令、緩和される)				
1843				・人返し令、出される				
1844	弘化			・弘化年間(1844～1848)には蒲生郡南野に屠場を開き、年間牛馬の屠畜数は1,000～3,000頭に達したと言われている。それらの集めた牛馬を江州高宮宿の博労が買い取る」である。(加茂儀一,1956)				

1846		孝明		<ul style="list-style-type: none"> <li>・2月 江川英龍、伊豆七島巡視</li> <li>・4月、仏米船など日本に渡来</li> <li>・10月 幕府、朝廷に外国船渡来の状況を報告</li> </ul>	
1848	嘉永			<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国船の対馬、五島、蝦夷地、陸奥沿岸など航行が増加し、幕府、打払令復活など検討、対応に苦慮する</li> </ul>	1848年、パリで二月革命 同年、マルクス、エンゲルスが「共産党宣言」を発表する
1849				<ul style="list-style-type: none"> <li>・幕府、打払令復活を予告し諸大名に防備の強化を命じる</li> </ul>	
1850				<ul style="list-style-type: none"> <li>・江川英龍、葦山に反射炉を建造</li> </ul>	
1851				<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月 十組問屋ほか株仲間の再興許可</li> </ul>	1851年、太平軍、清朝討伐を宣言
1852				<ul style="list-style-type: none"> <li>・オランダ商館長、来年米国が来航し開国を要求するとの情報を幕府に伝える</li> </ul>	
1853				<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東地方に地震</li> <li>・6月、ペリー、軍艦4隻を引き連れ浦賀に来航、<b>開国を迫る</b></li> </ul>	1853年、太平軍、南京を占領し、北伐開始 1854年、上海アメリカ租界成立
1854	安政	家定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月、ペリー、軍艦7隻を率いて再び、神奈川沖に来泊</li> <li>・3月、<b>日米和親条約を締結</b></li> <li>・6月、近畿地方に大地震</li> <li>・8月、日英和親条約</li> <li>・11月、大地震発生し、東海道の交通途絶する、下田に津波、プチャーチン乗船の露艦船沈没</li> <li>・12月、日露和親条約</li> </ul>	同年3月、英・仏、ロシアに宣戦布告（クリミア戦争）	
1855			<ul style="list-style-type: none"> <li>・2月、幕府、全蝦夷地を収公する</li> <li>・7月、幕府、長崎に海軍伝習所設置</li> <li>・9月、幕府、米、英、露国との条約締結について朝廷に報告する</li> <li>・10月、安政の大地震 倒壊消失家屋 14346戸、町人の死者 4千人余</li> <li>・10月、日仏和親条約</li> <li>・12月、日蘭和親条約</li> </ul>	1855年5月、パリ万国博覧会開催される	
1856			<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月、米国総領事ハリス、下田に着任し、玉泉寺に領事館を置く</li> <li>・11月、薩摩藩、天璋院篤姫が家定に輿入れ</li> </ul>	1856年12月、南アフリカ共和国成立	
1857			<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月、下田協約を締結</li> <li>・8月、日蘭追加条約を締結</li> </ul>		

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月、日露追加条約締結</li> <li>・10月、米大統領親書を携え、ハリス登城</li> </ul>	
1858		家茂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月、井伊直弼、大老に就任</li> <li>・6月、<b>日米修好通商条約</b>を締結</li> <li>・9月、<b>安政の大獄</b>、始まる</li> </ul>	
1859			安政6年には箱館、横浜、長崎(下田を閉鎖)が <b>開港</b> され、本格的な貿易が開始された。	1859年、ダーウィン「種の起源」刊行される
1860	万延		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月、勝海舟、咸臨丸で米国へ出立</li> <li>・3月、<b>桜田門外の変</b>(水戸浪士らが井伊直弼を暗殺)</li> <li>・5月、京都所司代酒井忠義、将軍家茂と皇妹和宮との婚儀勅許の斡旋を、関白九条尚忠に請う</li> <li>・9月、英仏連合軍による北京攻略、オールコックから幕府に伝わる</li> </ul>	
1861	文久		・皇女和宮、将軍家茂に輿入れ	1861年、英仏連合軍、北京に入城、
1862			<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛解場(屠殺場)建て</li> <li>・2月、将軍家茂と和宮の婚儀、江戸城内で行われる</li> <li>・7月、幕府、慶喜を将軍後見職とする</li> <li>・8月、<b>生麦事件</b>(薩摩藩士がイギリス人を殺傷)</li> </ul>	清英条約、清仏条約締結 1861年、米国、南北戦争勃発 1863年、米国、奴隷解放宣言発布
1863			<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月、家茂、将軍として230年ぶりに上洛</li> <li>・5月、幕府、生麦事件などの賠償金11万ポンドを英国に交付する</li> <li>・同月、長州藩、米国商戦を砲撃する</li> <li>・同月、老中格の小笠原長行、兵2000人を率いて大坂に上陸</li> <li>・6月、将軍、長行の入京を阻止し、長行を罷免する</li> <li>・同月、米軍艦、長州藩砲台を攻撃しこれを占拠</li> <li>・7月、薩英戦争</li> <li>・8月、<b>八月十八日の政変</b>により長州藩、尊王攘夷派京都から追放される</li> <li>・同月、天誅組の変起こる</li> </ul>	
1864	元治		<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月、天狗党拳兵</li> <li>・6月、新撰組、池田屋を襲撃</li> <li>・7月、長州藩兵、幕府軍と禁裏諸門で交戦する(禁門の変)</li> </ul> <p>元治元(1864)年、横浜の外人間で始まった牛肉の商売は次第に盛んになり、この時期には、牛肉の需要が増えた。牛肉御用商人として公使館に牛肉を納めるようになったのが中川嘉兵衛である。彼は横浜の外人商館から牛肉を買い入れて公使館へ運んでいた</p>	1864年、第一インターナショナル、ロンドンで結成される

			<p>が、真夏には牛肉が運搬の途中で腐敗する問題が起こった。そこで中川嘉兵衛は東京で「屠牛所」を設置した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月、長州藩、幕府に恭順謝罪のため、奇兵隊など諸隊の解散を命令</li> <li>・12月、高杉晋作ら、馬関を襲撃</li> </ul>	
1865	慶応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月、高杉晋作ら馬関を再度襲撃、占拠する</li> <li>・2月、長州藩の藩論が幕府への強硬姿勢に一変する</li> <li>・5月、第二次長州征伐 (幕府、紀州藩主徳川茂承を征長先鋒総督に任命)</li> <li>・同月、将軍家茂、上京参内し、長州藩再征を奏上する</li> <li>・7月、長州藩井上、伊藤らが薩摩藩の斡旋で、グラバーから鉄砲購入する</li> <li>・9月、英米仏蘭4国代表、条約勅許・兵庫開港を求め軍艦で兵庫沖に来航</li> <li>・10月、家茂、条約勅許と兵庫開港を朝廷に奏請</li> <li>・同月、朝廷、条約は勅許するも、兵庫開港は不許可と裁定</li> </ul>	1865年、米国、南北戦争終わる
1866			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月、<b>薩長同盟密約成立</b></li> <li>・7月、将軍家茂大坂城内で死去</li> <li>・9月、幕府長州休戦を協定する</li> <li>・12月、徳川慶喜、征夷大將軍に補任される</li> </ul>	1866年、米国、公民権法成立・独 国、プロイセンで国民自由党結成さ れ、ビスマルクの与党となる
1867		明治	<p>慶喜</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慶喜、英仏蘭代表と会見し、兵庫開港を確約する</li> <li>・5月、土佐藩板垣・中岡らと薩摩藩西郷・小松ら京都で倒幕を密約</li> <li>・西郷・大久保ら京都で、大政奉還などの薩土盟約7か条を結ぶ</li> <li>・9月、薩長芸3藩挙兵倒幕を約す</li> <li>・10月、 <ul style="list-style-type: none"> <li>● *3日、土佐藩、幕府へ大政奉還を建白</li> <li>● *6日、薩摩大久保、長州品川、王政復古策岩倉具視らと協議</li> <li>● *13日、慶喜、在京10万石以上の諸藩重臣を二条城に集め、大政奉還を諮問</li> <li>● *14日、慶喜、大政奉還上表を朝廷に提出</li> <li>● *同日、長州藩宛てに倒幕の密勅出される</li> </ul> </li> </ul>	1867年 ・ノーベル、ダイナマイト発明する ・マルクス「資本論」(第一巻刊)

			<ul style="list-style-type: none"> <li>*15日、慶喜、参内し<b>大政奉還の勅許の沙汰書</b>を受ける。大政奉還に従って王政復古大号令が行われた。尊王攘夷から尊王開国へ戊辰戦争を経て、続いて急進的な近代化政策を推進していく事となる。</li> </ul> <p>・12月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*7日、兵庫開港される</li> <li>*12日、慶喜、大坂城に退去</li> <li>*25日、旧幕府、江戸薩摩藩邸襲撃焼き討ちする</li> </ul>	
1868			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月、鳥羽・伏見の戦い(戊辰戦争が勃発)</li> <li>・4月、倒幕軍、江戸入城し、慶喜、水戸へ退去する</li> <li>・5月、奥羽越列藩同盟成立。 同月、徳川家達を駿河府中 70 万石に封ずる</li> <li>・7月、江戸を東京と改称封建崩壊寸前の幕府から「身分引き上げ」の処置を受けた13代目<b>弾左衛門</b>は、<b>町奉行廃止</b>(1868)の実施により新政府の市政裁判所に「平民」とし編入され、従来の支配権益が相当に縮小している。皮剥屠牛特権を失った弾左衛門では、最後の延命策に軍事産業を選んで、兵部省から皮革製造の許可を得て、皮革産業の振興に邁進しながら、育った職人達が全国に散らばり、洋式製革製靴産業に先駆的な役割を果たした。</li> <li>・9月、明治と改元される</li> <li>・大阪開港</li> <li>・12月、榎本武揚ら蝦夷地を占領し五稜郭を本営とする</li> </ul>	<p>1869年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月、上海共同租界に会審衛門成立</li> <li>・5月、米国、大陸間横断鉄道完成</li> <li>・11月、スエズ運河開通</li> </ul>
1869			<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月、新政府軍、函館総攻撃を開始し、榎本武揚、降伏(戊辰戦争終わる)</li> </ul>	<p>1870年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月、普仏戦争始まる</li> <li>・9月、フランス、共和制を宣言(第三共和制)</li> <li>・10月、ローマイタリアに併合され、イタリアの国土統一完成する</li> </ul>
1870			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月、山口藩諸隊脱隊兵士、藩庁を包囲するも木戸孝允が藩兵により鎮圧</li> </ul>	
1871			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>版籍奉還</b>」に続いて、明治四年「<b>弊牛馬勝手処置令・廃藩置県・賤民解放令</b>…」のように一連の改革政策が進み、日本における封建体制の崩壊し、それまでの藩を廃止して、かくして武家政治が徳川幕府と共に終を告げた。</li> </ul>	
1872			<ul style="list-style-type: none"> <li>・明治五年「<b>肉食解禁令</b>」</li> </ul>	
1875			<ul style="list-style-type: none"> <li>・明治八年牛鍋屋が東京で 100 軒を超え、2年後には 558 軒と激増</li> </ul>	
1877			<ul style="list-style-type: none"> <li>・西南戦争(士族の最大の反乱)</li> </ul>	
1879			<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県が設置される</li> </ul>	
1883			<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県内の家畜数は牛 20,153 馬 14,581 豚 56,609</li> </ul>	
1889			<ul style="list-style-type: none"> <li>・羊 36,507。豚の屠畜数全国1位。</li> </ul>	

			・1889年~1890年 沖縄県の牛乳屋が初めて開店する。牛乳を飲む習慣が広がる。	
1910			戦前、1910年の日韓併合以降、朝鮮人の流入に伴い、『補山林経済』『東医宝鑑』『飲食知味方』『鼎俎志』等に記される宮廷料理や郷薬の提示により伝わってきた養生論や内臓食の知識が日本で広がり、屠場で捨てられた臓物を煮たり焼いたりして、内臓料理を食べる日本人も徐々に増えていた。薬膳も近年になって流行した	
1953			「と畜場法実施規制」(1953)における文字上に”屠畜”から”と畜”へ転換されたり、色濃かった穢れ忌避のような日本独特な屠畜思想	
1983				・1983年から全国調査で『中国中薬区划』により、中薬資源の中に動物資源では1,581種類が使われ、脊椎動物が62%を占めている。動物副生物における”臓器生化製剤”などという新医薬開発の応用生産まで
2001			BSE問題の発生(2001)	
2002			同和立法は延長を重ねてきて2002年に終結するまで33年間で、	
2016			2016年12月9日に参議院で「部落差別解消推進法」を可決・成立させた。しかし、同和対策の終結から10年以上経過した現在でも、なぜ、この時代錯誤的な法律が必要とされたのだろうか	

#### 4. 豚・牛の副食部位の活用状況に関するアンケート

調査結果（付表 4-1～付表 4-4）

付表 4-1 2015～2016 年における豚についての各と畜場の各部位の活用状況

	2015～2016年 豚										計	活用率
	脳	脊髄	耳介	外鼻	血液	足	精巣	陰茎	胆嚢	胆汁		
北海道	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	9	90%
青森	0	0	0	0	注1	0	0	0	0	0	0	0%
宮城	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	3	30%
茨城B	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	9	90%
埼玉	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	4	40%
千葉A	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	20%
千葉B	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	7	70%
神奈川A	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	9	90%
神奈川B	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
新潟	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	3	30%
岐阜A	豚を扱っていない										n.a.	n.a.
岐阜B	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	20%
静岡A	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3	30%
浜松B	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	5	50%
愛知	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	5	50%
京都	0	0	1	1	0.5	1	0	0	0	0	3.5	35%
大阪	0	1	1	1	0	1	0	0	1	1	6	60%
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
山口	豚を扱っていない										0	0%
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
佐賀	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	3	30%
沖縄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	100%
20社計	7	9	16	13	1.5	16	5	6	5	5		
活用率	35%	45%	80%	65%	8%	80%	25%	30%	25%	25%		

出所：筆者が実施したアンケート調査結果に基づく。

注1 '1' は各部位を活用している状況、'0' は廃棄している状況を示す。

注2 青森のと畜場が廃棄した他の部位は 胃、小腸、大腸、頭蓋、皮。血液は業者引取。

注3 岐阜のと畜場は枝肉出荷のため、本施設では廃棄していない。

注4 京都のと畜場の0.5 は血がわずかな量で、研究用と食用にされている。

注5 沖縄では血液は血粉として活用されている。

付表 4-2 2015～2016 年における牛についての各と畜場の各部位の活用状況

	2015～2016年 牛										計	活用率	
	脳	脊髄	耳介	外鼻	血液	足	精巣	陰茎	胆嚢	胆汁			
北海道	牛を扱っていない										n.a	n.a	
青森	0	0	0	0	注1	0	0	0	0	0	0	0	0%
宮城	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10%
茨城B	牛を扱っていない										n.a	n.a	
埼玉	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	20%	
千葉A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
千葉B	牛を扱っていない										0	0%	
神奈川A	0	0	1	1	0	1	1	1	1	1	7	70%	
神奈川B	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
岐阜A	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	10%	
岐阜B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
静岡A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
浜松B	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	10%	
愛知	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	10%	
京都	0	0	0	0	0.5	1	0	0	0	1	2.5	25%	
大阪	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	3	30%	
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
徳島	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	30%	
佐賀	0	0	0	0	0	n.a.	0	0	0	0	0	0	0%
沖縄	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	8	80%	
合計	0	0	3	2	1.5	7	3	3	5	5			
活用率	0%	0%	16%	11%	8%	37%	16%	16%	26%	26%			

出所：筆者が実施したアンケート調査結果に基づく。

注1 '1' は各部位を活用している状況、'0' は廃棄している状況を示す。

注2 青森のと畜場の廃棄した他の部位は胃、小腸、大腸、頭、皮で、血液は業者引取。

注3 宮城のと畜場は牛卵巣を医薬的利用。

注4 岐阜Aのと畜場は特定部位のみ廃棄している。

注5 岐阜Bのと畜場は枝肉出荷のため、本施設では廃棄していない。

注6 京都のと畜場の0.5は、わずかな量の血液が研究用と食用に利用されている状況を示す。

注7 沖縄のと畜場は、血液を血粉として活用。

付表 4-3 2020～2021 年における豚についての各と畜場の各部位の活用状況

	2020～2021年 豚																	計	活用率	
	脳	脊髄	耳介	外鼻	血液	足	精巢	陰茎	胆嚢	胆汁	頭蓋	大小腸	胃	皮膚	隣臓	胎盤	副腎			
北海道	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	94%	
青森	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
宮城	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
茨城B	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
埼玉	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	7	41%	
千葉A	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
千葉B	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
神奈川A	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
神奈川B	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	94%	
新潟	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	7	41%	
岐阜A	豚を扱っていない																	n.a.	n.a.	
岐阜B	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
静岡A	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	8	47%	
浜松B	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	9	53%	
愛知	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	10	59%	
京都	0	0	1	1	0.5	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	8.5	50%	
大阪	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
兵庫	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	94%	
奈良	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
山口	豚を扱っていない																	n.a.	n.a.	
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	n.a.	n.a.
佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	n.a.	n.a.
沖縄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	n.a.	n.a.
合計	7	8	12	11	3.5	12	7	6	6	6	12	12	12	12	9	6	7			
活用率	78%	89%	133%	122%	39%	133%	78%	67%	67%	67%	133%	133%	133%	133%	100%	67%	78%			

出所：筆者が実施したアンケート調査結果に基づく。

注1 '1' は各部位を活用している状況、'0' は廃棄している状況を示す。

注2 神奈川Bのと畜場は、血液を民間に委託処理している。

注3 静岡と畜場の副腎は廃棄されているが、腎臓については活用されている。

注4 京都と畜場の0.5は、わずかな量の血液が、研究用と食用に活用されている状況を示す。

付表 4-4 2020～2021 年における牛についての各と畜場の各部位の活用状況

	2020～2021年 牛																	計	活用率	
	脳	脊髄	耳介	外鼻	血液	足	精巢	陰茎	胆嚢	胆汁	頭蓋	大小腸	胃	皮膚	膀胱	胎盤	副腎			
北海道	牛を扱っていない																	n.a.	n.a.	
青森	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
宮城	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
茨城B	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	4	24%	
千葉A	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
千葉B	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
神奈川A	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
神奈川B	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	11	65%	
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3	18%	
岐阜A	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0.5	1	1	1	0	0	0	4.5	26%	
岐阜B	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
静岡A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3	18%	
浜松B	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	4	24%	
愛知	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	9	53%	
京都	0	0	0	0	0.5	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	6.5	38%	
大阪	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
兵庫	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	12	71%	
奈良	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
山口	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	13	76%	
徳島	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
佐賀	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
沖縄	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
合計	0	1	2	1	0.5	7	4	3	3	4	1.5	10	10	10	6	3	4			
活用率	0%	10%	20%	10%	5%	70%	40%	30%	30%	40%	15%	100%	100%	100%	60%	30%	40%			

出所：筆者が実施したアンケート調査結果に基づく。

注1 '1' は各部位を活用している状況、'0' は廃棄している状況を示す。

注2 神奈川 B のと畜場は、血液を民間に委託処理している。

注3 岐阜 A のと畜場では、ほほ肉、舌を除いて、特定危険部位（SRM）として焼却している。

注4 京都と畜場の 0.5 は、わずかな量の血液が、研究用と食用に活用されている状況を示す。

## 5. 2項ロジットモデルによる計算結果

(付表 5-1～5-6)

付表 5-1 部位ごとのダミー変数を中心とした分析 (表 8 と同じ)

	(1)	(2)		(1)	(2)
年	0.78173** (4.0924)	0.96748** (4.8642)	胆嚢	-1.27308** (-3.5769)	-1.78083** (-4.6349)
豚/牛	-1.28152** (-7.0493)	-1.33052** (-7.1438)	胆汁	-1.17949** (-3.3547)	-1.68556** (-4.4353)
脳	-1.80468** (-4.6224)	-2.32137** (-5.5617)	頭蓋		-0.94254 (-1.7408)
脊椎	-1.37003** (-3.796)	-1.87948** (-4.8310)	脾臓		-0.69872 (-1.2701)
耳介	-0.11494 (-0.3459)	-0.60145 (-1.6691)	胎盤		-2.15411** (-3.7869)
血液	-2.21173** (-5.1394)	-2.73433** (-6.0016)	副腎		-1.65145** (-3.0401)
足	0.65711 (1.8667)	0.18262 (0.4832)	定数項	0.57907** (2.4755)	1.03218** (3.8626)
陰莖	-1.27308** (-3.5769)	-1.78083** (-4.6349)	観測数	712	712
精巣	-1.37003** (-3.7960)	-1.87948** (-4.8310)	疑似R <sup>2</sup>	0.1858	0.2089

出所 計算結果に基づく。

注1 下段の ( ) 内の数字はZ値を示す。

注2 有意水準に関して、\*\*1%水準、\*5%水準。

付表 5-2 部位ごとのダミー変数を中心とした分析 (表 8 と同じ)

	(3)	(4)	(5)		(3)	(4)	(5)
年	1.50712** (6.2436)	1.31359** (4.5919)	1.60485** (5.3488)	埼玉	-0.2387 (-0.569)	-0.29753 (-0.634)	-0.31936 (-0.6557)
豚/牛	-1.13183** (-5.5317)	-1.40093** (-6.0121)	-1.4929** (-6.1493)	千葉A	-0.67963 (-0.834)	-0.84388 (-0.9418)	-0.88889 (-0.9733)
脳		-2.52861** (-5.1096)	-3.28965** (-6.1794)	千葉B	1.92395* (2.5371)	2.50007** (2.9597)	2.62663** (3.0564)
脊椎		-1.8379** (-4.136)	-2.57686** (-5.3283)	神奈川A	3.12464** (4.7847)	3.94829** (5.4064)	4.14338** (5.547)
耳介		-0.00336 (-0.0088)	-0.65317 (-1.5618)	神奈川B	1.57937** (3.0122)	2.00912** (3.3871)	2.09889** (3.4918)
血液		-3.1755** (-5.7214)	-3.95028** (-6.6978)	新潟	-0.66364 (-1.5144)	-0.81933 (-1.6824)	-0.88601 (-1.7473)
足		0.98536* (2.4553)	0.37995 (0.8816)	岐阜A	-0.13841 (-0.2451)	-0.18075 (-0.2923)	-0.21535 (-0.3317)
陰茎		-1.68645** (-3.8748)	-2.41939** (-5.0978)	岐阜B	-0.67963 (-0.834)	-0.84388 (-0.9418)	-0.88889 (-0.9733)
精巣		-1.83790** (-4.136)	-2.57686** (-5.3283)	静岡A	-0.55148 (-1.2753)	-0.68295 (-1.4185)	-0.73753 (-1.4725)
胆嚢		-1.68645** (-3.8748)	-2.41939** -5.0978	静岡B	-0.04435 (-0.1072)	-0.05462 (-0.1177)	-0.05714 (-0.1188)
胆汁		-1.54156** (-3.6088)	-2.26837** (-4.8621)	愛知	0.5027 (1.2408)	0.64048 (1.3992)	0.68574 (1.4503)
頭蓋			-1.27975* (-2.1402)	大阪	1.42547* (2.5462)	1.84273** (2.883)	1.95151** (2.9586)
膵臓			-0.98896 (-1.6376)	兵庫	0.76867 (1.8981)	0.98258* (2.1400)	1.04651* (2.2107)
胎盤			-2.78144** (-4.2632)	山口	1.15817* (2.2856)	1.45145* (2.5098)	1.5603** (2.6179)
副腎			-2.14541** (-3.5068)	徳島	-0.20263 (-0.2863)	-0.2598 (-0.3279)	-0.28 (-0.3443)
北海道	2.88732** (3.5929)	3.56611** (4.1158)	3.66427** (4.1778)	佐賀	-0.16846 (-0.2371)	-0.07985 (-0.0992)	-0.10591 (-0.1276)
青森	-0.67963 (-0.8340)	-0.84388 (-0.9418)	-0.88889 (-0.9733)	沖縄	3.96478** (4.8437)	4.90765** (5.5098)	5.12063** (5.6567)
宮城	0.16051 (0.2471)	0.20041 (0.2730)	0.20596 (0.2723)	定数項	-1.07666** (-3.4242)	-0.04431 (-0.1083)	0.54364 (1.2357)
茨城B	3.27388** (2.9763)	4.04384** (3.4669)	4.19178** (3.5645)	観測数	712	712	712
				疑似R <sup>2</sup>	0.2573	0.3882	0.4192

出所 計算結果に基づく。

注 1 下段の ( ) 内の数字は Z 値を示す。

注 2 有意水準に関して、\*\*1%水準、\*5%水準。

付表 5-3 ‘豚/牛×各部位’の交差項を用いた計算結果（表 10 右側の表の分析の全体の計算結果）

	(6)	(7)		(6)	(7)
年	1.36193** (5.5913)	1.49089** (5.9814)	千葉A	-0.67741 (-0.8309)	-0.67065 (-0.8211)
豚/牛×脊髄	-3.78006** (-3.3498)	-3.9068** (-3.4693)	千葉B	2.10934** (2.7824)	2.0897** (2.7529)
豚/牛×耳介	-1.54415** (-2.6176)	-1.6739** (-2.8112)	神奈川A	3.33855** (4.7399)	3.3861** (4.7618)
豚/牛×血液	-1.90159** (-2.9615)	-2.03402** (-3.1461)	神奈川B	1.64636** (3.0287)	1.70704** (3.0836)
豚/牛×足	0.54559 (1.2072)	0.45371 (0.9907)	新潟	-0.65743 (-1.5081)	-0.6774 (-1.5346)
豚/牛×陰茎	-0.96415 (-1.8416)	-1.08599* (-2.0487)	岐阜A	-0.53739 (-0.9352)	-0.41077 (-0.7022)
豚/牛×精巢	-1.23668* (-2.2401)	-1.36275* (-2.4411)	岐阜B	-0.67741 (-0.8309)	-0.67065 (-0.8211)
豚/牛×胆嚢	-0.71714 (-1.4298)	-0.83448 (-1.6419)	静岡A	-0.547 (-1.2710)	-0.56429 (-1.2945)
豚/牛×胆汁	-0.48929 (-1.0100)	-0.60203 (-1.2258)	静岡B	-0.04505 (-0.1091)	-0.04857 (-0.1160)
豚/牛×頭蓋		-2.01221* (-2.3654)	愛知	0.5052 (1.2421)	0.5183 (1.2569)
豚/牛×脾臓		0.00931 (0.0133)	大阪	1.45166* (2.5551)	1.4697** (2.5694)
豚/牛×胎盤		-1.40801 (-1.8716)	兵庫	0.77743 (1.906)	0.79845 (1.9312)
豚/牛×副腎		-0.90632 (-1.2827)	山口	0.93982 (1.7732)	1.09643* (2.0444)
北海道	3.12146** (3.9071)	3.05831** (3.8100)	徳島	-0.19988 (-0.2820)	-0.19223 (-0.2705)
青森	-0.67741 (-0.8309)	-0.67065 (-0.8211)	佐賀	-0.07785 (-0.1093)	-0.07549 (-0.1057)
仙台	0.16435 (0.2525)	0.17308 (0.2650)	沖縄	4.36586** (4.7465)	4.42893** (4.7753)
茨城B	3.45927** (3.1452)	3.43962** (3.1255)	定数項	-1.26204** (-4.0205)	-1.2424** (-3.9287)
埼玉	-0.23807 (-0.5691)	-0.24716 (-0.5830)	観測数	712	712
			疑似R <sup>2</sup>	0.2772	0.2895

出所 計算結果に基づく。

注1 下段の ( ) 内の数字はZ値を示す。

注2 有意水準に関して、\*\*1%水準、\*5%水準。

付表 5-4 ‘牛/豚×各部位’の交差項を用いた計算結果（表 10 の(6)’と(7)’の全体結果）

	(6)'	(7)'		(6)'	(7)'
牛/豚×年	1.77515**	1.7439**	千葉A	-0.99907	-0.9989
	6.5476	6.3419		-1.0358	-1.0322
牛/豚×脊椎	0.62931	0.6558784	千葉B	3.12773**	3.12299**
	1.2523	1.2523		3.582	3.5715
牛/豚×耳介	3.31426**	3.33684**	神奈川A	3.54733**	3.55093**
	5.3138	5.3472		5.1141	5.1092
牛/豚×血液	-2.43685**	-3.2898**	神奈川B	1.63028**	1.68329**
	-3.3195	-2.42203		3.028	3.0835
牛/豚×足	3.31426**	5.3472**	新潟	-0.72303	-0.7676
	5.3138	3.33684		-1.5576	-1.604
牛/豚×陰茎	-0.65578	-0.6321207	飛騨	-0.64877	-0.60987
	-1.1744	-1.1269		-1.143	-1.0667
牛/豚×精巢	-0.65578	-0.63212	岐阜	-0.99907	-0.9989
	-1.1744	-1.1269		-1.0358	-1.0322
牛/豚×胆嚢	-0.95513	-0.93308	静岡	-0.59791	-0.63304
	-1.6491	-1.6034		-1.3075	-1.3459
牛/豚×胆汁	-0.95513	-0.93308	浜松	-0.04021	-0.04294
	-1.6491	-1.6034		-0.0922	-0.0965
牛/豚×頭蓋			名古屋	0.55628	0.57471
				1.302	1.3244
牛/豚×膀胱		0.61444	大阪	1.70552**	1.71147**
		0.7834		2.842	2.8422
牛/豚×胎盤		-1.17903	神戸	0.84746*	0.87228*
		-1.3698		1.9819	2.0124
牛/豚×副腎		-0.53209	山口	0.68723	0.72136
		-0.6752		1.3391	1.396
北海道	4.20989**	4.23096**	徳島	-0.32134	-0.31829
	4.6813	4.7115		-0.3872	-0.3822
青森	-0.999072	-0.9989	佐賀	-0.26424	-0.26147
	-1.0358	-1.0322		-0.3155	-0.3111
仙台	0.17911	0.18375	沖縄	4.4622**	4.46454**
	0.2409	0.2463		5.1375	5.1346
茨城B	4.77579**	4.77084**	定数項	-1.92126	-1.93375
	3.9394	3.9312		-5.4883	-5.4614
埼玉	-0.25276	-0.26618	観測数	712	703
	-0.5714	-0.588	疑似R <sup>2</sup>	0.3333	0.338

出所 計算結果に基づく。

注1 下段の( )内の数字はZ値を示す。

注2 有意水準に関して、\*\*1%水準、\*5%水準。

注3 牛/豚ダミーの変数は、'0'で牛、'1'で豚と、「豚/牛」と逆になる。

付表 5-5 各部位のダミー変数に‘年×と畜場’の交差項を加えた計算結果（表 12 の右側の表の分析全体の結果）

	(8)	(9)		(8)	(9)
年	0.19943 (0.6264)	0.41072 (1.2490)	胎盤		-2.65558** (-3.9928)
豚/牛	-1.42049** (-7.0217)	-1.49334** (-7.1285)	副腎		-1.96935** (-3.1473)
脳	-2.11251** (-4.9631)	-2.67832** (-5.8806)	年 × 北海道	2.86538** (2.5944)	2.88735** (2.6202)
脊椎	-1.61474** (-4.1386)	-2.16482** (-5.1598)	年 × 埼玉	-0.56014 (-1.1299)	-0.59803 (-1.1664)
耳介	-0.22842 (-0.6509)	-0.7454* (-1.9689)	年 × 神奈川B	2.11304** (3.8146)	2.19603** (3.9094)
血液	-2.58714** (-5.4733)	-3.1702** (-6.3021)	年 × 新潟	-0.73163 (-1.4541)	-0.7819 (-1.5013)
足	0.59496 (1.6252)	0.09046 (0.2311)	年 × 岐阜A	0.05463 (0.0853)	0.03775 (0.0566)
陰茎	-1.5051** (-3.9189)	-2.05205** (-4.9641)	年 × 静岡A	-0.56014 (-1.1299)	-0.59803 (-1.1664)
精巣	-1.61474** (-4.1386)	-2.16482** (-5.1598)	年 × 愛知	0.6894 (1.4284)	0.72894 (1.4699)
胆嚢	-1.5051** (-3.9189)	-2.05205** (-4.9641)	年 × 兵庫	2.34701** (4.0726)	2.43175** (4.1714)
胆汁	-1.39972** (-3.6957)	-1.94376** (-4.7644)	年 × 山口	2.51004** (3.6157)	2.62177** (3.7490)
頭蓋		-1.03066 (-1.6940)	定数項	0.80977** (3.2139)	1.3044** (4.5345)
臍臓		-0.7192 (-1.1736)	観測数	712	712
			疑似R <sup>2</sup>	0.2677	0.2941

出所 計算結果に基づく。

注 1 下段の ( ) 内の数字は Z 値を示す。

注 2 有意水準に関して、\*\*1%水準、\*5%水準。

付表 5-6 都市人口比を検討に入れた計算結果 (表 13 の全体の結果)

	(10)	(11)		(10)	(11)
年	0.53949** (2.7146)	0.72404** (3.5077)	胆嚢	-1.33093** (-3.6550)	-1.87613** (-4.7495)
豚肉/牛肉	-1.18796** (-6.4003)	-1.23761** (-6.5019)	胆汁	-1.23334** (-3.4272)	-1.77652** (-4.5452)
脳	-1.88198** (-4.7260)	-2.43764** (-5.6981)	頭蓋		-0.99855 (-1.8008)
脊椎	-1.43184** (-3.8796)	-1.97907** (-4.9502)	膵臓		-0.74332 (-1.3187)
耳介	-0.11323 (-0.3317)	-0.63148 (-1.7006)	胎盤		-2.2563** (-3.8922)
血液	-2.30025** (-5.2558)	-2.86262** (-6.1498)	副腎		-1.73682** (-3.1301)
足	0.68335 (1.8936)	0.1808 (0.4658)	<i>ln</i> 都市人口比	1.72766** (5.1275)	1.80126** (5.2195)
陰茎	-1.33093** (-3.6550)	-1.87613** (-4.7495)	定数項	-6.52955** (-4.6388)	-6.34901** (-4.4222)
精巣	-1.43184** (-3.8796)	-1.97907** (-4.9502)	観測数	712	712
			疑似R <sup>2</sup>	0.2155	0.2399

出所 計算結果に基づく。

注 1 下段の ( ) 内の数字は Z 値を示す。

注 2 有意水準に関して、\*\*1%水準、\*5%水準。